

調布市地域防災計画

風 水 害 編
(案)

調 布 市 防 災 会 議

第 I 部

総 則

第Ⅰ部 総則

第Ⅰ章 計画の方針

第Ⅰ節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、調布市防災会議が策定するものです。

風水害災害対策は、市、都及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における風水害等に係る予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

特に災害対策では、「空振り三振は認めるが、見逃し三振は許されない」という意識を全市民で共有し、常に最悪の事態を想定して応急対策に当たります。

第Ⅱ節 計画の性格及び範囲

- 1 この計画は、防災に関して、調布市、東京都、指定地方行政機関等が取り組む業務を明確にし、業務の一貫性を図る能動的な計画です。
- 2 この計画は、災害に対処するための恒久的な計画であり、法令等に特別の定めがある場合のほか風水害等の災害に関しては、この計画によります。

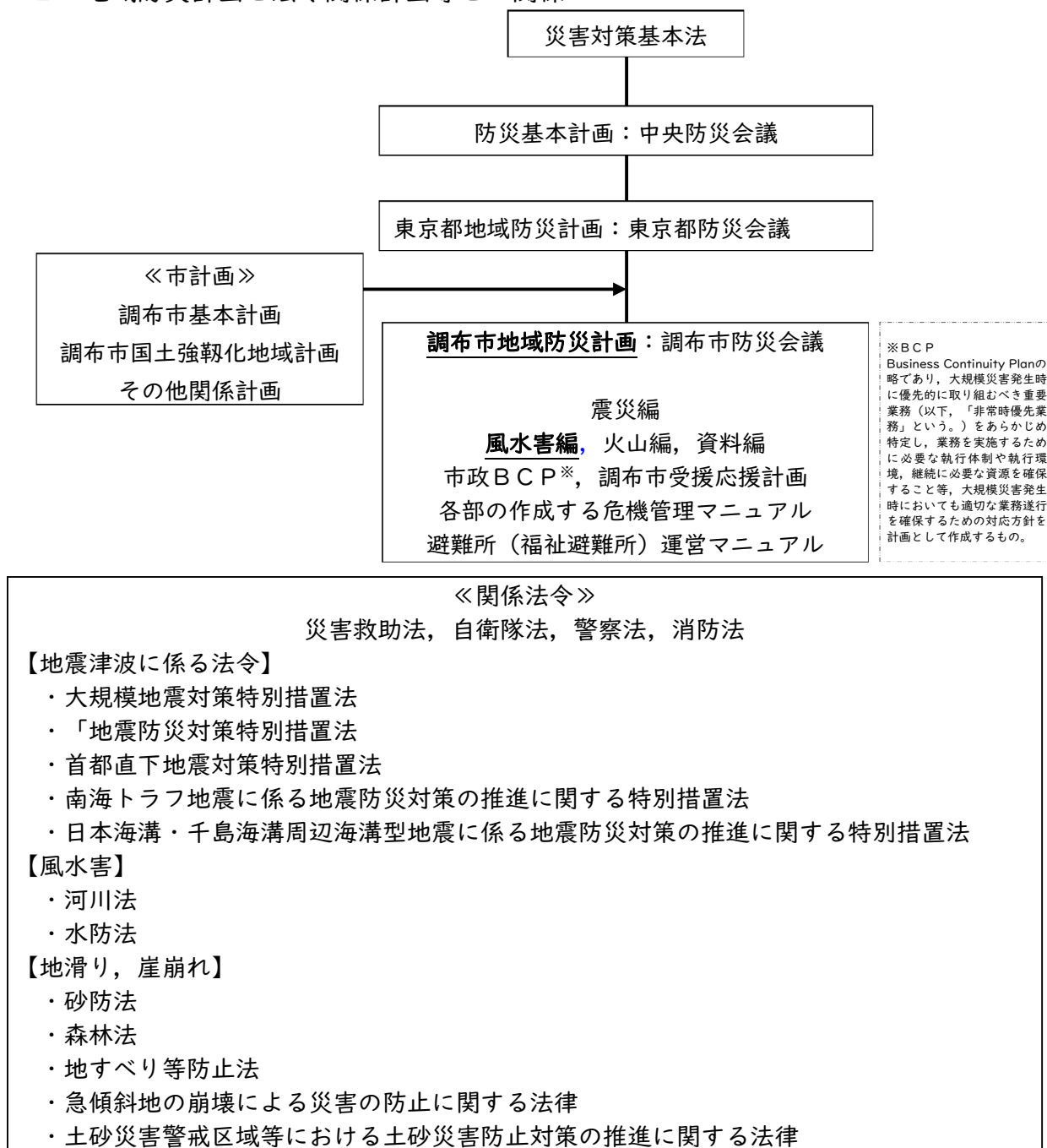
第Ⅲ節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、修正します。各防災機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第4節 他の法令に基づく計画との関係

1 この計画は、調布市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものです。したがって、災害対策基本法第42条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）、防災業務計画、東京都地域防災計画と整合を図った計画としています。

2 地域防災計画と法令関係計画等との関係



第5節 計画の習熟

各防災機関は、不断に研究・訓練その他の方法によりこの計画の習熟に努めなければなりません。

第2章 防災機関の役割

第1節 調布市

Ⅰ 調布市の役割

役 割
○ 調布市防災会議に関すること。 ○ 防災に係る組織及び施設に関すること。 ○ 災害情報の収集及び伝達に関すること。 ○ 緊急輸送の確保に関すること。 ○ 避難指示等及び誘導に関すること。 ○ 消防及び水防に関すること。 ○ 医療，防疫及び保健衛生に関すること。 ○ 外出者の支援に関すること。 (外出者の行動ルールについては「地域防災計画 資料編 2」による。) ○ 応急給水に関すること。 ○ 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 ○ 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 ○ ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ○ 公共施設の応急復旧に関すること。 ○ 災害復興に関すること。 ○ 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 ○ 防災市民組織の育成に関すること。 ○ 事業所防災に関すること。 ○ 防災教育及び防災訓練に関すること。 ○ その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

(Ⅰ) 各部の分掌事務

市は分掌事務について、平時から体制整備及び訓練を行います。

部等名	担当課等	分掌事務
災害対策行政 経営部 (責任者：行政 経営部長／ 副：次長)	【指令・統括班】 企画経営課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 他自治体に対する救援物資の提供要請，避難住民，災害廃棄物の受け入れ要請等に係る事務手続 4 災害復興に関する以下の事項 (1) 計画作成の方針検討 (2) 計画に係る庁内原案の作成 (3) 既存計画との整合性の確保 (4) 各部との調整 5 東京都調布飛行場の災害時運用に関する調整 6 東京スタジアム及び武蔵野の森総合スポーツプラザとの避難所利用における連絡調整及びその運営に係る事務

部等名	担当課等	分掌事務
		7 調布基地跡地運動広場等駐車場の自家用車避難場所としての利用における連絡調整及びその運営に係る事務 8 他部への応援 9 その他、特命事項
	【財政班】 財政課	1 災害対策予算及び決算その他財務に関する事務手続 2 他部への応援 3 その他、特命事項
	【秘書班】 秘書課	1 本部長、副本部長の行動予定の作成・調整・管理 2 本部長室の秘書 3 本部長への連絡及び登庁態勢管理 4 他部への応援 5 その他、特命事項
	【広報班】 広報課	1 避難に係る情報、被害情報、生活支援に係る情報、その他の災害関連情報の広報の実施 2 報道機関との連絡及び情報提供 3 災害時広報及び放送要請に関する総合調整 4 写真等による情報の収集及び記録 5 他部への応援 6 その他、特命事項
	【システム班】 デジタル行政推進課	1 情報機器の保守・運用 2 災害時情報通信態勢の確立 3 庁内情報システムの復旧 4 デジタル行政推進課所管以外の情報システムの復旧支援 5 他部への応援 6 その他、特命事項
	【風水害協定先避難所班】 企画経営課 財政課 デジタル行政推進課	1 風水害時災害協定に基づく避難所の運営 2 風水害時の避難者名簿の取りまとめに関すること。 3 他部への応援 4 その他、特命事項
災害対策総務部 (責任者：総務部長／ 副：次長)	【指令・統括班】 総務課 検査担当 法制課	1 部に係る体制、情報収集、報告、指示、命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示、実行調整 3 災害時義捐金等の受け入れ 4 災害応急対策活動、復旧活動に関する法務相談 5 市災害対応記録に係る災害統計資料の収集と整理、各種活動の記録 6 他部への応援

部等名	担当課等	分掌事務
		7 その他，特命事項
	【人的受援班】 人事課	1 職員の安否情報の収集と罹災職員に対する措置の検討・実施 2 職員動員構想に基づく市職員の動員に係る細部調整 3 発災中期以降の動員構想に基づく人員の調整及び他自治体への職員派遣要請 4 災害対策に従事する職員の配置及び管理全般 (1) 服務要領管理 (2) 公務災害補償 (3) 宿泊場所の確保・調整，職員の飲食料数の把握 5 初動要員・避難所担当職員等の任命・解任・管理全般 6 臨時作業員の雇用 7 受援構想に基づく人的受援態勢に係る以下の業務 (1) 受入れ施設の準備 (2) 人員受入れ，送り出し調整 8 災害救助法に基づく人件費の取りまとめ 9 他部への応援 10 その他，特命事項
	【物的受援班】 契約課	1 災害対策に従事する職員の飲食料の確保，配分 2 救援物資対策に関する物資集積場所の開設・運営及び救援物資の管理 3 災害対策用物資に係る各部要望の把握，調達，配分 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【管財班】 管財課	1 車両の管理及び配分 2 車両等輸送機材の調達 3 災害対策本部関連スペースの確保 4 災害対策に必要な用地確保 5 車両及び非常用電源の燃料の調達 6 災害に従事する職員の駐車場の確保 7 被災者生活再建支援窓口の確保に係る調整 8 庁舎施設の点検，維持管理及び警備 9 他部への応援 10 その他，特命事項
	【営繕班】 営繕課	1 市施設の点検及び維持管理 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【風水害協定先 避難所班】	1 風水害時災害協定に基づく避難所の運営

部等名	担当課等	分掌事務
	総務課 法制課 人事課 契約課 管財課 営繕課	2 風水害時の避難者名簿の取りまとめに関するこ と。 3 他部への応援 4 その他，特命事項
議会事務局 (責任者：議 会事務局長／ 副：次長)	【渉外班】	1 調布市議会災害対策支援本部との連携支援 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への 指示，実行調整 3 市議会との調整 4 他部への応援 5 その他，特命事項
災害対策市民部 (責任者：市民 部長／ 副：次長)	【指令・統括班】 市民税課 市民相談課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への 指示，実行調整 3 市税の減免措置及び徴収猶予に係る対応方針の策 定，措置の実行並びにその他の税に係る関係機関と の調整 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【避難所班】 市民税課 納税課 市民課 神代出張所 資産税課	1 避難所運営に係る事務 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【罹災証明班】 市民税課 納税課 資産税課	1 罹災証明の調査・発行 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【相談班】 市民相談課	1 災害に関する広聴相談 2 被災者の相談窓口の設置・運営 3 他部への応援 4 その他，特命事項
災害対策生活文 化スポーツ部 (責任者：生活 スポーツ部長／ 副：次長)	【指令・統括班】 文化生涯学習課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への 指示，実行調整 3 避難対策に関する生活文化スポーツ部所管施設に 対する処置 4 文化会館たづくり・グリーンホール，地域福祉セ ンター等所管施設の利用調整

部等名	担当課等	分掌事務
		5 御遺体処置に係る措置の総合調整 (1) 収容, 搬送, 身元確認, 検案, 火葬等に係る実施構想の策定 (2) 発災後の収容所設置, 開設, 運営 (3) 遺体収容所の設置に係る広報 (4) 棺確保, 御遺体引渡し, 御遺族対応 (5) 広域火葬構想, 計画の策定 6 外国人に関する情報連絡及び都, 関係機関との連携 7 他部への応援 8 その他, 特命事項
	【物資管理班】 協働推進課 スポーツ振興課 農政課	1 備蓄物資, 受援物資の管理 2 救援物資対策に関する協定先からの物資の調達, 物資集積場への要員の配置 3 マインズ農協と連携して, 市内の農作物や農業用施設の被害状況把握 4 住民及び自治会・防災市民組織など住民団体への災害関連情報の伝達・通知 5 他部への応援 6 その他, 特命事項
	【帰宅困難者対策・救援物資対策班】 産業振興課 文化生涯学習課 多様性社会・男女共同参画推進課	1 駅前の帰宅困難者等の誘導及び一時滞在施設運営に関すること 2 一時滞在施設の受入れ名簿のとりまとめに関すること。 3 他部への応援 4 その他, 特命事項
	【風水害避難所班】 文化生涯学習課 産業振興課 協働推進課 スポーツ振興課 農政課 多様性社会・男女共同参画推進課	1 風水害時の避難所運営（たづくり・グリーンホール）に関すること。 2 風水害時の避難者（たづくり・グリーンホール）名簿の取りまとめに関すること。 3 他部への応援 4 その他, 特命事項
災害対策子ども生活部 (責任者：子ども生活部長／副：次長)	【指令・統括班】 子ども政策課 保育課 子ども家庭課	1 部に係る体制, 情報収集, 報告, 指示, 命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示, 実行調整 3 要配慮者対策に関する実施構想に基づく保育園児の保護及び保護者への引渡要領の策定 4 被災母子家庭及び被災父子家庭に対する災害相談

部等名	担当課等	分掌事務
		の実施 5 災害孤児対応構想，計画の策定 6 応急保育計画の策定，調整及び実行 7 他部への応援 8 その他，特命事項
	【避難所班】 子ども政策課 子ども家庭課 保育課 児童青少年課	1 乳幼児，児童等の安全確保及び親族への引渡し 2 避難所運営に係る事務 3 災害孤児への対応 4 他部への応援 5 その他，特命事項
災害対策福祉健康部 (責任者：福祉健康部長／副：次長)	【指令・統括班】 福祉総務課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 福祉避難所に係る措置の総合調整 4 保健師の要請及び保健医療班との活動調整 5 被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく義捐金配分 6 要配慮者対策に係る実施構想に基づく要介護高齢者及び心身障害者に係る措置 7 要配慮者対策に係る措置の総合調整 8 被災者生活再建対策に係る措置の相互調整 9 他部への応援 10 その他，特命事項
	【福祉班】 生活福祉課 高齢者支援室（介護保険担当） 保険年金課 障害福祉課 子ども発達センター	1 福祉避難所の開設及び運営 2 御遺体の洗浄，保全，管理台帳の作成 3 福祉避難所の避難者名簿の取りまとめ 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【避難行動要支援者支援班】 高齢者支援室（高齢福祉担当） 障害福祉課	1 要配慮者の避難誘導，安否確認，避難状況の把握及び支援（要配慮者等避難バスによる輸送等を含む） 2 避難所との連携及び情報共有 3 他部への応援 4 その他，特命事項
	【ボランティア】	1 社会福祉関係団体への協力要請

部等名	担当課等	分掌事務
	ア班】 福祉総務課 生活福祉課	2 ボランティアの支援に係る総合調整 3 他部への応援 4 その他，特命事項
	【保健医療班】 健康推進課 保険年金課 子ども発達センター ※保健師は他部署職員も含め，優先的に従事（避難行動要支援者支援班を除く）	1 保健及び医療全般に係る事務 2 災害対策医療本部の運営 3 医療スタッフ，負傷者等の搬送に係る事務 4 医療用医薬品等の保管，仕分け等の管理並びに輸送の情報収集及び統括 5 緊急医療救護所に係る事務 6 乳幼児及び妊産婦の救護及び支援 7 他部への応援 8 その他，特命事項
	【被災者生活再建支援班】 福祉総務課 生活福祉課 保険年金課 高齢者支援室（介護保険担当）	1 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の融資 2 義捐金品の受領及び配分 3 被災者生活再建支援全般に係る事務 4 他部への応援 5 その他，特命事項
災害対策環境部 （責任者：環境部長／副：次長）	【指令・統括班】 環境政策課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示，実行調整 3 災害廃棄物対策に関する実施構想に，基づく公害対策，廃棄物処理の実施 4 所管施設の応急復旧計画の作成，調整，実行 5 放射性物質対策に係る構想，計画の策定 6 他部への応援 7 その他，特命事項
	【物資等輸送班】 緑と公園課 ごみ対策課	1 備蓄物資，受援物資の輸送及び御遺体の搬送 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【環境・消毒班】 環境政策課 緑と公園課	1 道路機能確保等の都市整備部への協力 2 公園，緑地等への応急仮設住宅の建設の協力 3 被災地のねずみ族，昆虫駆除等，防疫に係る事務 4 他部への応援 5 その他，特命事項
	【清掃班】 ごみ対策課	1 し尿，ごみの処理（衛生関連対策に関する実施構想に基づく仮設トイレの改修，ごみの収集・処分，適正処理困難廃棄物の一時保管を含む。）

部等名	担当課等	分掌事務
		2 災害時広報対策に関する実施構想に基づくごみ収集に係る広報の実施 3 災害廃棄物対策に関する措置の総合調整 4 ごみ・廃棄物処理に係る住民からの相談対応 5 調布市災害廃棄物処理計画に基づく処理の実施 6 他部への応援 7 その他，特命事項
	【下水道班】 下水道課	1 上下水道の被害状況の情報収集及び調整 2 下水道施設の点検，整備，応急処置及び復旧にかかる事務 3 内水氾濫，洪水等下水道に係る災害発生における応急対策の実施 4 関係機関への協力要請及び広報 5 他部への応援 6 その他，特命事項
災害対策都市整備部 (責任者：都市整備部長)	【指令・統括班】 まちづくり推進課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等に関すること。 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示 3 応急危険度判定に係る実施計画の策定，総合調整と応急危険度判定の実施 4 各部から派遣される応急危険度判定員の運用 5 被災宅地危険度判定に係る実施計画の策定，総合調整と被災宅地危険度判定の実施 6 復興対策本部の設置に係る要否の検討並びに設置手続きの実施 7 被災者生活再建支援対策に関する実施構想に基づく被災融資に係る検査業務 8 他部への応援 9 その他，特命事項
	【道路啓開班】 道路管理課 交通対策課 まちづくり推進課	1 緊急道路障害物除去路線の確保 2 建設協力機関への協力要請 3 土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域等の被害調査 4 交通機関等の情報収集及び調整 5 他部への応援 6 その他，特命事項
	【建物・宅地調査班】 建築指導課	1 被災建築物応急危険度判定の実施本部運営 2 被災建築物の応急危険度判定に係る措置の総合調整 3 被災宅地危険度判定の実施本部運営

部等名	担当課等	分掌事務
		4 被災宅地の危険度判定に係る事務 5 他部への応援 6 その他，特命事項
	【給水班】 用地課 まちづくり推進課	1 給水拠点での応急給水に関すること。 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【都市復興班】 まちづくり推進課	1 都市復興に係る事業 2 他部への応援 3 その他，特命事項
	【住宅復興班】 住宅課	1 住宅復興に関すること。 2 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。 3 市営住宅の管理に関すること。 4 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること。 5 その他被災住宅支援全般に関すること。 6 他部への応援 7 その他，特命事項
災害対策会計課 (責任者：会計 管理者／ 副：課長補佐)	【指令・統括班】 会計課	1 課に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく課内への指示 3 災害対策に必要な現金及び物品の出納並びに保管に係る業務 4 災害応急対策に係る緊急支払いの実施 5 被災者生活再建支援対策実施計画に基づく義捐金の保管 6 他部への応援 7 その他，特命事項
災害対策教育部 (責任者：教育 部長／ 副：次長)	【指令・統括班】 教育総務課	1 部に係る体制，情報収集，報告，指示，命令等 2 災害対策本部事務局からの調整に基づく各課への指示 3 他部への応援 4 その他，特命事項
	【総務班】 教育総務課	1 学校との連絡調整 2 避難所運営本部に係る事務 3 教育施設の点検及び維持管理 4 避難者名簿の取りまとめ 5 避難対策に係る実施構想に基づく提供施設に係る施設提供方針の策定と関係部署との調整，学校に対する指示 6 管理施設に係る応急復旧計画の策定，報告と本部事務局との実行調整 7 教科用図書等，教区活動再開のための教材教具の

部等名	担当課等	分掌事務
		補充，配備 8 他部への応援 9 その他，特命事項
	【学務班】 学務課 指導室	1 避難所運営に係る事務 2 児童生徒の安否情報の収集・整理，報告 3 管理施設に係る応急復旧計画の策定 4 学校給食施設，共同調理場施設の学校給食外利用に係る運用方針の策定，調整，報告と関係施設に対する運営指示 5 教職員の確保方針の策定，都への要望 6 避難対策に関する実施構想に基づく児童生徒の避難誘導，保護に関わる実施計画の作成と学校に対する実行指示 7 応急教育，教育再開に係る方針及び細部実施計画の作成，調整，関係部署への指示 8 教科用図書等，教育活動再開のための教材教具の補充，配備 9 他部への応援 10 その他，特命事項
	【避難所班】 社会教育課 公民館 図書館 郷土博物館 市立小中学校	1 避難所運営に係る事務 2 管理施設に係る応急復旧計画の策定 3 他部への応援 4 その他，特命事項

第2節 東京都

震災編第2部第1章第2節2 東京都の役割を準用し活動します。

第3節 指定地方行政機関

震災編第2部第1章第2節3 指定地方行政機関の役割を準用し活動します。

第4節 自衛隊

震災編第2部第1章第2節4 自衛隊の役割を準用し活動します。

第5節 指定公共機関

震災編第2部第1章第2節5 指定公共機関の役割を準用し活動します。

第6節 指定地方公共機関

震災編第2部第1章第2節6 指定地方公共機関の役割を準用し活動します。

第7節 協力機関

震災編第2部第1章第2節7 協力機関等の役割を準用し活動します。

第8節 市民・事業所

防災は「自分たちのまちは自分たちで守る」が基本であり、市民はこの観点に立って日頃から自主的に風水害に備えるとともに、行政が行う風水害活動と連携・協力することによって達成されるものです。

また、事業所は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や水防訓練の実施に努めるとともに、風水害により帰宅困難が予測される従業員等の保護のため非常食料等の備蓄その他の対応策を講ずるなど、風水害対策の推進を図るものとします。

市民及び事業所の風水害対策として果たすべき基本的責務は次のとおりです。

区 分	と る べ き 措 置
市 民	市民は、風水害からの災害を防止するため、相互に協力するとともに、市が行う防災事業に協力し、近隣住民の生命、身体及び財産の安全を確保することが重要です。
事業所	市その他の行政機関が実施する防災事業に協力するとともに、事業活動にあっては、その社会的責任を自覚し、災害による被害を最小限にするため最大の努力を払わなければなりません。

第3章 調布市の地勢の概要

第1節 調布市の概況

調布の市域は、武蔵野台地の南西部に位置し、地形的には最も高い武蔵野段丘面、市の中心部が位置する立川段丘面、最も低い多摩川沖積面でできています。

市内で最も高い所は深大寺北町6丁目付近で海拔56m、低い所は南の染地3丁目の多摩川沿いで海拔24m。高低差は約32mです。

この高低差の大きい面と面の境は「国分寺崖線（はけ）」と呼ばれ、崖下からは地下水が豊富に湧き出し、市内の中央部を貫流する野川や、東部を流れる野川支流の入間川、仙川の主な水源になっています。

市内を流れる河川は、上記3河川の他に、市の南端で神奈川県との県境にある多摩川があります。野川、入間川、仙川は多摩川水系の川で、多摩川と合わせ一級河川です。

第2節 気象の概況

市域の気象の概況として、最も近い気象観測所である府中観測所のデータ（令和元年～令和5年）を以下に示します。

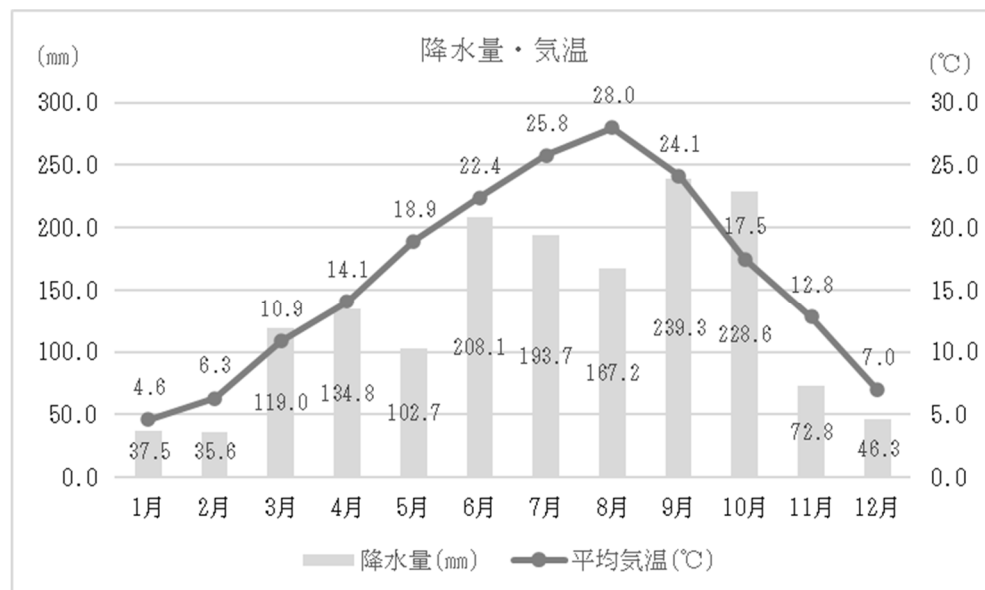
1 降水量

降水量は、9月が最も多く、2月の降水量が最も少なくなっています。年間降水量は、約1,600mmであり、日最大降水量は、令和元年台風19号の影響を受けた令和元年10月12日に289.0mmを記録しています。

2 気温

気温は、夏場の7月及び8月は最高気温の平均が25℃を超え、冬場の1月及び12月は最低気温の平均が6℃以下になっています。年間の平均気温は16.0℃です。

【令和元年～令和5年の降水量および平均気温】



出典：気象庁HP（過去の気象データ検索）を基に作成

第3節 風水害の概況

調布市における、近年の大きな被害があった風水害は、調布市として初めて避難勧告を発令するに至った事例である、令和元年10月12日の台風第19号により染地地域を中心に246件に及ぶ浸水等被害です。同災害では、過去にない巨大な台風のため、六郷排水樋管において多摩川からの逆流が発生したと考えられ、結果として甚大な被害となりました。

その他の過年度の事例としては、平成17年9月4日には、入間川流域において、最大時間雨量89mm、総雨量178mmの集中豪雨が発生し、床上浸水55棟、床下浸水41棟の被害が生じています。

平成19年9月6日の台風9号では、被害は発生しませんでしたが多摩川の水位が氾濫危険水位（4.90m）を超えたため、午前4時に調布市災害対策本部を設置し、避難に備えた体制をとりました。

平成23年8月26日には、集中豪雨により、床上浸水6棟、床下浸水10棟の他、雨水枡から汚物噴出2棟、マンホールから噴出1件、ガレージ浸水1棟の被害が生じました。

平成26年6月24日には、調布市及び三鷹市の一部地域に大量の降雨や降ひょうがあり、路面に落ちた木の葉やひょう魂によって排水溝が詰まったことで道路冠水が発生し、被害の拡大を招きました。調布市内における被害状況は、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、仙川町、柴崎、緑ヶ丘、深大寺東町、深大寺北町、若葉町において、床上浸水20棟、床下浸水14棟、道路冠水4件、ひょうの堆積2件です。

令和5年6月2日の台風2号の接近に伴う大雨の影響で入間町の擁壁崩れ1ヶ所の被害が生じました。

第2部

災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

第1節 豪雨対策

総務部・都市整備部・環境部・都・国土交通省・関東地方整備局京浜河川事務所・北多摩南部建設事務所

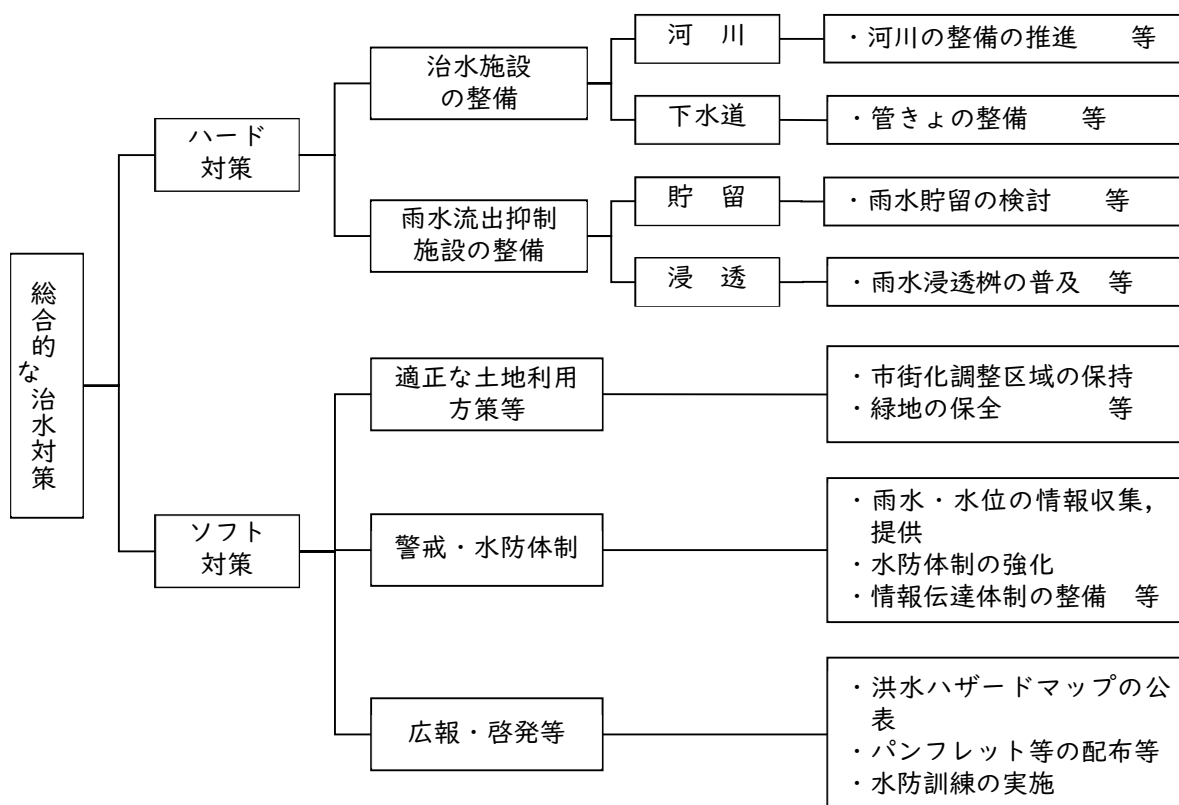
国において令和2年7月に「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」がとりまとめられたことや、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害への備えが求められていることを踏まえ、河川区域のハード整備を一層進めるとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働し水災害対策を行う「流域治水」が推進されています。「流域治水」の実効性を高めるため、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」（以下「流域治水関連法」という。）が整備されました。

これを受け、国及び都知事による「大規模氾濫減災協議会」，「都道府県大規模氾濫減災協議会」，「流域治水協議会」等が組織され、これらにより国，地方公共団体，河川管理者，水防管理者に加え，公共交通事業者，メディア関係者，利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し，流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとしています。

都は，令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針」の改定を行っており，本市においても同方針に基づいて豪雨対策を推進します。

近年頻発している集中豪雨への対策としては，雨水浸透ますの設置や，市民への豪雨対策への啓発，水防訓練の実施等を行っていきます。

<総合的な治水対策の概念>

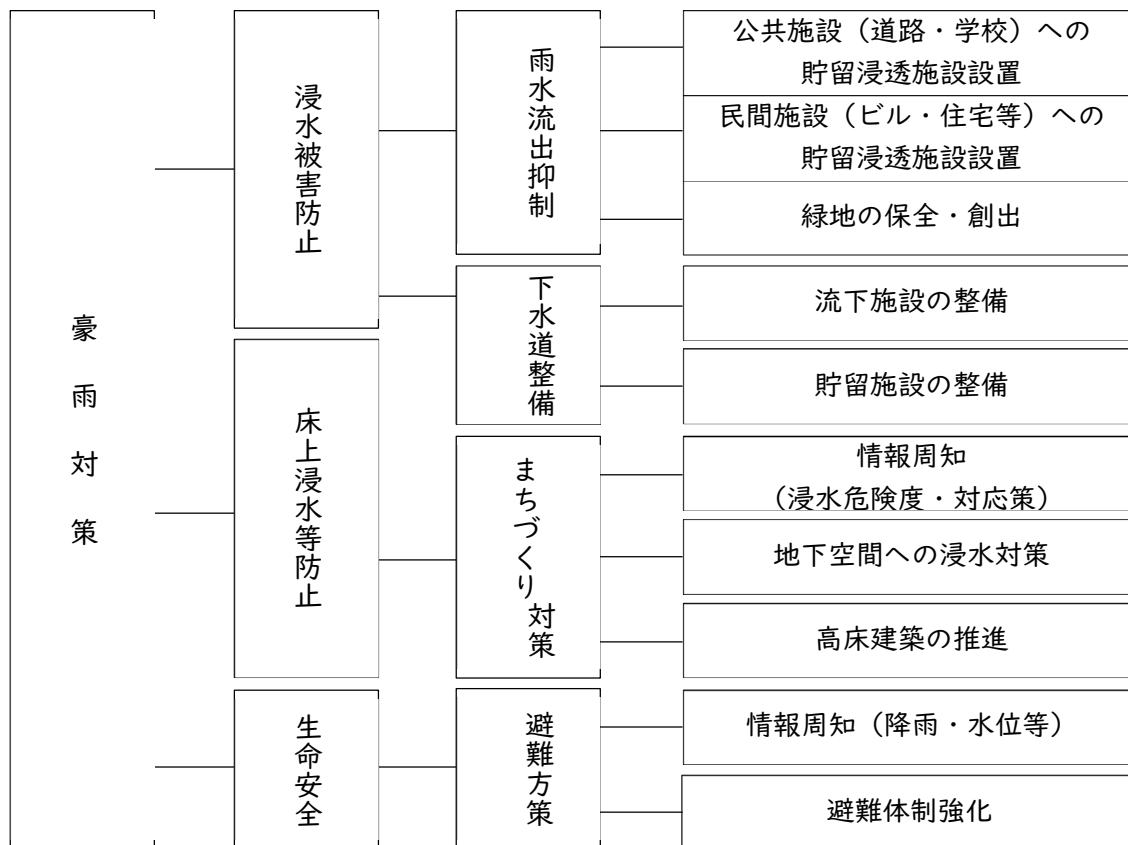


<「流域治水」のイメージ>



出典：「流域治水」の基本的な考え方～気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策～（国土交通省）

< 豪雨対策の体系 >



I 東京都豪雨対策基本方針（改定）

都・環境部・都市整備部

豪雨による水害に対して、自助・共助・公助の考え方を踏まえた、豪雨対策の基本的な考え方を示したもので、豪雨対策の5つの施策である「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」について、具体的な方向性を示すとともに、都民を含めたあらゆる関係者による取組を推進するための基本方針として位置づけています。

（1）基本的な考え方

気候変動に伴う1.1倍の降雨量に対応するため目標降雨を都内全域で10mm引き上げ、年超過確率1/20規模相当（多摩部では時間75mm）の降雨に対し、河川整備、下水道整備、流域対策の主要な施策で浸水被害を防止することとし、目標を超える降雨に対しても、家づくり・まちづくり対策、避難方策に取り組み、もしもの備えを進めます。

（2）対策強化流域、重点地区の設定

過去の被害実績、浸水リスク評価、流出解析シミュレーションを踏まえ、対策強化流域、重点地区を設定します。河川整備においては「対策強化流域」、下水道整備においては「重点地区」を定めて対策を進め、順次エリアを拡大し、都内全域において段階的に事業を推進します。

(3) 水害に強いまちづくりを推進

大規模水害時における避難場所や活動拠点となる高台整備を推進します。また、自然環境が有する機能を社会課題の解決に活用するグリーンインフラの考え方とも整合する雨水流出抑制を促進します。

2 河川改修

都市整備部・関東地方整備局京浜河川事務所・北多摩南部建設事務所

多摩川本川については、堤防の完成率で見ると約80%となっていますが、流下能力不足箇所や水衝部、弱小堤も随所にあり、今後、市は河川改修等の治水整備の推進を要望していきます。

市内を流れる中小河川のうち、野川については、時間50mm対応の護岸整備が平成元年度で完成し、仙川は平成2年度において時間50mm対応の護岸が完成しました。入間川の改修は、平成元年度に国道20号付近の入間橋まで工事を行い、当面の安全度を確保しました。しかし、平成17年9月の集中豪雨により、調布市内において溢水による浸水被害が発生したことから、平成22年から分水路整備工事が行われ、平成25年度に完了しました。近年、地球温暖化などの影響で、時間50mmを超える豪雨が増加しており、都に対して中小河川の時間65mmの降雨に対応できる河川改修事業等の早期実施を要望しています。

(1) 大河川改修

大河川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合、下流域にある東京は甚大な被害を受けるおそれがあります。このため、都は、多摩川水系や他の水系について、洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進するとしています。

ア 現況

水 系	現 況
多摩川	多摩川については、全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施しています。 また、令和元年東日本台風被害を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を実施しています。

※ 水衝部（すいしょうぶ）対策とは、洪水時に深掘が進行すると護岸崩壊や堤防崩壊により甚大な被害に至る危険性があるため、侵食の激しい河岸の保護と流路の安定を図ること。

※ 無堤部（むていぶ）対策とは、浸水危険等の危険地区に対して堤防等の整備を図ること。

イ 計画

区分	全 体 計 画	実 施 計 画
多摩川水系	計画高水流量は、日野橋において5,500m^3/secとし、さらに浅川の合流量をあわせ、石原において7,400m^3/secとします。 その下流では野川及び残流域からの流入量をあわせ、田園調布(下)において8,400m^3/secとし、河口まで同一流量とします。	水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施します。 また、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、溢水のあった無堤区間の堤防整備や、河道掘削・樹木伐採等を実施します。

(2) 中小河川の整備（調布市においては、野川流域（野川、仙川、入間川）が該当）

中小河川の流域では、都市化の進展に伴い保水・遊水機能が減少し、降雨時の河川への流出量が増大し、河川の流下能力を上回る雨水の流入により浸水被害が発生しています。

そのため、都では、台風や集中豪雨による水害から都民の命と暮らしを守るため、川幅を広げたり（河道拡幅）、河床を掘り下げる（河床掘削）等河道整備を進めるとともに、洪水の一部を貯留する調節池の整備などを進め、水害の早期軽減に努めています。また、護岸や調節池の整備とともに、流域における貯留浸透事業の実施など、市区町村等とも連携し、総合的な治水対策を推進しています。さらに、河道整備に加え、広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図っていきます。

近年、1時間50mmを超える降雨に伴う水害が頻発していることや気候変動の影響による降雨量の増加に対応するため、目標整備水準を気候変動を踏まえた年超過確率1/20規模の降雨に設定しました。

整備にあたっては、東京都豪雨対策基本方針に定める対策強化流域において優先的に実施していくこととし、時間50mmまでは河道で、それを超える部分は新たな調節池等で対応することを基本としています。

目標整備水準の達成に向け、現在、野川大沢調整池等の拡張整備が進められています。

【貯留量観測調節池】

河川名	調節池名	所在地	最大貯留量（ m^3 ）	調節池管理者	観測局管理者
野川	野川大沢調整池	三鷹市大沢6-13	158,000	北南建	北南建
	野川第一調整池	小金井市東町5-2	21,000		

【現在整備中の7施設（調節池等）の概要】（令和4年4月現在）

河川名	施設名称	貯留量（m ³ ）	本体工事 着手年度
善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H30
神田川	下高井戸調節池	30,000	H29
環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）		681,000	H28
石神井川	城北中央公園調節池（一期）	250,000	H30
境川	境川金森調節池	151,000	H30
	境川木曾東調節池	49,000	R2
落合川	下谷橋調節池	9,500	R3
谷沢川	谷沢川分水路	50m ³ /s（分水流量）	H31

（出典：東京都建設局ホームページ：東京都の調節池・分水路）

3 雨水流出抑制施設の整備

都における総合的な治水対策のあり方について、昭和61年に「総合治水対策調査委員会」の「本報告」が出され、これにより区部中小河川については、将来目標である基本計画を100mm/h程度とし、雨水流出抑制施設による流域対策で10mm/h程度を分担するものとしています。

都では、当面の目標である50mm/h程度の治水安全度を確保するため、東京都総合治水対策協議会において、当面10箇年程度の「総合的な治水対策暫定計画」を策定し、推進されてきましたが、神田川流域、目黒川流域、石神井川流域、野川流域、渋谷川・古川流域、呑川流域、谷沢川・丸子川流域の総合的な治水対策暫定計画を策定しました。

平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東京都総合治水対策協議会は、平成21年5月に神田川流域、渋谷川・古川流域において「豪雨対策計画」を策定し、平成21年11月に石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域についても「豪雨対策計画」を策定しました。

また、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」が策定されたことを受け、平成27年度以降、順次、見直しや新規策定を予定しています。平成30年3月に神田川流域及び石神井川流域の「豪雨対策計画」の改定、平成31年3月に谷沢川・丸子川流域の「豪雨対策計画」の策定及び野川流域、呑川流域の「豪雨対策計画」の改定、令和元年11月に目黒川流域及び白子川流域の「豪雨対策計画」の改定を行いました。

なお、「豪雨対策計画」が策定された河川については、「総合的な治水対策暫定計画」は、廃止されています。

このうち、平成31年3月に改定された「野川流域豪雨対策計画」において、流域自治体が取り組む流域対策の目標値が、令和6年度までに時間6mm、令和19年度までに時間10mm（河川・下水道整備と合わせ、時間60mm降雨まで浸水被害を防止）と設定されたことを受け、市においても雨水流出抑制対策を推進しています。

さらに、令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」が策定されました。

市は、現在、雨水流出抑制対策として、公共施設・各家庭の排水設備・民間の宅地開発等にあたり雨水浸透施設の設置を進めています。今後は都の河川整備の状況等を踏まえた下水道の整備や、雨水浸透施設の設置を継続するとともに、公園や校庭への

雨水貯留施設の設置検討や透水性舗装による道路整備の推進など、総合的な治水対策の観点から取組を促進していきます。

【豪雨対策計画概要一覧表】

河 川 名		野 川			
豪雨対策計画 策定年月		平成31年3月			
目標年次		(当面)令和6年度 (長期)令和19年度			
現況の 市街化率		77.2% (平成24年)			
目標年次の 市街化率		—			
整備目標		長期の見通し（概ね30年後） ・ 時間60mm降雨までは浸水被害を防止 ・ 時間75mm降雨までは床上浸水等を防止 ・ 目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保			
流域対策	対策基準	敷地面積	指導主体	対策基準	
		0.05ha以上	東京都及び関係区	500m ³ ／ha以上	
		0.05ha未満	市	300m ³ ／ha以上	
	10年後の 目 標	世田谷区	92,000m ³	立川市	14,000m ³
		三鷹市	174,000m ³	府中市	35,000m ³
		調布市	131,000m ³	小金井市	112,000m ³
		小平市	28,000m ³	国分寺市	98,000m ³
		狛江市	48,000m ³	武蔵野市	41,000m ³
	計	773,000m ³			

（出典：都地域防災計画 風水害編から調布市に関係する河川を抽出）

4 下水道の整備

環境部・都

市の下水道施設は、仙川汚水中継ポンプ場1箇所（晴天時排水能力5,760m³/日）（令和6年度に稼働を廃止する予定）、公共下水道管渠の総延長は約565km（令和2年3月末現在）です。河川の暫定計画に併せた時間50mm降雨対応での下水道整備を完了しており、下水道の処理人口普及率は100%になっています。市の下水道の多くは、合流式下水道です。

さらに、雨水浸透事業の推進を図るなど、雨水流出抑制対策を推進しています。

（1）基本的な考え方

近年の急激な都市化の進展は、都市からの雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させています。

その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになりました。

下水道は、このような状況を解消して災害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っています。具体的には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除といった役割があります。

このため、「東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月改定）」に基づき、概ね30年後の浸水被害解消を目標に、1時間50mm降雨に対応する下水道施設を整備しています。

計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保します。

（2）流域下水道の浸水対策

都では、多摩地域においては、分流式で整備した地域は、汚水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水施設整備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発生していました。また、雨水の放流先となる河川がないなど、市単独では雨水排除が困難で、かつ浸水被害が複数の市にまたがる地域があります。これらの状況を改善するため、流域下水道による雨水幹線事業を実施してきました。これまで進めてきた流域下水道の雨水幹線は、多摩川上流域(青梅市、福生市、羽村市)、黒目川流域(小平市、東村山市、東久留米市)の2つの流域です。

5 豪雨対策の重点的な実施

総務部・環境部・都市整備部・都

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策促進エリアを設定しました。これらのエリアでは、流域別別の豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透マスの設置などの流域対策、地下空間への浸水対策などの家づくり・まちづくり対策を重点的に促進していきます。

河道の蛇行区間や狭隘箇所等について、これまでの調査結果も活用しつつ、詳細な調査を実施し、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸の強化など早期に安全性が向上できる対策を実施します。

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進します。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進します。

豪雨時における都が管理する樋門等の操作に関わる人員の安全確保と操作を確実に実施するため、転落防止柵を嵩上げするとともに、堤内地からの遠隔操作を可能としました。

また、令和元年台風第19号の再度災害防止に向け、雨水幹線に流入する流入防止ゲートの設置や調布排水樋管の遠隔操作化などのハード対策や、水位情報、カメラ映像の配信やハザードマップの更新などのソフト対策、下水道浸水被害軽減総合計画を策定するなどの諸計画のとりまとめに加え、マイタイムライン作成など自助・共助の取組を進め、市と市民が一体となって対応を図ってきました。

6 市民への洪水情報の提供

(1) 雨量・気象情報等の即時伝達

東京都は、浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断できるよう、市区町村はもとより、特に甚大な被害が想定される鉄道・地下街等、不特定多数が往来する大規模地下空間の管理者等に、雨量・気象情報を提供することとしています。

また、YouTube水防チャンネルを開設しており、河川カメラのリアルタイム映像も提供しています。

市は、多摩川や入間川の増水による住民避難の判断や被害の応急対策を図るため、京浜河川事務所及び東京都と連携して、調布市内の河川の他に上流部の映像や水位などの情報をリアルタイムで入手できるよう機材等を整備します。

ア 各管理者の役割

河川管理者（都）	○ 降雨情報や河川の水位に関する情報を提供
下水道管理者（都）	○ 降雨情報を提供
水防管理者 (市区町村)	○ 住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実
地下空間管理者	○ 地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行うこと。

イ インターネット等を活用した市民への情報提供

環境部・都・国土交通省

東京都建設局では、野川、仙川及び入間川の水位や降雨などの情報を、水防災総合情報システムからインターネットを活用して提供しています。また、同様の情報を位置情報を活用した形でスマートフォン等へも配信し、より利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信しています。

都下水道局では、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS機能による現在地表示が

可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイムで配信しています。なお、調布市でもインターネットを活用して、調布幹線（府中用水）の水位情報やカメラ映像を提供しています。

国土交通省では、多摩川の河川の水位や降雨、カメラ映像の情報をインターネットを活用して提供しています。

市は、令和元年台風第19号の浸水被害を踏まえ、調布幹線等の水路に設置した水位計、監視カメラ、流向計の情報を調布市防災河川情報ポータルサイトによりインターネット上で公開しており、水位上昇時の監視体制を強化します。

7 東京都水防災総合情報システム

都

東京都水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼働をはじめ、3度のシステム更新を行って、現在の形で運用を行っています。

(1) 観測・監視システム

都内に設置した雨量計、水位計から雨量、河川水位、潮位等の観測データをリアルタイムで自動収集、データ加工して地図上や表形式で表示するほか、河川の映像データを表示・録画します。

その他、調節池貯留量及び取水口カメラ映像、水門のゲート開閉状況、排水機場のポンプ稼働状況も確認することができます。

令和6年4月現在、雨量観測局149局、水位観測局204局となっています。

【観測情報】

① 雨量	② 河川水位	③ 調節池貯留量
④ 潮位	⑤ 映像	⑥ 水門データ

(2) 洪水予報システム

神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川、石神井川における雨量・水位情報をもとに1時間後までの水位を予測し、その結果を気象庁へ配信するとともに、気象庁と洪水予報の発表を行います。

(3) 土砂災害警戒情報作成システム

土壌雨量指数と60分間積算雨量を計算し、2時間以内に土砂災害発生危険基準を超えると予想したとき、気象庁と土砂災害警戒情報の発表を行います。

(4) 気象情報・態勢表示システム

自動収集した都内の気象情報を関係機関へ情報伝達し、水防態勢とともにリアルタイムで表示します。

(5) 伝達文作成・伝達システム

関係機関への情報や、態勢指示の伝達文を自動作成し、画面ポップアップ方式で

迅速に伝達します。

(6) インターネット公開システム

東京都建設局のホームページに、雨量・河川水位情報、河川監視画像、気象警報・注意報、土砂災害警戒情報、洪水予報など水防に係る情報をリアルタイムで表示します。

【観測施設の整備状況】(令和6年6月現在)

区 分	箇 所
中 央 監 視 局	1
監 視 局	17
土 石 流 局	3
河川監視カメラ	160
水 位 計	204
雨 量 計	149
貯留量監視観測調整池	24
潮 位 計	30
ワイヤーセンサー	3

8 下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ）幹線水位情報の提供

(1) 東京都下水道局では、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを適切に運転するため、降雨情報システムを設置しています。

(2) 本システムは、降雨観測用レーダー基地局(2基)、中央処理・配信処理装置、地上雨量計(都内86箇所)等で構成され、東京域における降雨情報は、観測網がレーダー観測半径50kmまでが150mメッシュ、観測周期は1分ときめ細かく、的確迅速に把握することができます。

また、気象庁レーダーの観測データとの合成による広域化処理を行うことで、精度向上を図っています。

(3) 現在、降雨情報は都下水道局内及び東京都防災センターへ配信されています。

また、住民の防災活動を支援するため、都下水道局ホームページへ掲載するほか、平成29年4月より、GPSによる現在地表示や希望する2地点の登録可能なスマートフォン版東京アメッシュの配信を開始しました。さらに、令和2年3月より英語に加え中国語（簡体、繁体）、韓国語にも対応しています。

(4) 下水道幹線内に水位計を設置して推移を測定し、光ファイバーを活用して水位情報を区等へ提供し、水防活動を支援します。

9 浸水想定区域の指定及び水深の公表

都・国

水防法(昭和24年法律第193号)の改正(平成27年7月19日一部施行、11月19日完全施行)により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域

として指定しています。

国又は都は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、市長に通知します。

また、市では、市内の電柱や公共施設に想定浸水深（洪水等によって市街地が水で覆われる深さ）を表示しています。

10 浸水想定区域における避難体制確保

総務部

水防法（平成29年5月19日施行）により、市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとしています。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項
- (3) 浸水想定区域内に、地下街等又は要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

資料編 71：浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

資料編 72：土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

なお、浸水想定区域内で市町村地域防災計画に定められた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行わなければなりません。加えて、市町村長への避難訓練結果の報告を義務付けるとともに、これらの報告を受けた市町村長が、計画や訓練の内容について助言・勧告できることとなっています。

また、避難確保計画又は浸水防止計画を変更したときは遅滞なくこれを市長に公表すると共に自ら公表しなければなりません。

浸水想定区域をその区域に含む市区町村は、国土交通省令で定めるところにより、市区町村地域防災計画において定められた上記の事項を住民、滞在者その他の者に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じていくとしています。

11 樋管の管理

令和元年台風第19号の浸水被害を踏まえ、調布幹線（調布排水樋管を含む）・羽毛下幹線（根川雨水幹線上流部）・根川第一幹線といった水路に設置した水位計、監視カメラ、流向計を活用し、水位上昇時の監視体制を強化します。

狛江市が管理する根川雨水幹線についても、六郷排水樋管の操作状況の情報を共有するとともに、水位上昇時における調布市域内の排水活動について連携を強化します。

水路・樋管の水位情報・カメラ画像以外に、多摩川や野川など国や都の河川情報のリンクも集約した「調布市防災河川情報ポータルサイト」をインターネット上で公開

しており、市民の避難情報の一助となるよう、今後も見やすさなど改修を重ね、情報提供体制を強化します。

12 地下空間への浸水被害対策

総務部・都市整備部

(1) 市域の地下空間

市域には地下街は存在しませんが、ビルや住宅等の地下施設が存在します。

また、調布市の中心を東西に通る京王線では、平成14年度から京王線調布駅付近連続立体交差事業が進められ、平成24年8月に京王線調布駅周辺の地下化が完了しました。調布駅・布田駅・国領駅の3駅が地下駅となりました。

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と連携し、施設間で連携した地下浸水対策の支援を行うなど、先行的に対策を促進します。

(2) 施設管理者等への情報提供

市は、地下室、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を防災行政無線や調布FM、広報車などにより提供します。

(3) 普及啓発

市は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報し、防災の指導を徹底していきます。

(4) 地下空間管理者による情報判断

地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保します。また、地下空間管理者は、テレビやラジオ、市等から発表される降雨に関する情報等を積極的に収集するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じます。

13 洪水ハザードマップ等の作成・公表

総務部

平成14年2月28日に国土交通省は多摩川水系多摩川の浸水想定区域を公表しました。この図は、概ね200年に1回程度の大雨が降ったことによって多摩川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めた図です。多摩川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したもので、この浸水想定区域等は、指定時点の多摩川の河道の整備状況を勘案しています。

国土交通省により、平成12年9月に発生した東海豪雨の経験などから、平成13年及び平成17年に水防法を一部改正し、各市区町村における防災会議において、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める取組をすることを求められました。

調布市においても、これらの動向を受け、多摩川において大規模な洪水が発生した場合、市民が自主的にかつ迅速に避難し、洪水による被害を最小限に抑えることを目

的とし、「調布市多摩川洪水ハザードマップ」を平成16年度に作成しました。

その後、平成19年3月には、多摩川洪水ハザードマップに東京都が公表した野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（平成17年6月）を加え、調布市洪水ハザードマップとして作成、公表しました。

市は、平成23年8月に調布市洪水ハザードマップを作成し、市のホームページに掲載するなど、市民に対し広く公表しており、また、平成26年10月に、軽微な修正を行い、増刷しています。

平成28年5月に国土交通省より発表された想定最大規模降雨による浸水想定区域をもとに更新を行い、平成29年11月に全戸配布しました。

さらに、令和2年9月改訂では、東京都管理河川の浸水想定区域に「想定最大規模」「家屋倒壊等氾濫想定区域」を反映するとともに、浸水想定区域・浸水ランクの目安、色及び浸水ランクを改定し、全戸配布しました。このハザードマップには、東京都が公表した野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（令和元年6月）及び国土交通省が公表した浸水想定区域図に基づき、想定最大規模降雨（多摩川流域の48時間総雨量588mm）によって多摩川が氾濫した場合の浸水範囲・浸水深（6段階）・避難方向に加え、東京都が公表した浸水予想区域図に基づき、想定最大規模降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）によって野川・仙川・入間川が氾濫した場合の浸水範囲・浸水深（4段階）及び情報伝達方法・避難所・市民への啓発事項等を示しています。

令和5年3月から、地図面に内水ハザードマップ(内水浸水想定区域)を追加しました。

【洪水ハザードマップ作成上の基準】

対象河川	対象降雨
多摩川	48時間総雨量588mm
野川・仙川・入間川	24時間総雨量690mm、時間最大雨量153mm

【内水ハザードマップ作成上の基準】

想定している洪水の規模	水防法の指定に定められた想定しうる最大規模の降雨（24時間総雨量690mm、時間最大雨量153mm）
-------------	--

14 風水害時の避難所運営

（1）設置方針

風水害時の避難所は、震災時の運用とは異なり、浸水区域外の地域に位置する避難所を開設します。

また、避難者については、被害が想定される区域の住民が避難することを想定し、避難所を定めています。

なお、子ども・乳幼児を連れた方、体の不自由な方など、要配慮者の特性に応じて、総合福祉センター、子ども家庭支援センターすこやか、西部地域福祉センター、西調布体育館を福祉避難所として指定し、早期に開設します。

（2）重視事項

ア 風水害時の避難所は、地震発生時の避難所とは一部異なります。

- イ 多摩川沖積低地の地域（はけ下）の住民を府中崖線より高い場所（はけ上）へ避難させることとします。
- ウ 建物の堅牢性、浸水継続時間や浸水想定区域（避難経路を含む。）等を総合的に判断して避難所を設置します。
- エ 混雑緩和のため、努めて多くの避難所を開設します。
- オ 多様性を重視し、人権を尊重し避難生活の安全・安心を確保するため、女性や子どもに対する暴力の予防、LGBTQの方々への配慮等の取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、トイレの設置やユニバーサルデザイン（多目的トイレ）のトイレの設置、授乳室等の整備、避難所での困りごとの相談等をできるスペースの確保等、人権を尊重した避難所運営について周知、啓発を図ります。
- カ 避難所運営をスムーズに行うため、地域又は自治会等を単位に、避難時における集団の形成や自主運営体制について、平常時から地域の実情把握に努めます。また、保健・医療・福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めます。

資料編 73：風水害時避難所一覧

15 避難体制等の整備・確立

総務部

（1）防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

市は、水災対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行います。

防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等

対策：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

（2）資器材、物資の備蓄

市は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう整備・点検を行い、その充実を図ります。

（3）迅速かつ正確な情報収集及び伝達

市が、洪水氾濫の危機管理対策として、迅速かつ的確な災害対応を行うためには、まず正確な情報の収集・伝達が必要であり、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制づくりが必要です。このため、住民などが必要としている情報をラジオ等マスメディアを通じ、情報を迅速に提供するなど、マスコミ等との連携の強化を図ります。

市は、避難指示発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、2段階に分けて情報を提供するなど、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施します。

(4) 避難所等の周知

効率的・効果的な避難を実現するため、災害対策基本法及び施行令に基づき指定される指定緊急避難場所や指定避難所、東京都震災対策条例に基づき指定される避難場所、一時集合場所などの役割の違い、安全な避難方法、指定避難所の場所、収容人数、ペットの受入れ方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知していきます。

16 広域的な風水害対策

総務部

河川の増水等による水害は、河川流域の市町村や関係機関による連携した対応が重要です。京浜河川事務所や気象庁など国の機関及び都や神奈川県も含めた、広域的な連携による風水害対策を実施するため、関係機関に実効的なマニュアルの策定を求めています。

第2節 がけ崩れ対策

震災編第2部第3章第5節 具体的な取組【予防対策】「1 地域特性に応じた防災都市づくり」や「3 崖・擁壁・ブロック塀の安全対策」を準用するほか、以下のとおりです。

- がけ、擁壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものでありますが、都は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号、令和4年一部改正）に基づく規制指導を行うほか、自然がけについては、市区町村の要望を受け、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下、「急傾斜地法」という。）に基づくがけ崩れ防止事業の推進に努めます。

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止

（1）令和2年10月末時点では、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果、都内には急傾斜地の崩壊の発生のおそれのある箇所が13,461箇所確認されています。

（2）急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、土地の掘削や水の放流などがけ地に悪影響を及ぼす一定の行為を行うには、知事の許可が必要となるほか、急傾斜地の崩壊による災害防止のために、土地所有者等に防災工事の施工、あるいは家屋の移転等を勧告することができるなど、様々な措置が可能となります。

さらに、急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事で、土地所有者等が施工することが困難又は不適当と認められたものについては、一定割合の受益者負担金を徴収した上で、都が崩壊防止工事を施工しています。

（3）都の急傾斜地崩壊対策事業は、昭和49年に新宿区赤城元町を区域指定して都の単独事業で崩壊防止工事を施工したことに始まり、令和6年3月末時点では67箇所を急傾斜地崩壊危険区域に指定しています。

事業内容	令和元年度末迄実績	令和2年度実施計画
急傾斜地崩壊防止施設の整備	52地区	12<2>地区

注）1 実績は、概成数を示すものです。

2 規模の<>書き数字は当該年度の概成（予定）数（内書き）です。

2 がけ、擁壁等の安全化

（1）市は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行います。

また、宅地造成工事規制区域内にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び盛土規制法（昭和36年法律第191号、令和4年一部改正）に基づき、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼす区域について、がけ・擁壁の指導、監督を行います。新たに宅地造成工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化します。

- (2) 市は、既設の危険ながけ・擁壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行います。

また、がけ・擁壁の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図ることで、所有者に自己の所有するがけ・擁壁の危険性を認識させ、その改善に結び付けていきます。

- (3) 都都市整備局は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行います。

これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置（監督処分や撤去命令等の行政処分）を行います。

さらに都は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行います。

- (4) 市では、地震・集中豪雨等による家屋や宅地への土砂災害を未然に防ぐため、擁壁及びがけの所有者等に対して、安全化対策に関する助言を行う専門家を派遣し、安全化対策工事にかかる費用の一部を助成する事業を行います。

3 宅地の安全化

- (1) 盛土規制法は、宅地造成に伴い、災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内における宅地造成工事には、技術的基準に従った造成を確保するため、知事の許可及び工事完了検査を義務付けており、必要な指導・監督を行うとともに、宅地の所有者等に対しても宅地保全の努力義務を課しています。

- (2) 都都市整備局は、指定された宅地造成工事規制区域内における一定の宅地造成について、この法律に基づく規制を行っています。

- (3) 市では、がけ・擁壁、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域等を記載したマップを作製し、市民に周知しています。

第3節 土砂災害に関するソフト対策

総務部・都市整備部

1 土砂災害防止法

総務部・都市整備部

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。)は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

2 土砂災害警戒区域

(1) 都建設局は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域の指定などを進めます。

(2) 土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止します。

(3) 市は、市地域防災計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等を記載した印刷物を配布する等必要な措置を講じます。

なお、調布市では、土砂災害が発生した場合に被害を受ける可能性のある範囲や土砂災害に関する情報の伝達方法等を示した調布市土砂災害ハザードマップを令和2年9月に作成しています。

3 土砂災害警戒情報の提供

総務部・都

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市区町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局(現水管理・国土保全局)と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定しました。

都では、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備しており、平成20年2月1日に発表を開始しました。

(1) 土砂災害警戒情報(以下本節において「情報」という。)の目的

東京都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市区町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市区町村ごとに発表します。

(2) 情報の基本的な考え方

市や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都が市等へ通知する

「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを1つに統合した情報として、下記のとおり、都と気象庁が共同して作成・発表する情報です。

ア 住民の自主避難の判断等にも利用できるよう留意します。

イ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から水防計画で定めた伝達経路により行うものとします。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じます。

ウ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものです。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表します。

エ 自主避難等の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成します。

オ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測と土壌雨量指数を利用します。

カ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要があります。そのため、気象庁のデータに加えて都の持つきめ細かな雨量情報を活用します。

キ 国土交通省、気象庁及び都は、市をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について、連携して広報活動に努めます。

ク 今後、新たにデータや知見が得られたときは、土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標・基準の見直しを適宜行います。

（３）情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではありません。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要があります。また、情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意します。

（４）情報の発表基準

都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮のうえ、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて情報の発表を行います。

（５）情報の伝達

都は、市及び各支庁・建設事務所へ、防災ＦＡＸ及びＤＩＳ（災害情報システム）を利用し伝達します。

(6) 市の対応

市は、情報を受けた場合、ただちにホームページ，SNS，防災行政無線，調布FM，調布市防災・安全情報メールなどの広報媒体を活用して住民へ伝達するとともに、防災行動を行います。

4 避難体制等の整備・確立

(1) 市は、土砂災害防止法第8条に基づき、地計画に警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制を確保します。

避難体制の確保と向上にあたっては、「土砂災害警戒避難ガイドライン」などを参考に、近年の土砂災害や市の地域特性を踏まえて検討し、また継続的にその内容を見直します。

(2) 避難指示等の発令基準について、市区町村は「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考に検討の上策定し、また適宜見直しを実施します。

(3) 土砂災害防止法に基づき、市区町村は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めます。(土砂災害防止法第8条第1項第4号)

警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(4) 土砂災害警戒区域の指定がない市区町村であっても、宅地開発等に伴い土砂災害の発生するおそれのある箇所が新たに発生することも予想されるため、平時から危険箇所を把握し、住民の円滑な避難体制を確保するよう努めます。

第2章 都市施設対策

電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策を行います。

ライフライン施設の機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策を行います。

第1節 ライフライン施設

震災編第2部第4章第5節 具体的な取組【予防対策】「5 水道」「6 下水道」「7 電気・ガス・通信など」を準用します。

なお、下水道においては、令和元年台風第19号の浸水被害を踏まえ、粕江市と連携し、平常時から水害に備えた訓練等を実施し、災害対応能力を強化します。

第2節 道路及び交通施設等

震災編第2部第4章第5節 具体的な取組【予防対策】「1 道路・橋梁」「2 鉄道・バス施設」を準用します。

第3章 農林水産施設対策

第1節 農地・農業用施設

- 都及び市は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事の助言の他、必要に応じてハザードマップの配布等のソフト対策を実施し、地域の安全性の確保を図ります。
- 農業施設の防災計画では、かんがい施設に重点をおき、降雨時の湛水排除問題をあわせて考慮します。

第4章 応急活動拠点等の整備

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備します。

第1節 活動庁舎等の整備

1 活動庁舎

(調布市文化会館たづくり(防災センター)・調布市市庁舎)

調布市では、文化会館たづくり西館3階に、防災対策の促進を図るための防災センターを設置しており、原則としてここに調布市災害対策本部を開設します。

また、災害対策各部の業務は調布市市庁舎で行うものとします。

【調布市市庁舎の概要】

項 目		調布市市庁舎
構 造		鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造)
		地上8階地下1階(塔屋3階)
面積	敷地	9,660.43㎡
	延床	14,148.23㎡
電気設備		受変電設備 6.6KV 契約電力 422KW
		高圧変電設備 電気室1箇所
非常用発電設備		300KVA 燃料槽：有効容量1,120L(軽油) 連続運転約22時間可能
無停電電源設備 (CVCF)		65KVA 燃料槽：有効容量300L(軽油) 連続運転約14時間可能
給排水衛生設備		高置水槽 24㎡

【調布市文化会館たづくりの概要】

項 目		調布市文化会館たづくり
構 造		鉄骨鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
		地下2階地上13階
面積	敷地	6,531.91㎡
	延床	31,466.74㎡
電気設備		受変電設備 6.6KV 契約電力1,250KW
		高圧変電設備 電気室1箇所
非常用発電設備		750KVA × 2台 燃料槽：有効容量950L（軽油） 連続運転約2時間可能
給排水衛生設備		上水受水槽 60㎡ 中水受水槽 90㎡

【調布市教育会館の概要】

項 目		調布市教育会館
構 造		鉄筋コンクリート造
		地上6階
面積	敷地	736.48㎡
	延床	1,892.91㎡
電気設備		受変電設備 6.6KV 契約電力94KW
		高圧変電設備 電気室1箇所
非常用発電設備		無
給水設備		直結給水方式

2 警察署・消防署の現況

区 分		令和6年6月現況
調布警察署	警察署	1署
	交 番	18所
	駐在所	2所
調布消防署	消防署	1署
	消防出張所	3所

第2節 遺体収容所の確保

市は、遺体収容所について、死者への尊厳や御遺族感情，効率的な検視・検案，身元確認の実施に資するよう，下記の施設を遺体収容所として定めています。

- 1 調布市民プール（調布市染地2丁目45番地1）
- 2 西調布体育館（調布市上石原2丁目4番地1）

第5章 地域防災力の向上

市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業（事業所）、地域（住民）及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立を目指します。

第1節 市民等の役割

1 平素からの取り組み

取組内容
1 日頃からの備え (1) 雨どいや側溝等は水はけをよくしておくこと。 (2) 瓦のずれや割れ、トタンのめくれ等は修繕しておくこと。 (3) ブロック塀や外壁等のひび割れや亀裂は修繕しておくこと。 (4) 飛ばされそうなものは固定又は屋内へ移動しておくこと。 (5) ハザードマップで危険箇所及び避難場所を確認し、避難経路を検討しておくこと。 (6) 生活再建に向けた事前の備えとして、自然災害保険・共済等に参加しておくこと。 2 台風、豪雨が近づいてきたときの措置 (1) テレビ、ラジオ、インターネット等で正確な情報を収集すること。 (2) 市が発表する避難情報に注意すること。 (3) 外出を控えること。 (4) 植木鉢や物干しざお等の飛ばされやすい物は屋内へ移動すること。 (5) 非常持ち出し品を準備すること。 (6) 停電に備え、懐中電灯やろうそく、ランタン、ラジオ、予備電池等を用意すること。 (7) 夜間に大雨が予想される際は暗くなる前に避難すること。 (8) 自宅付近にがけなどがある場合は、周囲の様子をよく観察し、がけ崩れの前兆現象が見られたら、早急に避難すること。 3 避難時の注意点 (1) 歩行可能な水深の目安は約50cm。水の流れが速いときは20cmでも危険となるため、危険と判断した時は、無理をせず高所に避難すること。 (2) 避難時は、活動しやすく保温性のある服装、ヘルメット・ひもで締められる運動靴（裸足や長靴は厳禁）を着用すること。 (3) 側溝や用水路に落ちないように、長い棒等を杖代わりにして安全確認を行うこと。 (4) 避難時は単独行動を避け、2人以上で行動すること。 (5) 隣り近所や身近な人と協力すること

2 自己備蓄の推進

市は、市報、広報ホームページや防災研修会等を通じ、市民及び事業者等に対し自己備蓄の重要性、公的援助の限界等について周知し、防災市民組織と連携を図りながら、自己備蓄の積極的な確保に努めるよう周知を図ります。

備蓄内容	
1	主な自己備蓄 3日分（可能ならば7日分）以上の備蓄を確保すること。 (1) 飲料水（備蓄の目安は1人1日3L） (2) 食料 (3) 携帯トイレ (4) トイレットペーパー
2	主な非常時持出品 避難するとき最初に持ち出すものとして、男性では15kg、女性では10kgまでが目安とされています。 (1) 貴重品（現金、身分証明書、通帳類、健康保険証、免許証、印鑑等） (2) 携帯ラジオ（予備電池含む） (3) 懐中電灯、乾電池（予備電池含む） (4) 携帯電話、充電器 (5) 救急用品（持病のある方は常備薬、お薬手帳等） (6) 予備眼鏡、コンタクトレンズ（洗浄液含む） (7) 飲料水・簡易的な食料（チョコレート、キャンディ等） (8) タオル、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ (9) 歯ブラシ（歯磨き用ガム等）、洗面用具 (10) 着替え、下着等 (11) 室内履き (12) ホイッスル (13) 家族の写真
3	その他の主な非常時持出品 女性や要配慮者は、避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。また、食物アレルギーをお持ちの方も、自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 ペットを連れた避難生活においては、ケージやペットフード等を事前に準備する等、他の避難者に十分に配慮する必要があります。 (1) 女性 ア 生理用品 イ 化粧水、乳液、保湿クリーム ウ 下着、おりものシート エ 携帯用ビデ (2) 妊産婦及び乳幼児 ア おむつ イ 離乳食、粉ミルク

備蓄内容	
ウ	授乳カバー，授乳ケープ（乳児用ブランケット）
エ	ほ乳瓶
オ	バスタオル
カ	おしり拭き
キ	母子手帳
(3)	障害者
ア	障害者手帳
イ	補装具，日常生活用具等
ウ	ストマ，おむつ等
(4)	高齢者（要支援・要介護者）
ア	介護保険証
イ	介護用品（大人用おむつ，尿取りパット等）
ウ	福祉用具，日常生活用具等
(5)	ペットのいる家庭
ア	名札（鑑札や注射済票のほかに飼い主の名前やペットの名前を記入した名札）
イ	愛犬手帳
ウ	食器
エ	ケージ
オ	リード
カ	ペットフード
キ	トイレ用品
(6)	感染症対策
ア	マスク
イ	消毒液
ウ	ビニール手袋
エ	体温計
オ	小型テント

第2節 防災市民組織等の強化

震災編第2部第2章第5節 具体的な取組【予防対策】「2 地域による共助の推進」を準用します。

第3節 事業所防災体制の強化

震災編第2部第2章第5節 具体的な取組【予防対策】「5 事業所による自助・共助の強化」を準用します。

第4節 行政・事業所・市民等の連携

震災編第2部第2章第5節 具体的な取組【予防対策】「7 市民・行政・事業所等の連携」を準用します。

第6章 ボランティア等との連携・協働

大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するために、社会福祉協議会と連携し、ボランティアや市民活動団体等、関係機関との連携を図ります。

震災編第2部第2章第5節 具体的な取組【応急対策】「6 ボランティア活動との連携」を準用します。

第7章 避難行動要支援者への支援体制の整備

第1節 取り組みの概要

市は高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）や要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する支援対策を講じ、その取り組みについては自治会、防災市民組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体が連携・協力体制を構築し、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

災害における要配慮者の現状

- 近年の災害では、要配慮者が避難所にとどまることができず、生命等の危機に陥ったり、福祉避難所の数や要配慮者に適切に対応できる人材が不足したりする等の課題が浮き彫りとなっています。
- 近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な避難行動要支援者の犠牲者が、健常者に比して多い傾向があります。

第2節 取り組みの現状

- 市は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定し、避難行動要支援者への情報伝達や避難支援体制の整備等を推進しています。
- 市は、令和元年台風第19号の課題と教訓及び令和3年災害対策基本法改正に伴う福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定内閣府（防災担当））を踏まえ、子ども・乳幼児を連れた方、体の不自由な方など、要配慮者の特性に応じて、総合福祉センター、子ども家庭支援センターすこやか、西部地域福祉センター、西調布体育館を福祉避難所として指定しています。

現状の課題

- 要配慮者に配慮した防災対策を図り、要配慮者の安全・安心が確保される体制づくりが必要です。
- 要配慮者や避難行動要支援者に対する支援には、自治会、地区協議会、防災市民組織、民生委員・児童委員、消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体の連携・協力体制が必要です。
- 避難行動要支援者の迅速な避難支援や安否確認等には、平常時からの地域での声掛けと顔の見える関係づくりが必要です。
- 避難行動要支援者支援に関する取組をさらに推進し、災害時に適切な避難支援や安否確認等が実施される避難支援体制づくりが必要です。
- 避難支援の実効性をさらに高めるために真に避難支援を要する人を把握した上で、多様な主体の連携による避難支援体制を確立する必要があります。

第3節 これからの取り組み

1 調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）の推進

福祉健康部

阪神・淡路大震災や東日本大震災等では、高齢者や障害者などの要配慮者が多数犠牲となりました。こうした教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、災害時に避難行動要支援者を支援するための名簿の作成が市町村に義務付けられました。また、令和3年5月には、同法の一部改正により、さらに市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが努力義務とされました。

そのため、避難行動要支援者への支援体制の整備等についての基本となる事項をこの地域防災計画に定め、避難行動要支援者の支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制（各部課、関係機関等の役割分担）、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事項等の詳細や避難行動要支援者の支援に必要なその他の事項については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用・情報の提供等

福祉健康部

調布市は、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成します。

また、災害対策基本法第49条の14第1項の規定に基づき、避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者ごとに、本人の同意に基づき、避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成します。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や活用の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

（1）避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、市内在宅で以下に該当する者としてします。

【避難行動要支援者の範囲】

(ア) 高齢者	① 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者 ② 介護認定区分が要介護1又は2で、一人暮らし又は同居の家族が75歳以上の者 ③ 介護認定区分が要介護3～5の者
(イ) 障害者	① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者、視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者、聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 愛の手帳の交付を受けている者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者
(ウ) その他支援を必要とする者	自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者情報の記載事項及び集約

ア 避難行動要支援者情報の記載事項

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の記載事項については、それぞれ以下のとおりとします。避難行動要支援者名簿や個別避難計画の様式等については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

【避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の記載事項】

避難行動要支援者名簿	個別避難計画
氏名	氏名
生年月日	生年月日
性別	性別
住所又は居住地	住所又は居住地
世帯主名	世帯主名
電話番号その他連絡先	電話番号その他連絡先
避難支援等を必要とする事由	避難支援等を必要とする事由
避難行動要支援者が避難支援者に申し伝えたい事項	避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号その他連絡先
個別避難計画の有無	避難施設その他の避難場所と避難経路
避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項	避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部課で把握している要介

護高齢者や障害者等の情報を集約します。

避難行動要支援者情報は、下記から収集します。

【避難行動要支援者情報の収集先】

収集する情報元	住民基本台帳システム 介護保険情報システム 障害情報システム 保健情報システム 緊急連絡先調査 みまもっと情報システム 避難行動要支援者本人からの申請に基づく情報 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めるシステム等の情報
集約する情報先	避難行動要支援者管理システム

(3) 個別避難計画作成の基本方針等

市は、個別避難計画の作成に当たって、避難行動要支援者の心身の状態、世帯状況及び想定されるハザードの状況により対象者を設定し、対象者の設定をしてから概ね5年以内を目途に完成を目指し、以降、随時更新に努めます。

なお、作成目標期間においては、社会状況や国の動向を踏まえて、適宜見直しを行うものとしします。

また、市は、個別避難計画の作成に当たっては、本人の同意のもと、エ(ア)に記載する事前に名簿を提供する避難支援等関係者に加え、地域の医療、介護、福祉などの職種団体等、様々な関係者と連携して取り組みます。

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲や作成の主体となる関係者等、個別避難計に基づく避難支援等関係者等の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

(4) 避難支援等関係者への平常時における避難行動要支援者情報の提供

ア 避難行動要支援者名簿

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿の情報について、本人の同意が得られた場合には、次の避難支援等関係者となる者に対して、事前に避難行動要支援者名簿の情報を提供します。ただし、名簿の提供範囲は、dからgにあっては管理・担当・管轄している地域のみとし、hにあっては「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

また、提供する名簿に掲載する者の範囲については、f及びgにあっては市と締結する協定に規定し、hにあっては「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

協定締結に係る詳細などの避難行動要支援者情報の提供に関する必要な事項については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

【事前に名簿を提供する避難支援等関係者】

避難支援等関係者
a 調布警察署
b 調布消防署
c 市社会福祉協議会
d 調布市の民生委員・児童委員
e 調布市消防団
f 調布市内の防災市民組織
g 調布市内の自治会・地区協議会・自治会連合協議会・マンション管理組合
h aからgまでに掲げる者のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める者で、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定める者

イ 個別避難計画

市は、個別避難計画に関する情報について、本人の同意が得られた場合には、(ア)に定める事前に名簿を提供する避難支援等関係者のほか、個別避難計画の作成に参画するなど、避難支援の実施に際し市長が必要と認める者に対して、事前に情報を提供します。

なお、情報の提供範囲や手続等の必要な事項の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

(5) 避難支援等関係者への災害発生時等における情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、避難支援等関係者に加え、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報の適切な範囲を提供します。市は、これらの際に、即時に避難支援等関係者に情報を提供できるよう、提供先ごとの情報の整備に努めます。

(6) 避難支援等関係者による適正な情報管理

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は適正な情報管理の徹底を図ります。

避難支援等関係者による情報の管理方法等の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

(7) 避難行動要支援者情報の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努めます。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を、関係部課と連携し、原則年1回更新します。また、定期的な更新以外においても、転出・転入、死亡等について可能な限り把握するとともに、市長が必要と認める者の追加を含め、可能な範囲で把握し、名簿の情報が常に最新のものとなるように努めます。

避難支援等関係者と共有している避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新方法等の詳細については、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」に定めます。

3 避難支援にかかる体制の周知等

（1）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者による避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者又はその家族等の生命、身体の安全を確保したうえで、可能な範囲で避難行動要支援者に対する支援を行うものとしします。

また、市は避難支援等関係者及び避難行動要支援者に対して、災害時における支援行動や支援の限界など災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないこと、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではなく、助けられない可能性もあることについて周知し、理解を得るよう努めます。

（2）防災知識の普及、防災訓練の実施

避難支援等関係者となりうる市民、又は、避難行動要支援者を含む要配慮者及びその家族に対して、パンフレット、小冊子等を配付するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する啓発活動に努めます。

（3）平常時の避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、防災市民組織、障害者団体等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図ります。

第8章 防災運動の推進

- 市民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育，訓練の充実を図ります。
- 市民・事業者等が自ら避難するときの注意，地下空間における緊急的な浸水に対する心得など防災対策に取り組むよう，様々な機会を通じて啓発を行います。
- 市をはじめ各防災機関は，公助の役割を十分果たすため，災害行動能力の向上及び市民・事業者等との連携を強化します。
- 防災知識の普及，訓練を実施する際には，性別による視点の違いを配慮し，防災市民組織の育成，強化を図る際には女性参画の促進を行います。

第1節 防災意識の啓発

震災編第2部第2章第5節 具体的な取組【予防対策】「Ⅰ 自助による市民の防災力向上」を準用します。

第2節 防災訓練の充実

災害対策基本法に基づき，災害が発生し，若しくは発生するおそれがある場合，被害を未然に防止し，又は被害を最小限に止め得るよう，市の地域における防災活動の実施方法等必要な事項について定めます。

震災編第2部第2章第5節 具体的な取組【予防対策】「Ⅰ 自助による市民の防災力向上」を準用するほか，詳細な取り組みは次のとおりです。

	内 容
総合水防訓練	1 訓練目的 水防法及び同法に基づく東京都水防計画に準拠し、市防災計画の一環として、市内河川の溢水、堤防決壊による氾濫時等有事における水防工法の完全な習得を目的とします。 2 協力機関等 (1) 協力機関 調布消防署、調布警察署その他の防災機関の指導及び協力を得て水防訓練を実施。 (2) 市民参加 市民参加による水防工法の習得や避難訓練を実施し、風水害に対する意識の啓発を行います。 3 実施時期 原則として、毎年台風シーズン前に実施。 4 実施要領 訓練項目（調布消防署・調布警察署・市消防団・防災関係機関・市各部）次の全部又は一部を訓練統率者が選択し実施。 ア 参集及び部隊編成訓練 イ 情報通信訓練 ウ 本部運営訓練 エ 水防工法訓練（積土のう、連結水のう、マンホール噴出防止等） オ 救助訓練 カ 救急訓練 キ 浸水地火災活動訓練 ク 住民避難訓練 ケ その他水災時の活動に必要な訓練 5 参加機関 （調布消防署・調布警察署・市消防団・防災関係機関・市各部・市民） 状況により隣接市との合同による訓練の実施も考慮。

救助救急訓練	1 訓練目的 多数の負傷者を伴う災害の発生に際し、救助作業及び救急業務活動を迅速かつ的確に実施。 2 参加者 (1) 調布消防署員 (2) 市消防団員 (3) 市職員 (4) その他 3 実施方法 多数の負傷者が発生する災害を想定した総合訓練を毎年1回実施。 4 訓練項目 (1) 現場指揮本部運営 (2) 現場救護所の運営 (3) 救出・救助訓練 (4) 救急指揮所運営 (5) 医療機関等関係機関との連携 (6) 資器材取扱い訓練
施設防護訓練	(東京ガスグループ・東京電力) ○ 東京ガスグループ ガス施設に対する災害予防措置及び災害対策措置を円滑かつ迅速に行うための訓練を実施する。 ○ 東京電力 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施する。

第3部

災害応急・復旧対策計画

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

【主な機関の応急活動】

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期 応急対応期
レベル 警戒	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)
市	○気象情報の収集、分析 及び各部対応・機関・市民への注意喚起 ○河川流域自治体、関係機関との ホットラインによる情報収集・調整 ○参集システムによる参集連絡態勢 ○職員参集（夜間休日等） ○水防活動（必要に応じて） ○巡回監視 ○公共施設の休館判断・避難所開設準備		○警戒本部の設置（必要に応じて） ○災害対策本部設置 ○水防非常配備体制の発令 ○事前避難 ○高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 ○関係機関への応援要請		○災害救助法の適用（検討）
気象庁	○気象情報の発表（関東甲信地方気象情報） ○気象解説ホットライン（随時） ○気象情報連絡会実施	○注意報発表（大雨、洪水など） ○早期注意情報発表（警報級の可能性） ○氾濫注意情報発表	○警報発表（大雨、洪水など） ※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3に相当 ○津波注意報発表 ○氾濫警戒情報発表	○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表） ○大雨特別警報発表 ○氾濫警戒情報発表 ○氾濫危険情報発表	

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期 応急対応期
レベル 警戒	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)
都災対本部	○気象情報の収集, 分析, 提供 ○気象庁ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報収集 ○気象情報連絡会実施	【情報監視態勢】 ○気象情報・防災情報の受信・伝達 ○建設局との連携 ○市区町村, 各局等への情報提供, 注意喚起	【情報連絡態勢】 ○被害状況の収集 ○災害即応本部(応急対策本部)の設置検討・設置 ○市区町村へ情報連絡要員派遣	【災害即応態勢】	【非常配備態勢】 ○災害救助法の適用(検討) ○災害対策本部の設置検討・設置 ○自衛隊の災害派遣要請
都水防本部(建設局)	○水位情報等の提供・伝達 ○気象情報の収集, 提供	【連絡態勢】 ○総務局との連携 ○注意報(大雨, 洪水など)の受信・送信 ○市区町村への水防活動支援	【警戒配備態勢】 ○水防本部の設置 ○雨量・水位の観測 ○警報(大雨, 洪水など)の受信・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○氾濫危険情報の発表・伝達	【第一次～第四次非常配備態勢】 ○点検対象施設現場調査 ○被害状況の把握 ○技術的援助 ○排水ポンプ車出動 ○水防資器材支給 ○応急復旧の実施 ○技術的援助 ○特別警報(大雨)の受信・伝達	
監視庁	○気象情報, 被害等に関する情報収集	○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合, 又は災害規模, 被害状況等に応じた各種警備本部の設置 ○気象状況等により, 被害防止を目的とした避難誘導を実施		○被害状況の調査 ○発災後, 被害(拡大)防止を目的とした避難誘導を実施 ○救出救助活動 ○被害状況等により広域緊急援助隊の派遣要請	

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期 応急対応期
レベル 警戒	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)
東京消防庁	○気象情報，水位情報等の収集 【必要に応じて水防態勢発令】		【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】 ○第二非常配備態勢以上の発令で勤務時間外職員の参集	○知事に対し 緊急消防援助隊の派遣要請	○必要に応じ現場救護所を設置
鉄道事業者等	○気象庁情報の収集 ○計画運休の可能性 情報発信	○気象情報装置(雨量計， 水位計風速計)のデータ 収集，監視 ○運転計画の詳細な情報 発信	○警戒体制，動員体制決定・ 発令 ○要注意箇所巡回， 点検 ○応急資材の準備	○災害状況の把握 (旅客の救出) (被害状況調査) ○災害発生時の連絡体制 ○災害対策本部の設置	○災害規模に応じて応急 体制を取り仮復旧 ○規模に応じて協力会社 へ応援要請

第1節 市の活動態勢

1 水防指定課

調布市に台風、浸水害被害の発生が予測される場合に、総合防災安全課は水防指定課を招集し、迅速な水害対応が図れるよう、活動内容の確認・調整を行います。

なお、必要に応じ水防に関連する部署も招集します。

【水防指定課の編制】

【水防指定課及び主な活動内容】	
○ 広報課	・・・市民への情報提供・注意喚起
○ 文化生涯学習課	・・・一時収容可能施設の開設準備等
○ 福祉総務課	・・・避難行動要支援者等の避難支援準備等
○ 緑と公園課	・・・所管施設等の水防活動
○ 下水道課	・・・所管施設等の水防活動
○ 道路管理課	・・・所管施設等の水防活動
○ 教育総務課	・・・避難所開設の準備
○ その他の部庶務担当課	・・・指定課への支援

2 職員の配備態勢及び水防活動について

(1) 職員の参集・配備基準

区分	態勢	気象状況及び想定される事象	発令者	配備する職員等	主な活動
警戒本部（災害対策本部設置前）	水防準備態勢	○ 気象に関する注意報が発表されたとき。 ○ 関東地方に台風の通過が予測されるとき。	危機管理監	○ 総合防災安全課の管理職及び指定された職員 ○ 水防指定課の管理職及び指定された職員（※1） ○ その他、各部にて指定された職員（※1） 【待機場所】 事務所（時間外は、自宅待機可）	○ 事後の気象推移を見積り、以後の配備体制について事前協議を行います。 また、その結果を市長に報告し、以後の配備体制を決定。 ○ 公共施設の休館判断・避難所開設準備
	水防第1態勢	○ 水防準備態勢による事前協議の結果、以後に大雨警報、洪水警報等が発表されると見込まれ、警戒にあたる必要があると認められたとき。 ○ その他状況により必要があるとき。		○ 総合防災安全課職員 ○ 水防指定課の管理職及び各部にて事前に指定された職員 ○ 必要により初動要員（※2） ○ 消防団 【待機場所】 ○ 事務所 ○ 避難所等	○ 市民への注意喚起 ○ 市内状況の巡視及び情報収集 ○ 関係機関との情報連絡 ○ 被害予想及び対策検討 ○ 河川の水位監視 ○ 監視警戒班の編制 ○ 避難行動要支援者避難の検討 ○ 避難所開設の検討 ○ 一時滞在施設開設の検討

区分	態勢	気象状況及び 想定される事象	発 令 者	配備する職員等	主な活動
災害対策本部	水防第2態勢	○ 水防準備態勢による事前協議の結果、以後、大雨警報もしくは、洪水警報が発表されると見込まれ、市内に小規模(限定的、局地的である)な災害の「発生」または、「発生するおそれ」があると見込まれるとき。 ○ その他本部長が必要と認めたとき。	市長	○ 災害対策本部長室構成員 ○ 災害対策本部連絡員 ○ 全水防指定課職員 ○ 全水防関連部署職員 ○ 各部にて事前に指定した職員(※3)	○ 災害対策本部の設置 ○ 現地対策本部の設置 ○ 高齢者等避難・避難指示発令 ○ 各種水防活動 ○ 避難行動要支援者避難支援 ○ 道路・住家の浸水状況の把握 ○ 被害状況、交通状況に関する広報活動 ○ 避難所開設 (被害状況及び規模を考慮)
	水防第3態勢	○ 調布市内に台風による被害が多数発生したとき。 ○ 水防第2号配備では対応が困難であると予想されるとき。		全職員(※3)	○ 自衛隊、消防、警察への災害派遣等要請 ○ 協定自治体、団体への連携要請
○ 特別な態勢 本部長は、状況により、「特別な態勢」として一部の部若しくは課に対して配備態勢の発令、又は特定の部若しくは課に対して種類の異なる配備態勢を発令します。 ○ 配備態勢に基づく各部長の執るべき措置 ・ 配備態勢の種類に応じて、各部危機管理マニュアル等により各部の措置すべき対処要領を定め、所属職員に周知徹底させます。 ・ 各配備態勢の指示受令後は、所属職員に対し必要な事項を指示します。					

※態勢の発令は、順を追って実施する必要はなく、災害の規模や程度に応じて、適宜発令できるものとします。

※勢力の強い台風の接近が予想される場合には、態勢の発令を前倒しします。

※1 参集要領は、総合防災課からの指示によります。

※2 避難所担当職員、学校避難所対応職員

※3 本項に示す職員のうち、会計年度職員については本態勢時の担当業務を付与されたもののみとなります。

(2) 指揮権代行順位

本部長等の不在時における指揮権代行順位を次のとおりとします。

代行順位	職責名
1 位	副市長
2 位	教育長
3 位	危機管理監
4 位	総務部長
○ 不在時とは、本部長との連絡が何らかの事情で取れない場合を指します。 ○ 順位5位以降については、級別職務分類表の最上位級者とし、同一級者が複数の場合は年齢順とします。 ○ 代行する指揮権は災害対策基本法に基づく災害対応に関するものとします。	

(3) 職員の招集・連絡及び参集場所

ア 職員への連絡は、勤務時間内においては、庁内水防連絡会や庁内放送等を通じ行います。

イ 休日夜間等の勤務時間外における職員への連絡は、職員参集システムや防災行政無線、電話等により連絡します。

ウ 参集場所は、原則、勤務している場所に参集し、初動要員、避難所担当職員、学校避難所対応職員については、あらかじめ定められた避難所や本部に参集します。

なお、参集できない場合は、何らかの手段を使って所属部署又は市施設に連絡するものとします。

3 警戒（災害対策本部設置前）の活動

(1) 水防準備態勢

大きな気象現象により、大雨、河川水位の上昇、土砂災害が予想される場合、事後の気象推移を見積り、以後の配備体制について事前協議を行います。

(2) 水防第1態勢

ア 態勢の考え方

東京地方に台風等の接近が予測され、住家への浸水や長期の道路冠水、土砂災害等の発生等が予想される場合などに、水防第1態勢により情報収集、災害対策に取り組みます。水防第1態勢は、総合防災安全課、水防指定課等で組織します。

イ 水防第1態勢の組織

警 戒 本 部 長・・・危機管理監
警戒副本部長・・・総合防災安全課長
事 務 局 員・・・各水防指定課課長

ウ 水防第1態勢の活動

担当課名		対応職員	主な活動内容
共 通			○気象情報収集，連絡体制確保 ○関係機関との連絡調整 ○被害予想，対策の検討 ○警戒班への人員の差出し
総合防災安全課		全職員	○災害対策本部開設検討 ○通報への対応及び関係部署への連絡 ○河川及び被害危険箇所等の巡視 ○関係機関との情報連絡体制の確立 ○職員の動員要請
水防指定課	広報課	管理職及び他各部にて事前に指定した職員	○市民への情報提供・注意喚起
	文化生涯学習課 教育総務課		○一時収容可能施設の開設準備等 ○避難所の開設準備等
	福祉総務課		○避難行動要支援者等の避難支援準備
	道路管理課 緑と公園課 下水道課		○市民等からの通報に基づく対応 ○危険箇所の巡視 ○所管施設における水防活動 ○河川や調布幹線等の多摩川流域の水路の水位監視
	企画経営課 総務課		○災害対策に関する業務
	市民税課 子ども政策課		○避難所の開設準備
その他	初動要員，避難所担当職員，学校避難所対応職員	配置職員	○必要に応じて避難所開設，本部開設（※休日・夜間対応）
	必要に応じた部署	管理職及び他各部にて事前に指定した職員	○災害対策に関する業務
	監視・警戒班		○水防指定課の実施する監視活動の支援 ○その他，指示される活動

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部設置等

市長は、災害が発生するおそれがある、又は災害が発生した場合で、総合的な応急対策が必要である場合、調布市災害対策本部を設置します。本部の設置基準は次によるものとします。

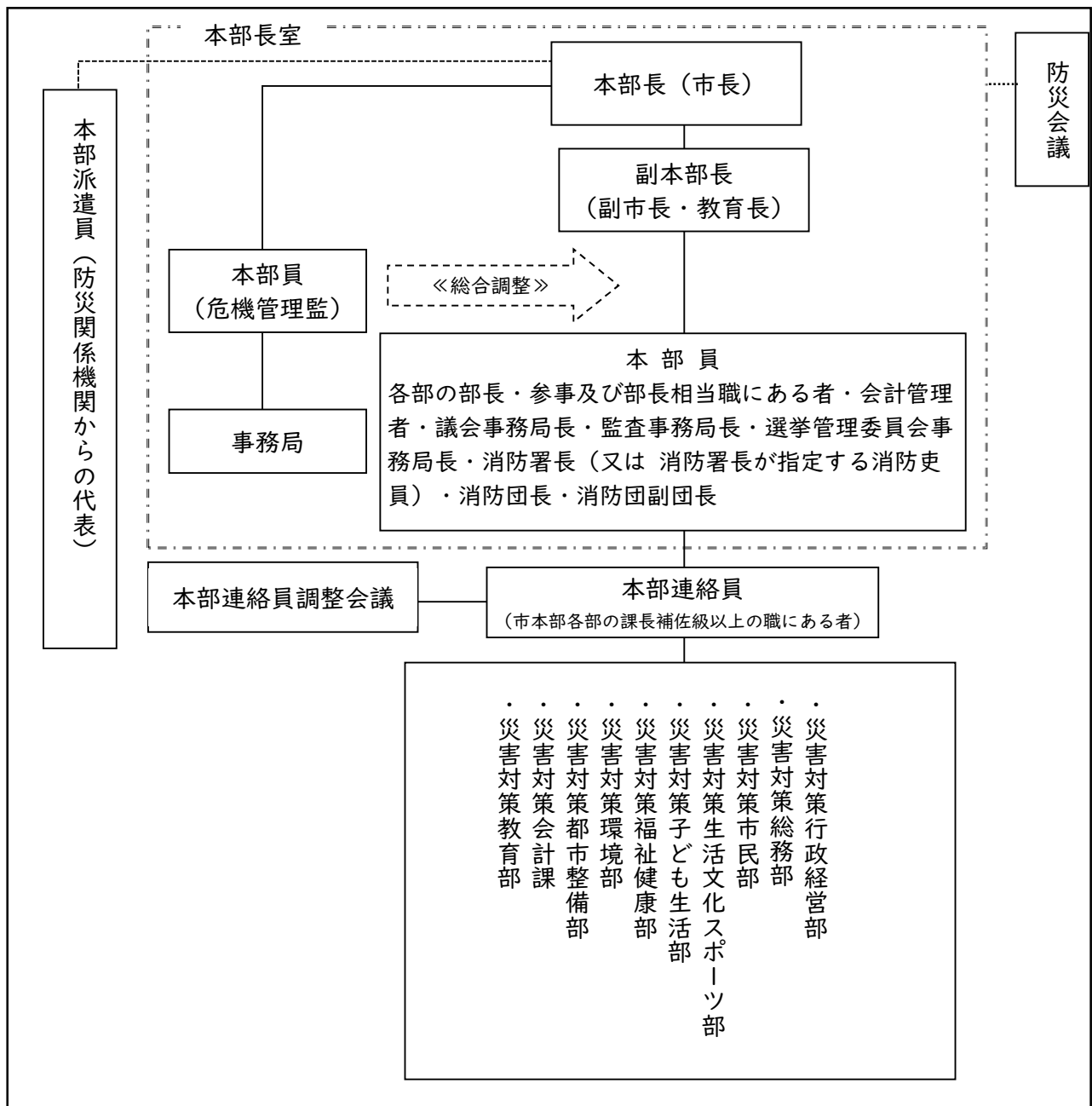
【調布市災害対策本部の設置基準】

	基 準（風水害の場合）
設 置	1 調布市を含む地域に気象業務法に基づく、大雨、洪水、暴風等の警報が発表された場合で、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき。 2 調布市を含む地域に台風、集中豪雨、洪水その他による災害が発生した場合で、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき。 3 その他、市長が災害対策本部を設置し総合的な応急対策を行う必要があると認めたとき
廃 止	1 災害救助法による応急救助が完了したとき 2 公的避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等、当面の日常生活の場が確保されたとき 3 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき 4 被害数値がおおむね確定したとき 5 その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

(2) 組織・運営

震災編第2部第5章第5節 具体的な取組【応急対策】「1 初動態勢」を準用します。

【調布市災害対策本部の組織】



第2節 救助・救急活動態勢等

1 救助・救急活動態勢等

機関名	内 容
調布消防署	○ 災害に対応した救助・救急資機材を活用して、組織的な人命救助・救急活動の実施 ○ 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携しながら、高度救急資器材を有効的に活用し、傷病者の救護を実施 ○ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送

2 救助・救急体制の整備

調布消防署・消防団・都

(1) 調布消防署の救助体制の整備

- ア 水害地の救助活動を効率的に行うため、風水害地からの救助体制を強化します。
- イ 災害現場において東京DMATと連携した救助及び傷病者の救護体制を確立します。

(2) 調布消防署の救急体制の整備

- ア 重症度、緊急度の高い傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の育成及び高度救急資器材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図ります。
- イ 傷病者の搬送を効率的に行うため、「広域災害・救急医療情報システム」等を活用し、医療情報収集体制を強化します。
- ウ 東京民間救急コールセンターに登録のある事業者と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図ります。

(3) 調布警察署の救出・救護体制

災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出・救護活動ができるようにします。

(4) 消防団の救出・救護活動能力の向上

市は、消防団の応急救護資器材の整備を行います。
また、市は調布消防署と連携して、応急手当普及員の養成など、教育訓練の充実を図ります。

(5) 市民の救出・救助活動能力の向上

調布消防署

災害時に、市民自らが適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術の普及に努めます。

事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図ります。一定の応急手当技能を有する市民に対してその技能を認定します。

(6) 事業所の救出・救護活動能力の向上

調布消防署

ア 救出活動技術の普及啓発

事業所の実態に応じ、組織、資器材を有効に活用した活動が行えるように訓練を通じて自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を推進します。

イ 応急手当知識の普及及び技術の向上

事業所の従業員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図ります。

応急救護知識及び技術を有する者を中心とした訓練を推進することで応急救護能力の向上を図ります。

第3節 応援協力・派遣要請

風水害等の災害が発生した場合、各機関は、あらかじめ定めてある分掌事務又は業務にしたがって応急対策を実施しますが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして災害対策の円滑な実施を期することが必要です。特に被害が広範囲に及んだ場合、市域の防災機関のみでは対応が困難なことから、都・他市区町村・自衛隊や民間に協力を得て防災対策を行います。

なお、これらの機関等に対する要請要領については、震災編第2部第5章「本部体制及び広域的な視点からの応急対応力の強化」を準用します。

第4節 関係防災機関の活動態勢

防災関係機関

1 責務

防災関係機関は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、都防災計画、防災業務計画及び市防災計画の定めるところにより、それぞれ災害応急対策を実施するとともに市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力します。

2 活動態勢

関係防災機関は、前記の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとします。

第5節 公共空間の使用調整

市域における都が管理するオープンスペースの利用については、都災害対策本部に利用要望を提出し、活用することとなります。

都災害対策本部では、対策調整会議において、都各局及び市区町村の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行うこととなります。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 通信連絡体制

災害時における各機関相互間における通知，要請，指示，通報，伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため，各機関の通信連絡窓口を統一し，通信連絡システムを整備するとともに，非常の際における通信連絡を確保するため，公衆通信設備の優先利用，非常無線の利用，放送の要請等について震災編第2部第6章「情報通信の確保」を準用します。

第2節 災害予警報の伝達

市本部・災害対策各部・調布警察署・調布消防署・東京消防庁・気象庁・国土交通省・

その他関係機関

1 情報・収集

機関名	内 容
市	○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき，又は自ら知ったときは，直ちに都総務局及び気象庁に通報 ○ 災害原因に関する重要な情報について，都又は関係機関から通報を受けたとき，又は自ら知ったときは，直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者，住民の自発的な防災組織等及び住民等に周知 ○ 特別警報，警報及び重要な注意報について，都又はNTTからの通報を受けたとき，又は自らその発表を知ったときは，直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者，住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに，警視庁，東京消防庁，都政策企画局等の協力を得て，住民に周知 ○ 津波警報等及び注意報についての伝達・周知
東京都総務局	○ 都総務局及び都各支庁は，災害原因に関する重要な情報について，気象庁，都各局，市区町村その他関係機関から通報を受けたとき，又は自ら収集するなどして知ったときは，直ちに関係のある都各局，市区町村，防災機関等に通報 ○ 必要があるときは，都各局の連絡責任者を招集し，又は応対本部を開設して，台風，その他の重要な情報について，気象庁の解説を受けること ○ 特別警報，警報及び重要な注意報について，気象庁から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは，直ちに関係のある都各局及び市区町村に通知 ○ 津波に関する大津波警報・警報及び注意報について，気象庁から通報を受けたとき，又は自らその発表を知ったときは，関係のある都各局及び市区町村に通知

機関名	内 容
東京都各局	○ 自ら収集した災害原因に関する情報を、直ちに都総務局に通報 ○ 都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、直ちに所属機関に通報する。
調布警察署	○ 津波に関する大津波警報・警報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係警察署を通じて、管内住民に周知する。 ○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係市区町村長に通知する。
調布消防署	○ 関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、管内住民に周知
気象庁	○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集 ○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁大気海洋部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知（別冊資料第119「気象警報等の伝達系統図」）（別冊資料第120「防災気象情報の種類及び特別警報・警報・注意報の基準」） ○ 気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について東京都防災センターで説明会を開催 ○ 竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を実施
その他の防災機関	○ 関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報・警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報

2 気象情報の早期収集（気象庁防災機関向け専用電話：ホットライン）

- （1）気象庁東京管区气象台では、大雨時等において避難情報の発令の判断等の防災対策を支援するため、都及び市区町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用しています。
- （2）市区町村は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際に、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会します。
- （3）気象庁東京管区气象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、都及び市区町村に対し直接厳重な警戒を呼びかけます。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を都及び市区町村に対し、直接実施する場合があります。

- (4) ホットラインにより得られた情報や判断について，都が必要と認める場合には市区町村，関係機関等へ提供する。

3 気象情報の入手要領

気象等の情報は，水防活動のための基礎的情報であり，気象庁からオンラインにより入手するほか，次の方法により入手します。

(1) 東京都災害情報システム(D I S)

市は，D I Sを活用することで，「東京都水防災総合情報システム」，「国土交通省解析雨量」，「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集します。

(2) 防災情報提供システム

防災情報提供システムとは，気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール)を活用し，気象庁の発表する各種防災気象情報を都，市区町村等の防災機関へ提供するシステムです。

各種防災気象情報の他，流域雨量指数の予測値，土砂災害，浸水害，洪水害の危険度分布，竜巻発生確度ナウキャスト，雷ナウキャスト等，発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できます。市が行う避難指示等の判断の参考に利用します。

水防活動に用いる気象等の警報・注意報は，大雨注意報，高潮注意報，洪水注意報，津波注意報，大雨警報，高潮警報，洪水警報，津波警報，大雨特別警報，高潮特別警報，津波特別警報です。

(3) 雨量，水位情報の収集

市各部

市は，気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めたときには，都建設局（都水防本部）と緊密な連絡をとり，情報を交換するとともに管内の雨量，水位等の正確な資料を観測者から敏速に入手し，常に的確な情報の把握に努めます。

(4) その他

市は，気象庁や都の情報を活用するほか，京浜河川事務所が独自に提供する河川情報や，市独自の河川や水路に設置したカメラや水位の情報など，積極的に収集し活用を図ります。

また，気象庁東京管区气象台では，大雨時等において市における避難指示の判断等の防災対策を支援するため，市と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話を設置し，運用しています。

4 防災気象情報等の受理伝達

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものです。

「居住者等がとるべき行動」，「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供します。

なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれます。

(2) 防災気象情報（風水害関係）

- ア 特別警報・警報・注意報
- イ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
- ウ 早期注意情報（警報級の可能性）
- エ 全般気象情報，
- オ 土砂災害警戒情報
- カ 記録的短時間大雨情報
- キ 竜巻注意情報
- ク 火災気象通報

5 特別警報・警報・注意報

(1) 注意報

大雨，洪水，大雪，強風，風雪，波浪，高潮等により，災害が発生するおそれがあるときに，その旨を注意して行う予報をいいます。

(2) 警報

大雨，洪水，大雪，暴風，暴風雪，波浪，高潮により，重大な災害が発生するおそれがあるときに，その旨を警告して行う予報をいいます。

(3) 特別警報

大雨，大雪，暴風，暴風雪，波浪，高潮が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きいときに，その旨を警告して行う予報をいいます。

(4) 注意報・警報の地域細分

ア 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域です。気象特性，災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割しています。

イ 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域です。市町村（東京特別区は区）を原則としますが、一部市町村を分割して設定している場合があります。

ウ 市町村等をまとめた地域とは、二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域です。

(5) 特別警報、警報、注意報の発表基準

ア 特別警報

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合（警戒レベル5相当）	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合（警戒レベル4相当）
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

イ 警報、注意報の種類及び発表基準

気象庁が行う気象等の注意報、警報は次のとおりです。

【警報・注意報発表基準一覧表】

令和5年6月8日現在

調布市	府県予報区	東京都		
	一次細分区域	東京地方		
	市町村等をまとめた地域	多摩北部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数	30
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	139
	洪水		流域雨量指数基準	入間川流域=6.8
			複合基準＊Ⅰ	入間川流域＝（18，6.1）
			指定河川洪水予報による基準	多摩川〔調布橋・石原・田園調布（上）〕，野川・仙川〔大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川〕
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風雪		平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	

	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	18
		土壌雨量指数基準	123
	洪水	流域雨量指数基準	野川流域=12, 入間川流域=5.4
		複合基準*1	多摩川流域=(10, 59), 野川流域=(17, 10), 入間川流域=(12, 5.4)
		指定河川洪水予報による基準	多摩川〔石原〕
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%	
	なだれ		
	低温	夏期（平均気温）：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
	霜	晩霜期 最低気温2℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

【数値は都度更新されることから、最新のデータは気象庁HPを活用ください。】

*1 表面雨量指数

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴があります。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。

*2 土壌雨量指数

土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものです。

* 3 流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したものです。

* 4 複合基準

「表面雨量指数」と「流域雨量指数」の組み合わせによる基準値を表しています。

(6) 特別警報が発表された時の情報共有

気象庁は、平成25年8月30日から、特別警報の運用を開始しました。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけてきました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決められます。

市は、特別警報について、都、総務省消防庁、N T T東日本から通知を受けた時又は自ら知ったときは、直ちに市民及び関係機関等に周知させる措置をとらなければなりません。

(7) 注意報、警報の発表区域

気象等の現象に伴う災害の発生が予想される区域を特定できる場合には、その区域を指定して注意報、警報を発表します。

発表官署	担当区域	発表する区域名	区域区分
気象庁	東京地方	23区東部	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
			台東区、荒川区、足立区
		23区西部	千代田区、中央区、港区
			品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区
			新宿区、中野区、杉並区
			豊島区、板橋区、練馬区
			文京区、北区
		多摩南部	町田市、多摩市、稲城市
			八王子市、日野市
		多摩北部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市
			立川市、昭島市、小平市、東村山市、国立市、国分寺市、武蔵村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市
		多摩西部	福生市、羽村市、瑞穂町、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町

発表官署	担当区域	発表する区域名	区域区分
	伊豆諸島北部	大島	大島町
		新島	利島村，新島村，神津島村
	伊豆諸島南部	三宅島	三宅村，御蔵島村
		八丈島	八丈町，青ヶ島村
	小笠原諸島		小笠原村（父島），小笠原村（母島）

注意報及び警報は，その種類にかかわらず，新たな注意報又は警報が行なわれたときに切替えられ，解除されるときまで継続されます。

6 キキクル（大雨警報・洪水予報の危険度分布）等

（1）土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を，地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており，大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに，どこで危険度が高まるかを面的に確認することができます。

災害切迫（黒）	命の危険があるため，直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当します。
危険（紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。
警戒（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
注意（黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等，避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。

（2）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を，地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報です。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており，洪水警報等が発表されたときに，危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。

災害切迫（黒）	命の危険があるため，直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当します。
危険（紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。
警戒（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
注意（黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等，避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。

(3) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報です。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。

7 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕，〔中〕の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位、都単位で発表されます。

大雨に関して明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。

8 全般気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されます。

また、警戒レベル4相当以上の状況で、大雨による災害発生危険度が急激に高まっており、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表されます。

【線状降水帯に係る情報】

令和4年6月から、「線状降水帯」による大雨の可能性が高い場合に、半日程度前から地方予報区単位等で線状降水帯の可能性が呼び掛けられるようになりました。

また、令和5年5月より、線状の降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況の解説情報について、これまでより最大30分程度早く発表されるようになりました。

直近では、令和6年5月から線状降水帯による大雨の可能性が高い場合の半日程度前からの呼び掛けについて、府県単位を基本に対象地域を絞り込んで呼び掛けられるようになっています。

9 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都と気象台から共同で発表されます。

なお、これを補足する情報である土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができます。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。

10 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量)したとき等に、気象庁が発表します。その基準は、1時間雨量歴代1位又は2位の記録を参考に、概ね予報区ごとに決められており、本市では1時間雨量100mmが基準です。この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表するものです。この情報が発表されたときは、当該地域で、あるいは、近くで土砂災害や浸水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。

11 火災気象情報

火災気象通報は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに市に伝達されます。市長は火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、状況を勘案して火災警報を発令します。

(1) 発令基準

東京消防庁

火災警報は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況が次の基準に該当し、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に東京消防庁において発令します。

ア 実効湿度が50%以下であって、最低湿度が25%以下となる見込みのとき。

イ 平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき。

ウ 実効湿度が60%以下であって、最低湿度が30%以下になり平均風速が10m以上の風が吹く見込みのとき。

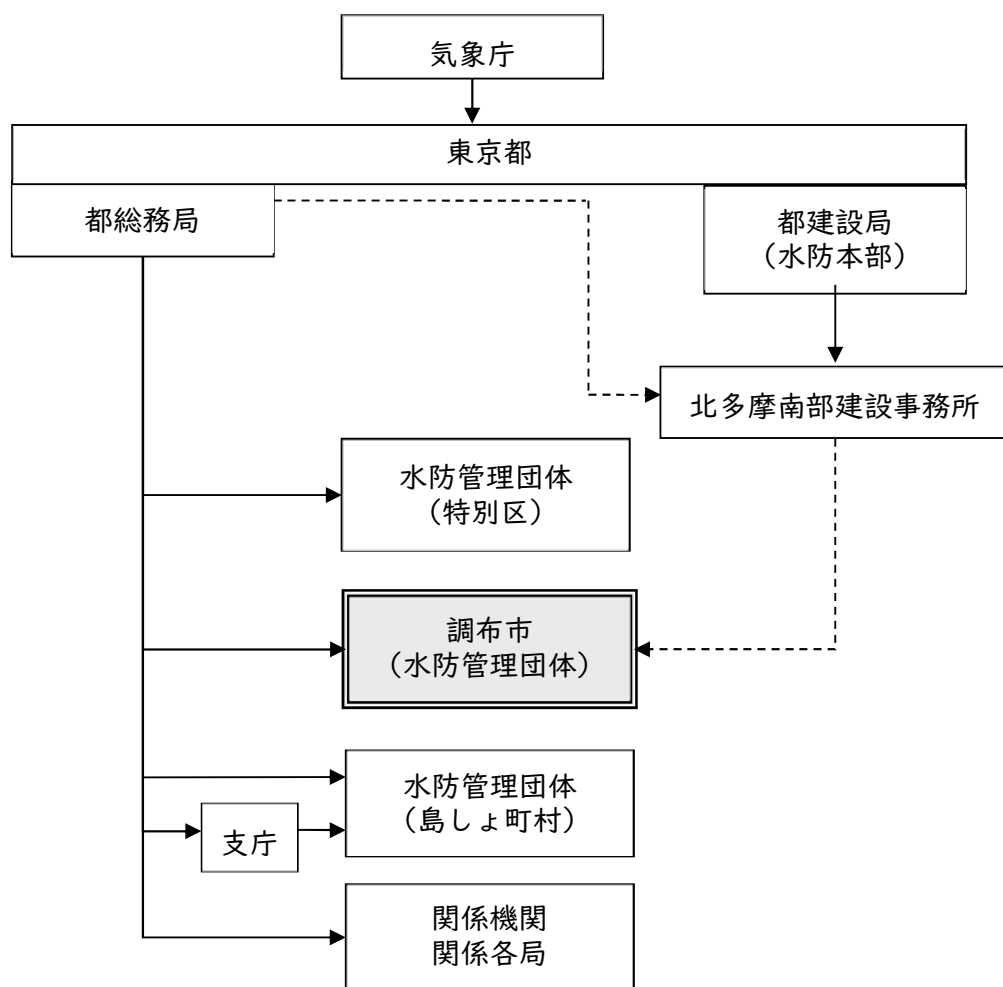
(2) 伝達

東京消防庁

ア 火災警報を発令したとき東京消防庁は、気象庁、都総務局（本部長室）及び管下の各消防署その他関係官公署等に通報します。

イ 東京消防庁は、報道機関を通じて市民に周知させると同時に、調布消防署は管内のあらかじめ指定する場所に「火災警報発令中」の掲示板の掲出、火災警報発令及び吹流しをもって一般市民に周知します。

12 気象情報伝達システム図



凡 例

基本（法令等の定めによる伝達系統）

補助（基本系が途絶したときの予備系統）

13 都との確実な情報共有

- (1) 都は特別警報、警報、重要な注意報、災害原因に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある市区町村等に通報します。
- (2) また、大雨による土砂災害発生危険性の高まったときは、気象庁と都は共同して土砂災害警戒情報を作成、発表し、市区町村等へ伝達します。
- (3) これらの具体的な伝達系統図は、第3部第2章第3節「水防情報」を参照。
- (4) 通報、伝達された情報は、市区町村長の避難情報発令の判断及び住民の自主避難の参考になるものであるため、確実に市区町村へ伝達されるとともに、都、市区町村及び関係防災機関との間で情報共有されることが重要です。しかし、担当者不在時又は夜間など情報が発信される時間によっては、情報共有を迅速に図ることが困難なケースが想定されます。平成25年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、都と市区町村長等との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保しました。
- (5) また、都は気象警報発表時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に市区町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用しました。

14 同一河川・圏域・流域の自治体における情報の共有

災害対策総務部・都

(1) 情報共有の必要性

ア 中小河川の同一流域市区町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、もしくはわずかな時間差で起こる可能性が高いとみられています。

水害のおそれがある場合、市は、区域を定めて避難指示等を行いますが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合があります。そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉通報FAXなどにより、市区町村の避難指示等に有用な情報を提供するものとしています。

イ また洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に、避難情報の発令の目安となる氾濫危険情報を、複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの運用を平成30年6月より開始しました。

ウ 市では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の市区町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図るものとします。これにより、集中豪雨などに際しても、避難指示等を遅滞なく的確に発令することが可能となります。

(2) 同一河川・圏域・流域の設定

市内で設定されている河川は、多摩川・野川流域の2流域です。

流域 (市区町村 数)	区域	市区町村名					
多摩川沿川 (17)	多摩西部	奥多摩	青 梅	福 生	羽 村	あきる野	
	多摩南部	八王子	日 野	多 摩	稲 城		
	多摩北部	立 川	府 中	昭 島	調 布	国 立	狛 江
	区 部	大 田	世田谷				
野川流域 (11)	多摩北部	立 川	武蔵野	三 鷹	府 中	調 布	小金井
		小 平	国分寺	狛 江			
	区 部	世田谷					

【同一河川・圏域・流域は、下記のとおり19流域に区分します。】

①利根川沿川、②江戸川沿川、③中川・綾瀬川圏域、④荒川沿川、⑤隅田川及び新河岸川流域、⑥江東内部河川流域、⑦神田川流域、⑧石神井川・白子川流域、⑨黒目川・柳瀬川流域、⑩霞川圏域、⑪城南地区河川流域、⑫多摩川沿川、⑬野川流域、⑭残堀川流域、⑮浅川圏域、⑯秋川流域、⑰平井川流域、⑱鶴見川流域、⑲境川流域（別冊資料第122「河川・圏域・流域における市区町村一覧」）

(3) 情報の内容

都は、同一河川・圏域・流域内の市区町村に対して、必要に応じて、次のような情報を提供するものとします。

- ア 同一河川・圏域・流域の市区町村が発令した避難指示等
- イ 同一河川・圏域・流域の市区町村からの浸水状況報告等
- ウ 避難が必要な区域
- エ 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
- オ その他

なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達系統による情報提供は、従来とおりです。

15 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の共有

(1) 気象庁の段階的な情報提供

ア 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表します。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかけます。

イ 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷，ひょう，急な強い雨，突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表します。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかけます。

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で，雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに，東京地方，伊豆諸島北部，伊豆諸島南部の区域単位で発表されます。

なお，実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。

また，竜巻の目撃情報が得られた場合には，目撃情報があつた地域を示し，その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表されます。この情報の有効期間は，発表から概ね1時間です。

エ 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して，竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km格子単位）で表し，その1時間後までの移動を予測します。竜巻発生確度ナウキャストは，平常時を含めて常時10分毎に発表します。

(2) 都内に竜巻等が発表された際の情報伝達

ア 気象庁は，気象庁防災業務計画に基づき，情報を専用通信施設等により都総合防災部等関係機関，日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達します。

イ 伝達は，発表者（都及び気象庁）から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとします。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては，大雨警報の伝達に準じます。

16 災害地調査要領

災害対策総務部

(1) 調査班の編成

市総務部長は、災害現地の実態を把握し、災害対策応急活動の円滑を期するため、調査班を編成します。

調査班の数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜定めます。

(2) 調査班の任務

調査班は、災害発生と同時に出動し、現地の状況を調査します。

(3) 調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりとします。

- ① 災害原因（二次的原因）
- ② 被害状況
- ③ 応急措置状況
- ④ 災害地市民の動向及び要望事項
- ⑤ 現地活動のあい路
- ⑥ その他必要な事項

(4) 実施要領

ア 調査は、警察官、消防吏員、現地市民その他協力団体等の協力を得て実施すること。

イ 無線通信機の有効適切な活動を図り、調査の結果を逐一、市本部に報告すること。

ウ 調査の際、重要な情報を得たときは、ただちに市本部に報告すること。

資料編 29：被害程度の認定基準

資料編 30：第1号様式 職員動員集計表

資料編 31：第2号様式 避難所収容者名簿

資料編 32：第3号様式 物資経理状況

資料編 33：第4号様式 援助物資等給与状況

資料編 34：第5号様式 公共土木施設被害 下水道施設被害

上水道施設被害

資料編 35：第6号様式 教育施設被害状況

資料編 36：第7号様式 市有財産被害

資料編 37：第8号様式 商工業被害状況

資料編 38：第9号様式 農業被害状況

資料編 39：第10号様式 農産物被害状況

資料編 40：第11号様式 被害者台帳

資料編 41：第12号様式 災害応急対策実施報告

資料編 42：第13号様式 災害速報・被害確定報告

第3節 水防情報

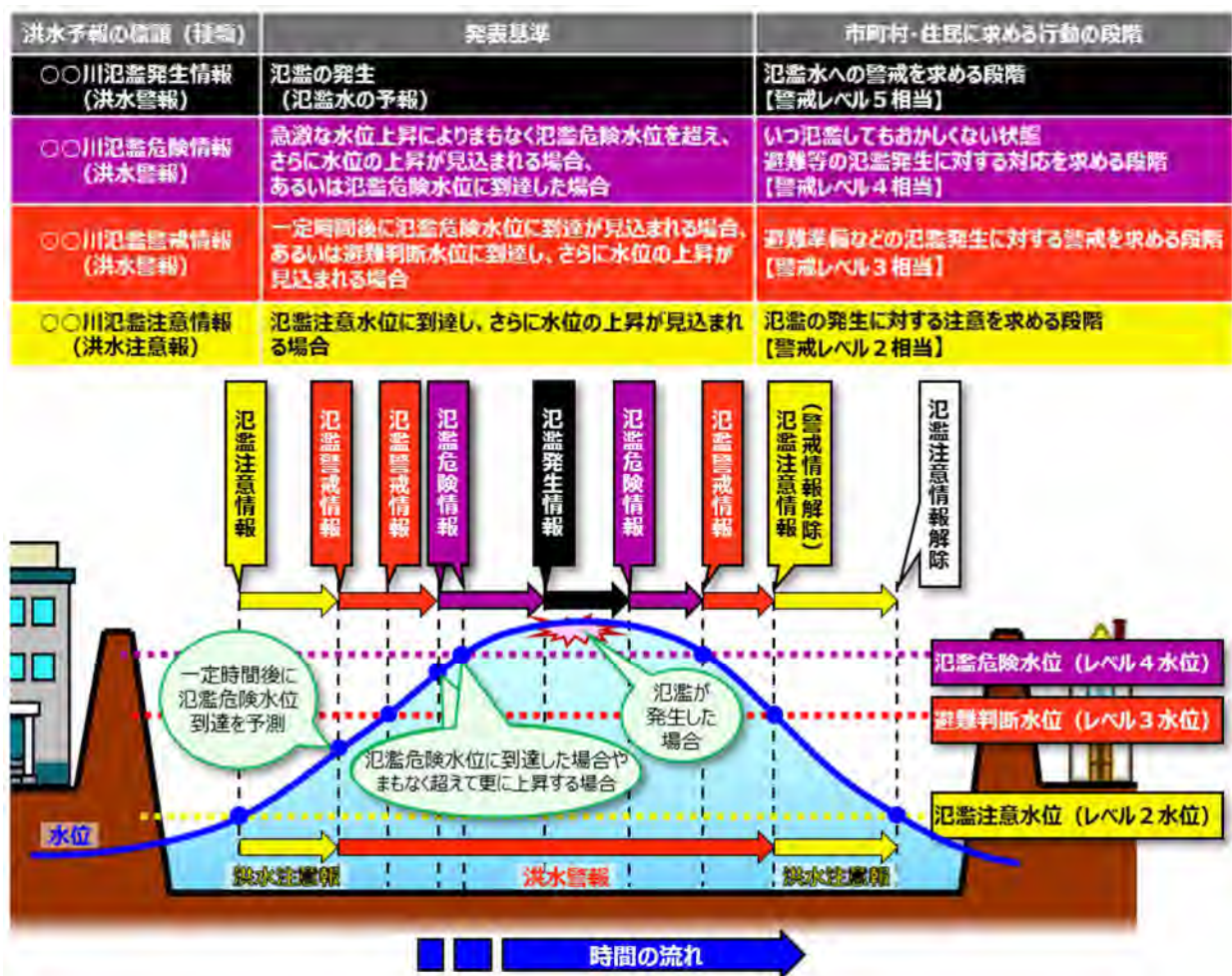
各部・都

Ⅰ 洪水予報

市本部・災害対策各部

国土交通省関東地方整備局と気象庁大気海洋部が共同で行なう洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に発表されます。調布市に關係する洪水予報には、多摩川洪水予報があります。

市では洪水予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとします（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）。



出典：気象庁ホームページ

(1) 種類と発表基準

種 類	基準地点	発 表 基 準
多摩川氾濫注意 情報	調布橋，石原，田園 調布(上)	基準地点のいずれかの水位が氾濫注意水位に到達し，さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表
多摩川氾濫警戒 情報	注意情報の予報地点 に同じ	基準地点のいずれかの水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合，あるいは，避難判断水位に到達し，さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表
多摩川氾濫危険 情報	注意情報の予報地点 に同じ	基準地点のいずれかの水位が急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え，さらに水位の上昇が見込まれるとき，あるいは氾濫危険水位に到達したときに発表
多摩川氾濫発生 情報	洪水予報区域内	多摩川洪水予報区間において，氾濫が発生したときに発表
多摩川氾濫注意 情報解除	洪水予報区域内	基準地点の水位が，氾濫注意水位を下回り，氾濫のおそれなくなったときに発表

種 類	基準地点	発 表 基 準
野川・仙川氾濫 危険情報	大沢池上，鎌田橋野 川，鎌田橋仙川	基準地点のいずれか1地点の水位が，概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれるとき，あるいは氾濫危険水位に到達し，さらに水位の上昇が見込まれるとき
野川・仙川氾濫 発生情報	危険情報の予報地点 に同じ（あるいは， 洪水予報区域内）	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき，あるいは洪水予報区間において氾濫を確認したとき
野川・仙川氾濫 注意情報解除	危険情報の予報地点 に同じ	全ての基準地点の水位が，氾濫危険水位を下回り，氾濫のおそれなくなったときに発表

(2) 洪水予報河川発表基準水位

種類	洪水予報区間	基準地点	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	零点高
多摩川 洪水予報	左岸 東京都青梅 市大柳1575 番地先から 海まで 右岸 東京都青梅 市畑中1丁 目18番地先 から海まで	調布橋	0.20m	1.00m	1.20m	(左岸 48.0k) 1.60m	4.70m	A.P.+ 148.50m
		石原	4.00m	4.30m	4.30m	(左右岸 26.4k) 4.90m	5.94m	A.P.+ 27.42m
		田園 調布(上)	4.50m	6.00m	7.60m	(左岸 5.4k) 8.40m	10.35 m	A.P.+ 0.00m

種類	水防警報区	基準地点	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	氾濫 危険 水位	氾濫 発生 水位
野川・ 仙川 洪水予 報	左岸 小金井市貫 井南町4丁 目(鞍尾根 橋)～世田 谷区鎌田3丁 目(野川合 流点) 右岸 小金井市貫 井南町4丁 目(鞍尾根 橋)～世田 谷区鎌田4 丁目(野川 合流点)	大沢池上	-	-	39.89m	40.45m
		鎌田橋野 川	-	-	14.54m	16.21m
		鎌田橋仙 川	-	-	16.15m	17.24m

<用語の定義>

- ・水防団待機水位・・・河川が上昇し、洪水の恐れがある時に水防管理団体が出動するための準備を始めるための目安となる水位。
- ・氾濫注意水位・・・水防管理団体が、水害発生に備えて、出動する目安となる水位。
- ・避難判断水位・・・避難情報の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考となる水位。
- ・氾濫危険水位・・・氾濫の恐れが生じる水位。

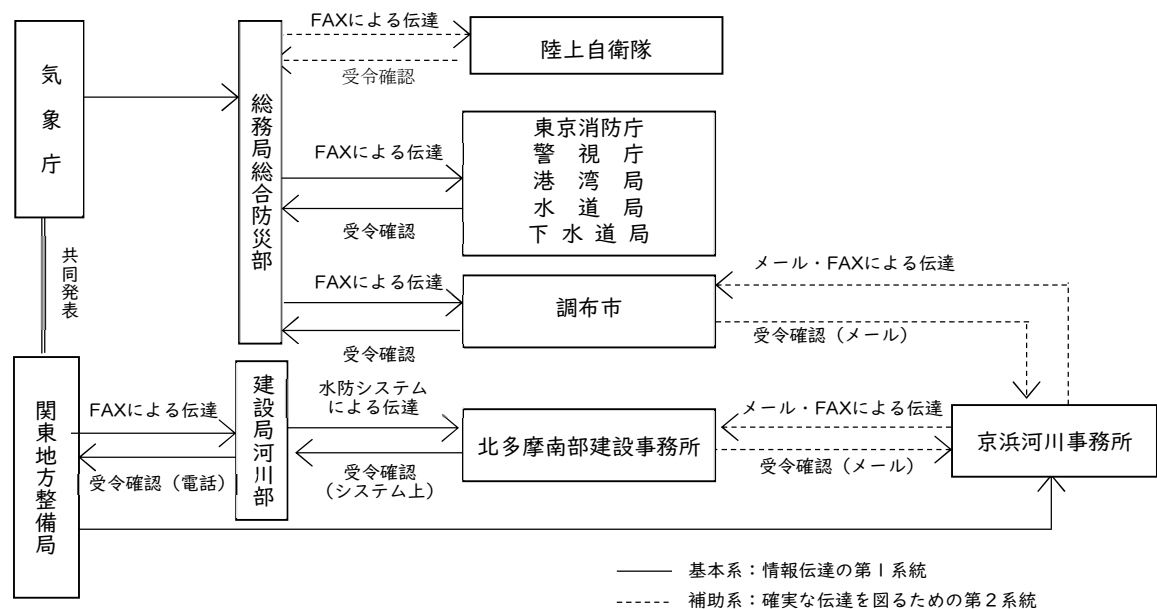
- ・ 氾濫発生水位・・・水位観測所の近辺において，河川から水が溢れ，家屋浸水等の被害が発生する水位
- ・ 計画高水位・・・計画高水流量は，河道を設計する場合に基本となる流量で，基本高水を河道と各種洪水調節施設に合理的に配分した結果として求められる河道を流れる流量。言いかえればこれは，基本高水流量から各種洪水調節施設での洪水調節量を差し引いた流量。
計画高水位は，計画高水流量が河川改修後の河道断面（計画断面）を流下するときの水位。

(3) 洪水予報伝達

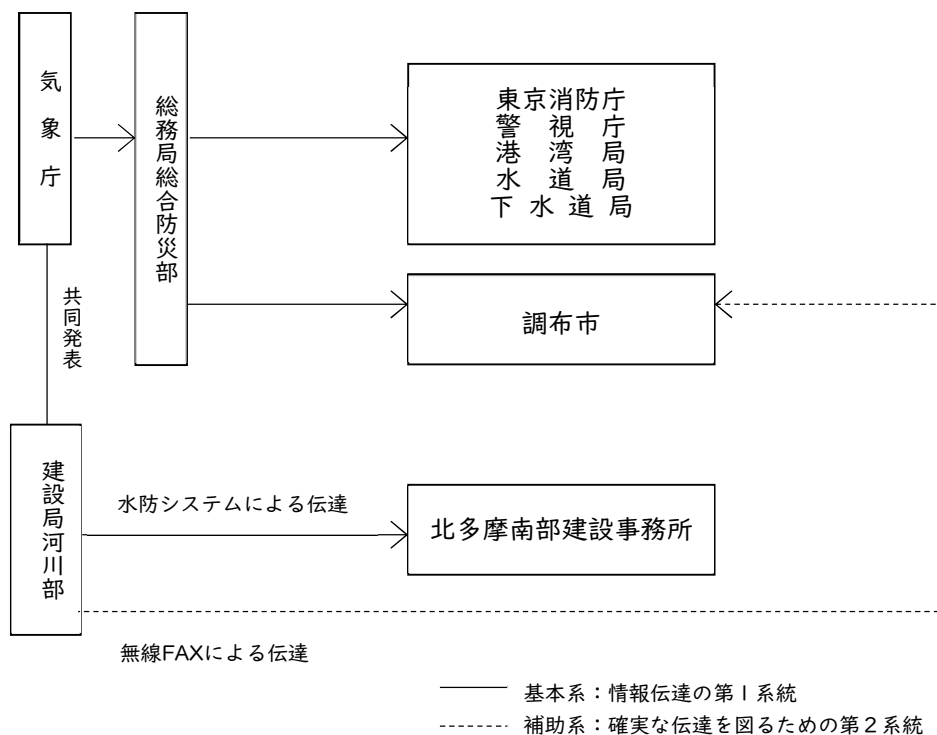
ア 洪水予報の伝達は、次のとおり行います。なお、水防担当部署と避難指示等発令部署のそれぞれに伝達します。

イ 伝達を受けた場合は受令確認を行います。

【国管理河川 多摩川洪水予報伝達系統図】



【都管理河川 野川・仙川洪水予報伝達系統図】



2 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発表されます。

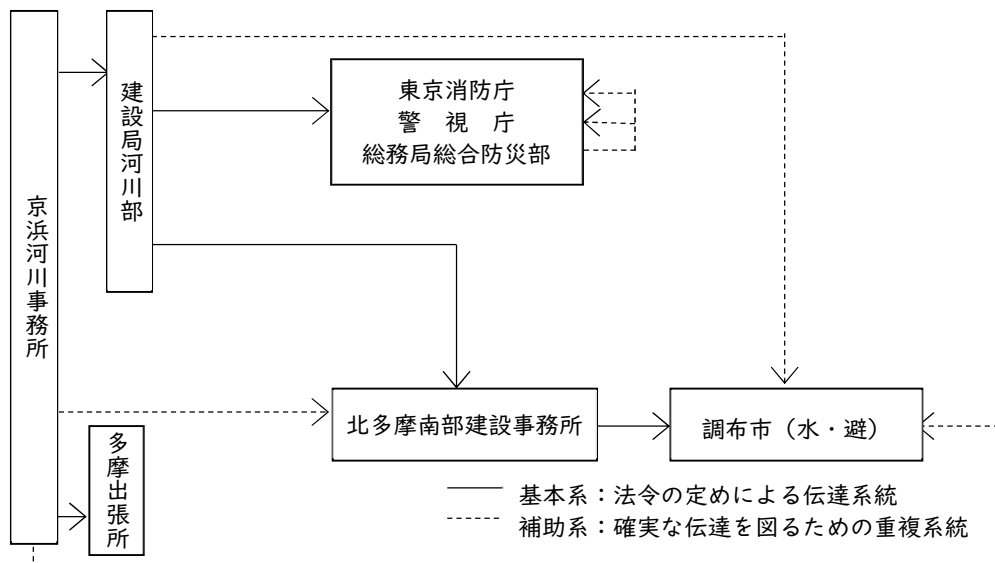
水防警報は、水防活動の基準であり、都及び水防管理団体は、その情報の目的及び性質を十分理解するとともに伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとします。

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じてただちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差しつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と判断されるとき。 水防団待機水位に達し氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位を超え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況ではないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(2) 水防警報に関する通信伝達系統

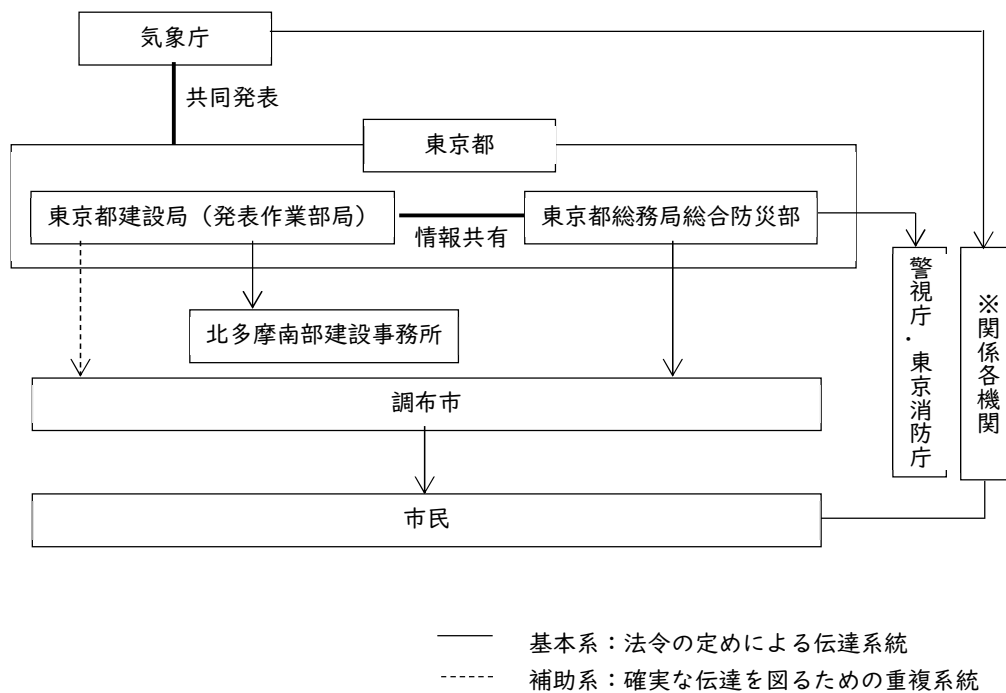
【多摩川水防警報（石原）】



3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報の伝達は、土砂災害警戒情報伝達系統図のとおりとします。

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



(出典：都水防計画)

4 水防情報等の周知

(1) 市本部

市は、重要な注意報及び警報について、関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、ただちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、防災市民組織等に通報するとともに、警察機関、消防機関等の協力を得て、市民に周知させます。

(2) 調布警察署

調布警察署は、重要な注意報及び警報について、気象庁、市本部その他の関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、ただちに各交番及び駐在所を通じて、市民に周知させます。

(3) 調布消防署

調布消防署は、重要な注意報及び警報について、気象庁、市本部その他の関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、ただちに消防出張所を通じて市民に周知させます。

第4節 被害状況の報告体制

機関名	内 容			
市災害対策本部	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告します。 なお、都に報告ができない場合には、国(総務省消防庁)に報告します。			
	1 報告すべき事項			
	(1) 災害の原因			
	(2) 災害が発生した日時			
	(3) 災害が発生した場所又は地域			
	(4) 被害状況(被害の程度は、認定基準（別冊資料第123「被害程度の認定基準」)に基づき認定)			
	(5) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置			
	(6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類			
	(7) その他必要な事項			
	2 報告の方法			
原則として、災害情報システム（D I S）や総合防災情報システム（S O B O - W E B）の入力によります。(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災 行政無線、電話、F A Xなどあらゆる手段により報告します。)				
市災害対策各部	3 報告の種類・期限等			
	報告の種類、期限等は次のとおりとします。			
	報告の種類	入力期限		入力画面
	発災通知	即時		被害第1報告
	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内		被害数値報告 被害箇所報告
	要請通知	即時		支援要請
	確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害情報、措置情報
		各種確定報告	同上	被害総括
	災害年報	4月20日		被害総括
	4 災害救助法に基づく報告			
災害救助法に基づく報告については、第3部第12章「災害救助法の適用」に定めるところによります。				
市災害対策各部	次により災害に関する災害活動情報及び被害状況等を収集し、市本部に情報を提供するとともに、相互に情報交換を図ります。市各部は、所管施設及び所管業務に関し、次により本部長（事務局気			

機関名	内 容
	付) に報告します。 ア 報告事項 (ア) 災害の原因 (イ) 災害が発生した日時 (ウ) 災害が発生した場所及び地域 (エ) 被害状況 被害の程度の認定基準（資料編29）に基づき、所定の様式により報告します。 (オ) 応急措置状況 災害応急対策について市各部がとった措置を日時、場所、活動人員、使用資器材等を明らかにして報告します。 (カ) 災害地市民の動向及び要望事項 (キ) 現地活動のあい路 (ク) その他必要な事項 イ 報告時期の区分 (ア) 発生報告 α 時期：災害発生直後とします。 β 要領：把握した範囲内で迅速に報告します。 (イ) 中間報告 α 災害応急対策が完了するまでの間、毎日午前11時までとします。 β その都度把握した範囲内で時間を定めて報告します。 (ウ) 決定報告 α 時期：応急対策の完了直後とします。 β 要領：確定した内容を報告します。 ウ 実施要領 現地調査に当たっては、防災行政無線の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一、市本部に報告します。 なお、調査の際、重要な情報があるときは、ただちに報告します。 エ 調査報告様式 調査報告は、第1号様式から第13号様式までを用います。
調布消防署	災害発生後、管内消防機関の消防活動及び救急救助活動等について、次により情報を収集し、市本部に情報を提供します。 1 災害発生状況 2 消防活動の状況 3 要救護情報

機関名	内 容
	4 医療活動情報 5 その他の災害活動上必要ある事項
調布警察署	風水害等においては、各交番・駐在所から災害に関する情報を次により収集し、市本部に情報を提供します。 1 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 2 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 3 犯罪の防止に関しとった措置 4 その他必要ある事項
各防災機関	○ 各防災機関は、所管施設に関する所在市区町村別の被害、既にとった措置、今後とろうとする措置その他必要事項について、市区町村の例に準じ都に報告すること。 ○ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」によります。 ○ システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力すること。

第5節 災害時の広報・広聴活動

災害対策行政経営部・各機関

震災編第2部第6章「情報通信の確保」を準用します。ただし、調布消防署については以下のとおりとします。

機関名	内 容
調布消防署	○ 災害に関係する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施 ・ 気象及び水位の状況 ・ 水災及び土砂災害に関する情報 ・ 被災者の安否情報 ・ 水防活動状況 ・ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ ○ 広報手段 ・ テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 ・ 消防車両による巡回 ・ ホームページ ・ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供

第3章 水防対策

第1節 水防機関の活動

市長・各部・北多摩南部建設事務所・調布消防署・消防団・調布警察署

Ⅰ 市の態勢及び活動

市長

市長（水防管理者）は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、第1章 初動態勢により、ただちに事態に即応した態勢をとるとともに、次の措置を行います。

- （1）河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- （2）気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、ただちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じます。
- （3）作業に必要な技術上の指導を行います。
- （4）水防作業に必要な資器材の調達を行います。
- （5）市長（水防管理者）は、次の場合ただちに消防機関に対し、準備及び出動を要請します。
この場合は、ただちに都建設局（都水防本部）に報告します。
ア 準備
 - ・ 水防警報により、待機又は準備の発表があったとき
 - ・ 河川の水位が、水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されたときイ 出動
 - ・ 水防警報により、出動又は指示の発表があったとき
 - ・ 水位が氾濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき
 - ・ その他水防上必要と認められたとき
- （6）市長（水防管理者）は、水防活動上必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができます。
- （7）市長（水防管理者）は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、ただちに関係機関に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めます。
- （8）洪水による著しい危険が切迫しているときは、市長（水防管理者）は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示します。この場合、遅滞なく調布警察署長に、その旨を通知します。

- (9) 市長（水防管理者）は、水防活動のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため、調布警察署長に対して警察官の出動を求めることができます。
- (10) 水防活動のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができます。
応援のため派遣された者は、応援を求めた市長（水防管理者）の所轄のもとに行動します。
- (11) 市長（水防管理者）は、水防活動のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を求めます。

2 北多摩南部建設事務所の態勢

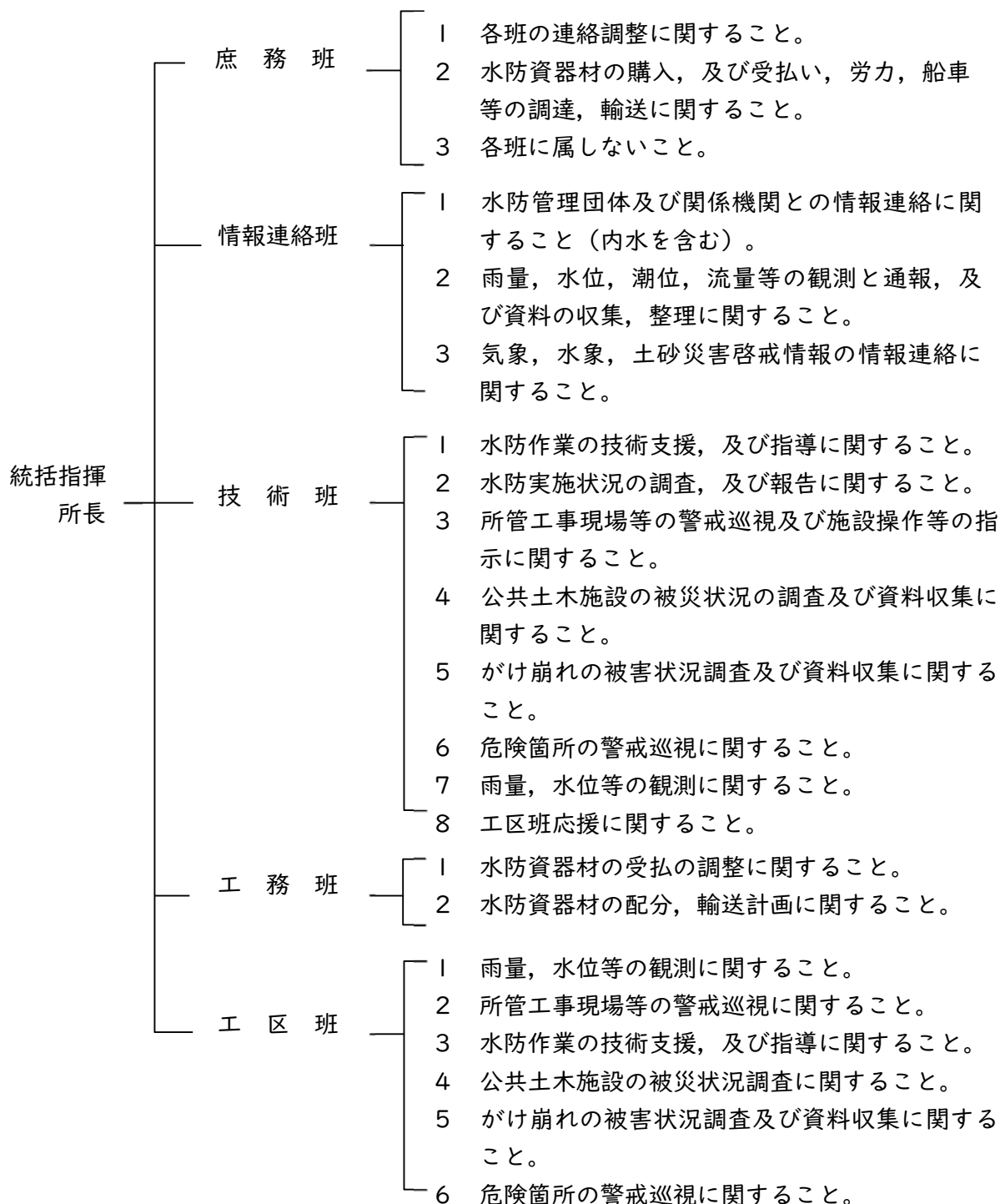
北多摩南部建設事務所

(1) 水防の責任

北多摩南部建設事務所は、その管内における水防管理団体の行う水防が十分行われるように情報を連絡し、技術的な援助を与えるなどその調整を図ります。

(2) 水防態勢

北多摩南部建設事務所における水防本部組織は、次のとおりです。



(3) 水防資器材

水防資器材を要請する場合は、市は北多摩南部建設事務所に文書により行うこととします。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話により行い、後日文書を発送します。

3 消防機関の活動

調布消防署・消防団

消防機関（調布消防署、市消防団）が分担する水防活動は、おおむね次のとおりです。

- (1) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちに、その情報を管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- (2) 水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じます。
- (3) 消防機関の長は、水防活動上必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者に水防活動を依頼します。
- (4) 堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、ただちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めます。
- (5) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防活動を行います。

4 水災現場活動方針

市災害対策各部、調布消防署・消防団・調布警察署

台風、豪雨等により水災が発生する危険がある場合、又は発生した場合は、この計画の定めるところにより、市、調布消防署、市消防団及び調布警察署は、全機能をあげて、関係機関と連携のもとに被害の発生拡大を防止します。

5 調布消防署の態勢

調布消防署

- (1) 消防署は、内水、氾濫、溢水等により水災が発生する危険があるとき、又は発生したときは、市内関係機関との連携のもとに被害発生及び被害拡大を防止します。
 - ア 消防署長は、水災の発生又は危険を知ったときは、ただちに市長（水防管理者）に通報します。
 - イ 前記アの連絡は、有線及び無線のあらゆる通信設備等を活用して行うものとします。
- (2) 事前措置
水災現場活動を効率的に実施するため、次の計画を策定します。
 - ア 水防基本計画
 - イ 召集編成計画
 - ウ 水防施設防御計画
 - エ 監視警戒計画
 - オ 水防資器材収用計画

(3) 水防態勢等

水防態勢等は、市の態勢発令に関係なく水防態勢，水防第1非常配備態勢及び水防第2非常配備態勢は，警防本部長，方面隊長又は署隊長が発令し，水防第3非常配備態勢以上は警防本部長が発令して次により対応します。

ア 水防態勢

(ア) 気象，河川水位等に関する情報体制の強化

(イ) 水防資器材の確認

(ウ) 水災発生危険個所の確認及び広報

(エ) その他必要な措置

α システム入力の準備及び運用

β 署水防計画の確認及び急傾斜地危険個所，河川危険個所の確認

γ 在庁する毎日勤務の外部出向等の制限

イ 水防第1非常配備態勢

(ア) 水防切替小隊の編成

(イ) 救命ボートの活用準備

(ウ) 水防資器材の準備

(エ) 情報収集

(オ) 庁舎施設の防護

(カ) 水災発生危険個所の巡回警戒出向及び広報

(キ) 警防本部，方面隊本部等への報告連絡

(ク) システム入力

ウ 水防第2非常配備態勢

(ア) 水防切替小隊の編成

(イ) 召集命令伝達

(ウ) 参集者による水防部隊の編成（水防小隊，監視警戒隊，水防指揮隊等）

(エ) 飲料水，食糧，燃料等の確保

(オ) 警防本部，方面隊本部等への報告連絡

エ 水防第3非常配備態勢

(ア) 水防部隊の増強

(イ) 召集命令伝達

(ウ) 監視警戒の強化

(エ) 警防本部，方面隊本部等への報告連絡

オ 水防第4非常配備態勢

前ア，イ，ウ，エに掲げるほか，次によるものとします。

(ア) 長期水防活動を行うために必要な交替要員の確立

(イ) 全水防部隊の編成

(ウ) 応援態勢又は，応援受入態勢の確立

(4) 活動要領

ア 部隊及び消防団運用要領

水防小隊は、災害の状況を判断して被害の最もはなはだしい区域に出場し、水防活動に当たります。また、消防団は、各分団ごとに受持区域の水防活動に当たります。

イ 活動の統轄

消防署長は、水防小隊及び消防団が実施する水防活動を指揮統轄します。

ウ 監視及び警戒の実施

降雨量その他気象状況により監視警戒計画に定めるところにより、消防署員及び消防団員をもって市長（水防管理者）と協議して決定した要注意箇所等について実施します。

エ 水防作業の実施

水防管理者の要請、警戒監視その他により水防作業の必要を認めたときは、水防小隊、消防団等を出場させ水防作業に従事します。

オ 資器材の収用

水防に要する資器材の準備が間に合わないとき、又は不足をきたしたときは、必要な資器材を現地において収用します。

(5) 長期にわたる活動態勢

長期にわたる活動時においては、次の順位により実施します。

ア 人命救助

イ 水災現場活動

ウ 水防工法その他消防署長が特に優先実施について命令又は指示するもの

(6) その他必要事項

消防署員の招集は、消防署招集編成計画によります。また、団員の招集は、団長が定める招集計画によります。

6 市消防団

(1) 市消防団の水防区域

市消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とします。

(2) 通報

ア 団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生したときは、ただちに分団長を通じ団本部に通報するものとします。

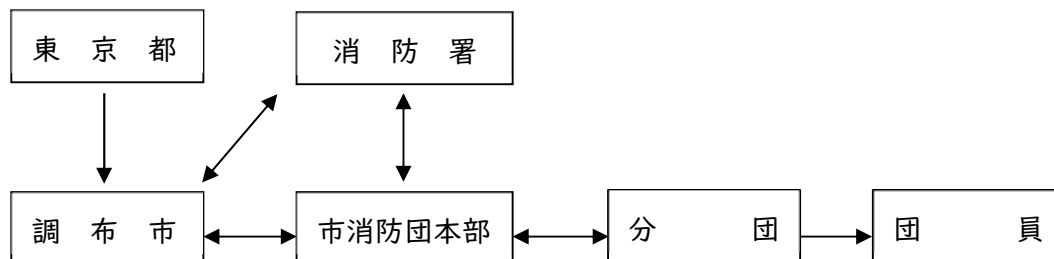
イ 団本部は、団員からの通報を受けた場合は、ただちに市長（水防管理者）及び消防署長に通報するものとします。

(3) 出動の指示

ア 団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、若しくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、市長（水防管理者）及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとします。

イ 分団長は、気象状況等に分団区域内に被害の発生のおそれと認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができます。

(4) 指示等の伝達



(5) 有線途絶の場合の連絡

伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は分団に対し無線又は連絡車を派遣し、代替手段の連絡等を確保します。

(6) 広報活動の協力

市消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力するものとします。

(7) 市消防団出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準とします。

ア 待機 団員は、自宅に待機し、必要に応じ、ただちに出動できる態勢

イ 準備 水防に関する情報連絡及び水防資器材の準備点検等を行い、市消防団の出動の準備態勢

ウ 出動 市消防団が水災現場に出動する態勢

エ 解除 水災活動を必要とする状況が解消し，市消防団の水防態勢の終了の通知

(8) 出動の要領

出動は，団本部の指示があった場合のほか気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき，又は被害が発生した場合は，分団長は，その被害の規模に応じ，団員を出動させるものとします。

(9) 監視及び警戒

気象状況等により，分団管轄区域内に水防上危険であると認められるときは，分団長は，所属する団員をして監視及び警戒を行い，事態に即応した措置を講じます。

(10) 報告

報告事項
【分団長の判断による出動】 ○ 出動ごとに出動した場所，出動団員数 ○ 宛 先：団本部 ○ 時 期：都度
【水防作業を実施した場合】 ○ 経過及び結果 ○ 宛 先：団本部 ○ 時 期：随時

第2節 費用負担及び公用負担

市長・災害対策行政経営部・調布消防署長

1 費用負担

災害対策行政経営部

市は、水防に要する費用を負担します。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、市が当該応援を求めた場合は、市と応援を求められた水防管理団体が協議して定めることとします。（水防法第41条、第23条第3項及び第4項）。

また、区域外の市区町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市区町村が負担するものとし、この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつせん申請します（水防法第42条の第1～3項）。

2 公用負担

（1）公用負担権限

市長・調布消防署長

水防のため緊急の必要のあるときは、市長（水防管理者）又は消防機関の長は、次の権限を行使します（水防法第28条）。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他の資材の使用、若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- エ 工作物、その他の障害物の処分

（2）公用負担権限証明

市長・調布消防署長

公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示することとします。

資料編 75：公用負担権限委任証明

（3）公用負担命令票

市長・調布消防署長

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとします。ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後においてただちに処理するものとします。

資料編 76：公用負担命令票

（4）損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償します（水防法第28条）。

第3節 水防報告

水防管理者・事務所・施設管理者

(1) 水防活動報告表

水防管理者及び事務所は、水防活動終了後3日以内に、次の様式により箇所ごとにとりまとめ、建設局河川部防災課へ報告します。

資料編 77：水防活動報告表

(2) 被害報告書

公共土木施設に関する被害が生じたときは、各管理者は、被害後速やかに「被害報告表」によりFAXで建設局河川部防災課に報告するものとします。

なお、情報は逐次更新すること。

資料編 78：被害報告書

(3) 災害報告書

さらに、被害の発生に伴い、災害復旧を申請する場合は「災害報告書」を被災後7日以内に建設局河川部防災課に提出することとします。

資料編 79：災害報告書

第4章 警備活動・交通規制

調布警察署

第1節 警備方針

災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期します。

第2節 警備態勢等

Ⅰ 警備態勢

機関名	内 容
調布警察署	関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な災害活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等を行うほか、関係機関の活動に協力します。

風水害警備に際し、調布警察署長は、段階に応じて発令される警備態勢をとるものとします。ただし、発令がない場合であっても管内の情勢等により必要と認めるときは、各段階の態勢をとることができます。

なお、風水害警備態勢は、気象状況、被災状況等に応じて、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階とします。

(Ⅰ) 風水害警備態勢

ア 準備態勢

台風が、おおむね定型的転向点付近に達して、その進路が東海ないし関東地方に向った場合、又は降雨量その他気象条件から判断して、被害の発生が予想される場合

イ 注意態勢

台風の進路が、おおむね関東地方に向い、かつ、その規模から判断して管内に相当の影響を与えることが予想される場合、又は降雨量その他の気象条件から判断して、相当の被害が予想される場合

ウ 警戒態勢

東京地方に暴風雨警報が発令され、市内に影響を受けると判断した場合、又は降雨量その他の気象条件から判断して、相当の被害の発生が予想される場合

エ 非常態勢

台風の通過により、河川の増水による堤防の決壊、溢水、内水氾濫等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、又はこれらの重大な被害が発生した場合

(2) 警戒区域の設定

災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があって防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、ただちにその旨を市長に通知します。

2 警備活動

機関名	内 容
調布警察署	1 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出及び救護に務めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制及び街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって市民の生命、身体及び財産の保護及び災害時における秩序の維持に当たります。 2 風水害等発生時における警察活動は、おおむね次の各号のとおりとします。 (1) 河川、沿岸水域その他危険箇所の警戒 (2) 災害地における災害関係の情報収集 (3) 警戒区域の設定 (4) 被災者の救出救護 (5) 避難者の誘導 (6) 危険物の保安 (7) 交通秩序の確保 (8) 犯罪の予防及び取締り (9) 行方不明者の調査 (10) 御遺体の調査等及び検視

3 その他

機関名	内 容
調布警察署	1 警戒区域の設定 災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知します。 2 市に対する協力 (1) 市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させます。 なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときには積極的に災害応急活動を実施します。 (2) 市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努めます。

	(3) 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行します。 3 装備資機材の調達及び備蓄 (1) 警視庁本部並びに各警察署、機動隊に装備資機材を保有しておきます。 (2) 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達します。
--	--

第3節 警備部隊の編成

1 警備本部の設置

調布警察署長は、警戒態勢又は非常態勢が発令された場合及び管内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たります。

2 警備部隊の編成

管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合、調布警察署長は、一般事務に必要な最小限度の要員を除いた要員をもって部隊を編成し、警備に当たります。

第4節 警備活動要領

1 警備態勢各段階の措置

警備部隊は、本章第2節の「警備態勢等」の各段階に応じ、調布警察署の実施計画の定めるところにより適切な警備活動を行います。

2 被災地及び被災予想地の警備

- (1) 被害が予想される地域及び危険箇所に対しては、あらかじめ状況に応じた部隊配備を行い、関係機関と密接な連絡をとり、緊急事態の発生に備えます。
- (2) 被害が発生した場合は、市本部及び関係防災機関と連携し、その状況に応じた警備力を投入して、被災者の救出、避難誘導等の救出救護活動を重点的に行います。
- (3) 避難所、救援物資の集積所及び避難指定地域等に対しては、関係防災機関に積極的に協力し、適当数の部隊配備を行います。
- (4) 被災者の救出活動は、災害初期においては、可能な限り行うこととし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行します。

第5節 避難

- 1 調布警察署長は、災害が発生するおそれがある場合、その情勢を判断し、市本部長の行う早期避難の指示について協力します。この際、高齢者、障害者、幼児、病人等の要配慮者に対しては自主的にあらかじめ市が設置する避難所に避難させます。
なお、現地において著しい危険が切迫しており、市本部長による避難の指示が発せられるいとまがない場合は、警察官が直接市民に避難を指示します。
- 2 避難の指示が出された場合、調布警察署長は、関係機関と協力してあらかじめ指定された第3部第6章「避難計画」に基づき市民の避難を図るものとします。避難の指示に従わない者については、極力説得して任意で避難させます。
この場合において、説得に従わないときは、現場の警察官の判断により警察官職務執行法に基づき避難等の措置をとることもあります。

第6節 交通規制

- 1 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な措置を実施します。
- 2 調布警察署長は、危険箇所の指示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努めます。

第5章 医療救護・保健等対策

第1節 給水計画，食品給与計画，生活必需品給与計画

下記のとおり準用します。

- ・震災編第2部第10章第5節 具体的な取組
 - 【予防対策】
 - 「1 食料・水・生活必需品等の確保」
 - 「2 備蓄スペースの確保及び物資拠点の整備」
 - 【応急対策】
 - 「1 食料・水・生活必需品等の供給」
 - 「2 物資の調達要請」
- ・震災編第2部第2章第5節 具体的な取組
 - 【予防対策】
 - 「6 ボランティアとの連携」
 - 【応急対策】
 - 「6 ボランティア活動との連携」

第2節 医療，助産及び救急救護計画，防疫及び保健衛生計画

震災編第2部第7章「医療救護等対策」を準用します。

第3節 御遺体の搜索等及び埋葬計画

下記のとおり準用します。

- ・震災編第2部第7章第5節 具体的な取組
 - 【予防対策】
 - 「5 御遺体の取扱い」
 - 【応急対策】
 - 「5 行方不明者の搜索，御遺体の検視・検案，身元確認等」

第6章 避難者対策

【主な機関の応急活動】

機 関 名	発災 被害の発生					
	事前情報 収集期	情報監視 期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
レ ベ ル 警 戒	警戒 レベル1	警戒 レベル2 (相当)	警戒 レベル3 (相当)	警戒 レベル4 (相当)	警戒 レベル5 (相当)	
市	○気象情報の把握、状況の監視		○高齢者等避難 ○都に報告（状況等） ○避難所・福祉避難所の開設・運営	○避難指示	○緊急安全確保 ○被害状況の調査 ○避難者把握 ○被災地域外へ移送要請	○被災者の生活支援活動 ○ボランティアの受入れ ○被災地域外へ移送
気象庁	○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン（随時） ○防災情報提供システムによる情報提供 ○気象情報連絡会実施 ○早期注意情報発表（警報級の可能性）	○注意報発表（大雨，洪水など） ○氾濫注意情報発表	○警報発表（大雨，洪水など） ※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3に相当 ○氾濫警戒情報発表	○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表） ○氾濫危険情報発表	○特別警報発表（大雨など） ○氾濫発生情報発表	

機 関 名	発災 被害の発生					
	事前情報 収集期	情報監視 期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
レ ベ ル 警戒	警戒 レベル1	警戒 レベル2 (相当)	警戒 レベル3 (相当)	警戒 レベル4 (相当)	警戒 レベル5 (相当)	
都 総 務 局	○気象情報 の収集, 提供				○被害状況 の把握 ○被災地外 へ移送調 整	→
都 水 防 本 部	○避難の基 になる雨 量・水位 等の情報 提供					→
都 福 祉 局			○避難所の 開設状況 の把握			→
警 視 庁			○気象状況 等により ，被害防 止を目的 とした避 難誘導を 実施	→	○被害状況 の調査 ○発災後， 被害（拡 大）防止 を目的と した避難 誘導を実 施	
（被災地外） 市 区 町 村						○避難者 の受入れ

第1節 方針

災害から住民等を保護するため、避難先を確保し安定した避難所運営を行うことで、被災者の生活環境の確保を図ります。なお、この際、要配慮者の状況に十分配慮しながら、避難所避難者、在宅避難者等の避難所外避難者及び帰宅困難者等の被災者のニーズを踏まえた給食・給水、救援物資等の確保及び配布等の支援を行います。

避難者対策については、本章に定めるもののほか、震災編第2部第9章第5節 具体的な取組 を準用するものとします。

第2節 避難対策

1 避難行動

「避難行動」とは、「難」を「避ける」行動であり、自然災害から「命を守るための行動」です。居住地の地形、住宅構造、家族構成等により適切な避難行動や避難のタイミングが異なることから、風水害等の自然災害に対しては、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則となります。

住民等は気象庁から発表される気象情報や降雨等の状況の把握に努め、避難が必要と判断したときや避難情報が発令された場合は、速やかに自宅等の状況に応じてあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要があります。

「避難行動」には、災害の種別ごとに指定された指定緊急避難場所や安全な場所にある親戚・知人宅への避難する「立退き避難」を避難行動の基本としつつ、自らの判断で身の安全を確保することが可能な上階への避難や高層階に留まる「屋内安全確保」や、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないものの、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等する「緊急安全確保」も含まれます。

2 避難情報の発令

市長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するため、避難指示を発令します。

また、市は、災害対策基本法第56条第2項に基づき、要配慮者については、避難指示の情報の把握が困難な場合や、避難に支援又は時間を要する場合が想定されることから、要配慮者及びその支援者に避難に関する情報を着実に伝達し、発災前にある程度の時間的余裕をもって避難を開始することができるよう高齢者等避難を発令します。

避難情報を発令する際には、市民が安全な避難行動をとることができる状況となるよう考慮し、その対象者並びに警戒レベルを明確にして、避難情報の警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することとします。

(1) 避難情報と求める避難行動

警戒レベル等	立退き避難が必要な住民等に求める行動
【警戒レベル1】 早期注意情報 (警報級の可能性)において、大雨に関して明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合 (気象庁が発表)	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高めます。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 ※1 注意報 (気象庁が発表)	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認します。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難します。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましいです。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれます。
【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)	全員避難 ○ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとります。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難します。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、自らの判断で身の安全を確保することが可能な上階への避難や高層階に留まる「屋内安全確保」を行います。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)	災害発生又は切迫している ・既に災害が発生又は切迫している状況であり、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をするなど命を守るための最善の行動をとります。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないなど、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意します。

※1 高潮注意報は、高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は警戒レベル2であり、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当します。

(2) 避難情報の発令に資する情報の整理

市は、水害や土砂災害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報、土砂災害警戒情報に加え、雨量情報、流域雨量指数の予測値（洪水キキクル（洪水警報の危険度分布））、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等から避難情報の発令に資する情報の把握、整理に努めます。

(3) 避難情報の発令基準

避難情報の発令については、今後の気象予測、河川等の現地の状況、関係機関からの助言等により総合的に判断します。なお、自然現象を対象とするため、以下の発令基準にとらわれることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を活用し、臨機応変に対応することとします。

■洪水：多摩川（洪水予報河川）の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	1：指定河川洪水予報により、別表の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において、引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、別表の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	1：指定河川洪水予報により、別表の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2：別表の水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合

区分	発令基準
	3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：小河内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令する） ※夜間・未明であっても、発令基準1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令します。
緊急安全確保	（災害が切迫） 1：別表の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合。 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

(別表)

基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	氾濫開始相当水位
調布橋	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	4.01m
石原	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	7.46m
田園調布(上)	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	11.06m

■洪水：野川・仙川（洪水予報河川）の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	1：指定河川洪水予報により，別表の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	1：指定河川洪水予報により，別表の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した，あるいは，水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え，さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2：別表の水位観測所の水位が，氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの，氾濫発生水位に到達することが予想される場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が，立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても，発令基準1～3に該当する場合は，躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令します。
緊急安全確保	（災害が切迫） 1：別表の水位観測所の水位が，氾濫発生水位に到達した場合 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） 3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

(別表)

基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位
大沢池上	-	-	-	2.14m	2.70m
鎌田橋野川	-	-	-	4.76m	6.43m
鎌田橋仙川	-	-	-	1.65m	2.74m

■洪水：入間川（その他河川等）の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	1：入間川水位観測所又は入間川分水路観測所の水位が一定の水位（1.21m）に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ②入間川分水路水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	1：入間川水位観測所の水位が一定の水位（2.11m）に到達、または、入間川分水路水位観測所の水位が一定の水位（2.12m）に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②入間川分水路水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い

区分	発令基準
	降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令します） ※夜間・未明であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令します。
緊急安全確保	（災害が切迫） 1：入間川水位観測所の水位が氾濫発生水位である 3.02 mに到達，または，入間川分水路水位観測所の水位が氾濫発生水位である 3.03m に到達した場合 2：入間川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

■土砂災害の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され，かつ，土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが，警戒レベル3高齢者等避難は土砂災害警戒区域を対象に発令） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が，夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され，当該注意報の中で，夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

区分	発令基準
避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示は土砂災害警戒区域を対象に発令） 2：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令します。
緊急安全確保	（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保は土砂災害警戒区域を対象に発令） 2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認） 3：土砂災害の発生が確認された場合

(4) 避難指示の実施責任者

実施者	区分	災害の種類、内容	根拠
市町村長	指示	災害全般	災害対策基本法 第60条第1項
警察官	指示	災害全般 市町村長が指示することができ ないと認めるとき又は市町村長か ら要求があったとき。	災害対策基本法 第61条
		災害全般 警察官は、災害による被害回避 のために必要な限度で避難を指 示できます（公安委員会に報 告）。	警察官職務執行法 第4条 第1項
海上保安官	指示	同上	災害対策基本法 第61条第1項
自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自 衛官は、災害の状況により特に急 を要する場合で、警察官がその場 にいない場合に限り、避難の指示 を行うことができます。	自衛隊法第94条 第1項

(5) 関係機関による助言

市長は、避難情報の発令にあたり必要があると認める場合は、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、横浜地方気象台、京浜河川事務所等の国の機関、都等に対し、ホットライン等により災害に関する情報等の必要な助言を求めることとします。助言を求められた国の機関、都等は、技術的に可能な範囲で必要な助言を行うこととします。

また、土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に発令した避難情報を解除する際にも、土砂災害防止法第32条に基づき、必要に応じて都等の助言を得ることとします。

3 避難情報の伝達等

(1) 避難情報の伝達

避難情報の伝達は、本章第3節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、防災市民組織と協力し実施します。なお、市は、広域にわたって避難指示の伝達を行う必要があるとき、又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、必要に応じて災害対策基本法第57条の規定に基づき、各放送機関に対し当該避難情報の内容の放送を要請します。

(2) 避難情報の内容

市長は、避難情報の発令を実施する際、原則として次の内容を明示して行います。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難情報の発令対象地域
- ウ 避難先
- エ 避難に関する注意事項
- オ 警戒レベル

(3) 都知事への報告

市長は、避難情報の発令を行ったときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに都知事に報告するとともに、調布市警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。

4 避難情報の解除

市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難情報を解除します。また、避難情報を解除したときは、住民等に対し、直ちにその旨を公示します。

5 警戒区域の設定等

(1) 警戒区域

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市は、災害対策基本法第63条第1項に基づき、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができます。

(2) 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市町村長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官又は、海上保安官	災害全般	上記の場合において、市町村長もしくはその委託を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項

※ 警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できますが、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域が住民の保護を目的とするのに対し、消防法、水防法による警戒区域の設定は、現場における消

防又は水防活動を保護するために、消防又は水防関係者以外の者を現場に近づけないことを目的としています。

また、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定は「必要があると認めるとき」ですが、消防法、水防法による警戒区域の設定は「火災現場において」、又は「水防上緊急の必要がある場所において」となっています。

第3節 避難誘導

市は、消防、警察、防災市民組織及び関係機関等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めます。

- 1 市は、避難情報を発令したときは、防災関係機関等の協力を得て、避難所等へ誘導します。
- 2 誘導にあたっては、安全な経路を検討し、危険箇所の表示等を行い、状況により誘導員の配置等、事故防止に努めます。
- 3 避難行動要支援者に対する避難誘導は、避難支援等関係者の協力を得て、迅速かつ安全に誘導します。
- 4 学校、病院、工場、要配慮者利用施設等の管理者は、避難確保計画に基づき、児童生徒、入院患者、従業員、施設利用者等を迅速かつ安全に誘導します。

第4節 避難所の開設・運営

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、施設の安全性を確認の上、避難所を開設し、避難者の居住地に関わらず適切に被災者の受入れを行います。

なお、風水害時の避難所及び福祉避難所の指定については、浸水想定区域以外の学校施設及び公共施設等とします。

避難所では災害情報の提供を行いますが、食料等の生活必需物資に関しては、風水害の発生は予見可能な事前の避難行動であることから、原則として自己備蓄を持参することとします。

なお、災害発生後の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されるため、避難者自身が3日分（可能であれば7日以上）の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。避難所生活が長期化するなど、状況に応じて避難生活に必要な食料・救援物資等の配布を行います。

1 避難所の開設

(1) 警戒レベルを踏まえた避難所開設の考え方

市は、避難所の開設にあたり、次のような考え方で避難所を順次開設し、避難者の安全を確保します。

ア 市は、水防法に基づき想定し得る最大規模の洪水気象情報などから、市内で発生するおそれのある最悪の災害事態を予測し、それを踏まえ浸水想定区域や土砂災害警戒区域等における想定避難者数などを想定し、それに応じ必要な避難所を浸水想定区域外等の災害リスクの低い地域に開設します。

イ 各避難所の開設は、原則として「高齢者等避難」及び「避難指示」の発令に連動して開設します。その際、自主避難者の便宜を図るため、「高齢者等避難」や「避難指示」など避難情報の発令に先立ち、一部の避難所の開設を検討します。

ウ 市は災害発生が予測される区域内の居住者の「逃げ遅れゼロ」を目指し、様々な情報提供や働きかけを行います。様々な事情から立ち退き避難の機を失った居住者の緊急安全確保を図るため、災害リスクのある区域にある避難所を緊急避難場所として開設します。

エ 混雑緩和のため、できるだけ多くの避難所を同時に開設します。

オ 要配慮者の種別に応じた福祉避難所の一部を同時開設します。

(2) 避難所

避難所は浸水想定区域外の市立小・中学校16校、調布市文化会館たづくり、グリーンホール及び福祉避難所等として総合福祉センター、子ども家庭支援センターすこやか、西部地域福祉センター、西調布体育館ほかを開設し、災害の状況、規模等に応じてその他指定避難所や協定施設を開設します。

(3) 避難所収容対象者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 住家が被害を受けるおそれのある者

ウ その他、住家での生活が困難な者（※）

（※）市は、避難所等に避難したホームレス等の人々について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めます。

(4) 避難指示等対象区域と人口

ア 多摩川

（令和6年8月1日現在）

地域（町丁別）	人口	世帯数
飛田給3丁目	2,097	991
上石原3丁目	5,148	2,288
染地1丁目	2,175	917
染地2丁目	7,348	3,119
染地3丁目	5,349	2,803
多摩川1丁目	5,337	2,245
多摩川2丁目	743	433
多摩川3丁目	4,342	2,257
多摩川4丁目	904	531
多摩川5丁目	3,021	1,857
多摩川6丁目	1,099	560
多摩川7丁目	1,253	690
総数	38,816	18,691

イ 野川

(令和6年8月1日現在)

地域(町丁別)	人口	世帯数
国領町2丁目	2,085	1,124
国領町3丁目	3,559	2,017
国領町8丁目	4,679	2,359
佐須町1丁目	839	365
佐須町2丁目	1,272	620
佐須町3丁目	1,222	595
佐須町4丁目	1,975	854
柴崎1丁目	3,514	1,854
菊野台1丁目	2,573	1,589
菊野台2丁目	3,044	1,809
菊野台3丁目	3,909	2,037
西つつじヶ丘3丁目	2,678	1,725
西つつじヶ丘4丁目	5,678	3,259
調布ヶ丘3丁目	5,352	2,449
調布ヶ丘4丁目	1,403	727
深大寺元町1丁目	1,118	615
深大寺元町2丁目	749	328
深大寺元町3丁目	1,193	548
深大寺南町1丁目	560	252
深大寺南町2丁目	567	236
八雲台1丁目	2,071	1,106
八雲台2丁目	934	539
総数	50,974	27,007

ウ 仙川

(令和6年8月1日現在)

地域(町丁別)	人口	世帯数
仙川町3丁目	1,636	924
緑ヶ丘1丁目	2,304	1,225
緑ヶ丘2丁目	4,275	2,127
総数	8,215	4,276

エ 入間川

(令和6年8月1日現在)

地域(町丁別)	人口	世帯数
東つつじヶ丘1丁目	1,084	702
東つつじヶ丘2丁目	2,314	1,276
東つつじヶ丘3丁目	2,358	1,169
西つつじヶ丘2丁目	1,779	865
入間町1丁目	3,227	1,605
入間町2丁目	3,892	1,734
入間町3丁目	1,969	913
若葉町1丁目	2,755	1,475
若葉町3丁目	1,244	596
総数	20,622	10,335

ウ 土砂災害警戒区域及び想定避難者数一覧 (令和5年9月1日現在)

町丁目名	番地	世帯	人数	町丁目名	番地	世帯	人数
入間町1丁目	3	6	7	深大寺元町2丁目	33	2	8
	44	0	0	深大寺元町3丁目	15	2	7
入間町2丁目	22	4	15		20	3	10
	26	12	22		21	41	41
	27	17	35		22	1	1
	30	4	7		29	3	9
	31	7	18		30	0	0
入間町3丁目	6	1	2	深大寺元町4丁目	1	4	10
	7	27	47	深大寺元町5丁目	9	1	2
	19	10	19		10	0	0
	20	1	2		11	1	1
	21	16	28		15	6	8
	22	3	5	飛田給2丁目	6	19	19
佐須5丁目	25	16	27		7	24	24
	26	0	0		10	1	3
柴崎2丁目	11	32	61	飛田給3丁目	5	2	6
下石原3丁目	27	14	17	野水1丁目	11	0	0
	29	1	2	東つづじヶ丘3丁目	31	15	22
深大寺南町1丁目	15	3	8		33	3	4
	17	2	6	若葉町1丁目	16	42	45
深大寺南町2丁目	9	8	11		23	0	0
深大寺南町4丁目	11	1	4		30	4	6
	16	0	0		31	10	15
	18	1	5		32	1	1
深大寺元町2丁目	12	6	12		34	57	135
	13	2	2		35	3	8
	16	7	20		36	2	3
	17	0	0	若葉町3丁目	21	0	0
	23	1	3		22	0	0
	32	0	0				
				合計		449	773

(5) 避難所の開設

避難所の開設は、防災市民組織・配備職員・学校職員等が協力して行い、避難者の受入れにおいては、避難者名簿を作成します。

また、配備職員は、施設の被害状況・防災市民組織、配備職員及び学校職員等の参集状況・避難者の収容状況（空きスペース等状況）・その他、避難所の開設に関する状況について災害対策本部又は総合防災安全課へ報告します。

(6) 都・関係機関への報告

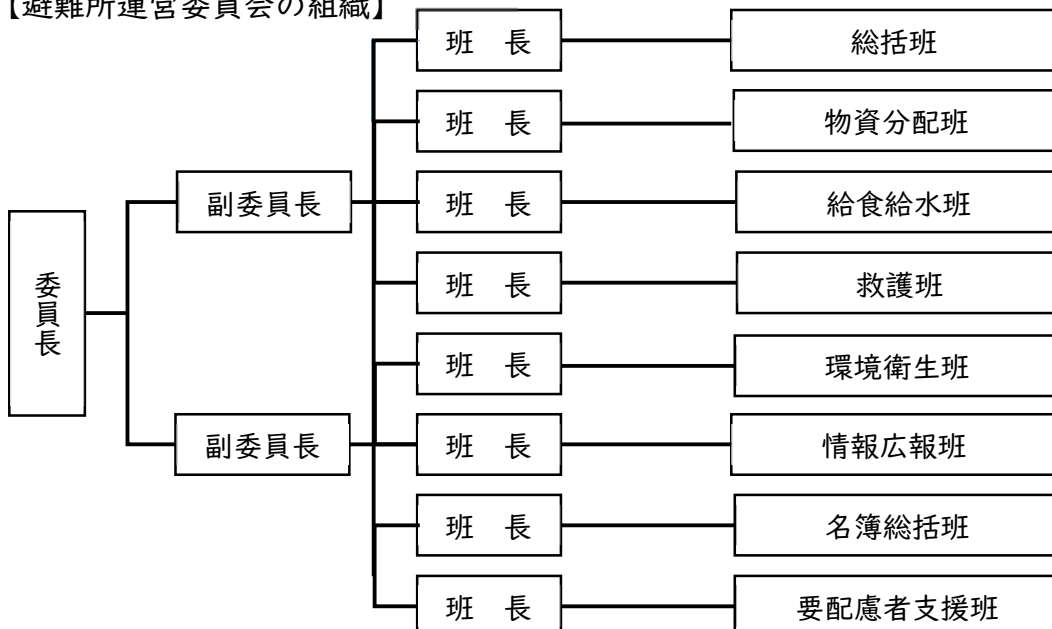
市は、避難所を開設した場合、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を適切に都福祉局及び調布警察署、調布消防署等関係機関に報告し、都福祉局は、その情報を国に共有するよう努めるものとします。

2 避難所の運営

(1) 避難所運営委員会

避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、防災市民組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。

【避難所運営委員会の組織】



※この組織表は、体制の例を示すもので、避難所の状況や地域の特性、又は時期的状況の中で必要な班のみで構成することや新たな班を設置することもあります。

(2) 避難所内の生活環境確保に係る対策

ア 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努めます。

ウ 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めます。

(3) 避難所の開設状況に係る報告内容

配備職員は、避難所の開設状況を、電話又は無線等を使用して災害対策本部に報告します。

ア 避難所名及び発信職員氏名

イ 開設日時

ウ 収容人員及び世帯数

エ 必要物資等

オ 負傷者、傷病者、避難行動要支援者等の情報

カ 周辺の被災状況

キ その他避難所の開設等に必要な情報

(4) 状況報告

配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部又は総合防災安全課へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。

ア 定時報告

配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部又は防災対策課へ報告します。

(ア) 避難者数及び混雑状況

(イ) 要配慮者数及び避難所での対応可否状況

(ウ) 最優先必要物資等の状況

(エ) 収容可能場所と避難者見積等の状況

(オ) 避難所の対応状況

(カ) 在宅避難者や避難所外避難者等の状況

イ 臨時報告

配備職員は、必要に応じ災害対策本部又は防災対策課に臨時報告を行います。

(ア) 避難所施設に被害が生じた場合

(イ) 避難所運営に困難が生じた場合

- (ウ) 周辺状況等により避難所に被害が発生するおそれがある場合
- (エ) その他定時報告以外の緊急を要する報告

(5) 給食・救援物資等の受入れ、配布

市は防災市民組織等と連携し、災害救助法に定める基準に従って、物資等の受入・供給方針を定め、必要に応じ、飲料水、食料及び生活必需物資等を受入れ、避難者及び在宅避難者に配布します。

(6) 避難所における情報提供・安否確認

避難所においては、災害対策本部又は総合防災安全課から知り得た市域の被災状況や他の避難所の状況、周辺の被災状況やライフラインの復旧情報等の被災情報を提供します。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとします。

(7) 避難所における衛生措置

避難所における衛生措置は、集団生活を送る上で重要な課題となります。各種トイレ等（携帯トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等）の設置場所やその処理方法、ごみ集積場所の整備等の衛生管理、避難者の栄養指導や感染症予防等の健康管理等が必要です。

特に、断水等の場合は携帯トイレを設置し、優先的に使用します。以後、上下水道の状況により、マンホールトイレ、仮設トイレの使用に移行します。

避難者の生活環境に注意を払い、避難所生活を良好なものとするよう、避難所運営委員会を中心にその対応を定めます。

(8) 感染症患者等への対応

感染症が避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じます。

(9) 避難所におけるペット対応

市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。

市は、指定緊急避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者を適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努めます。

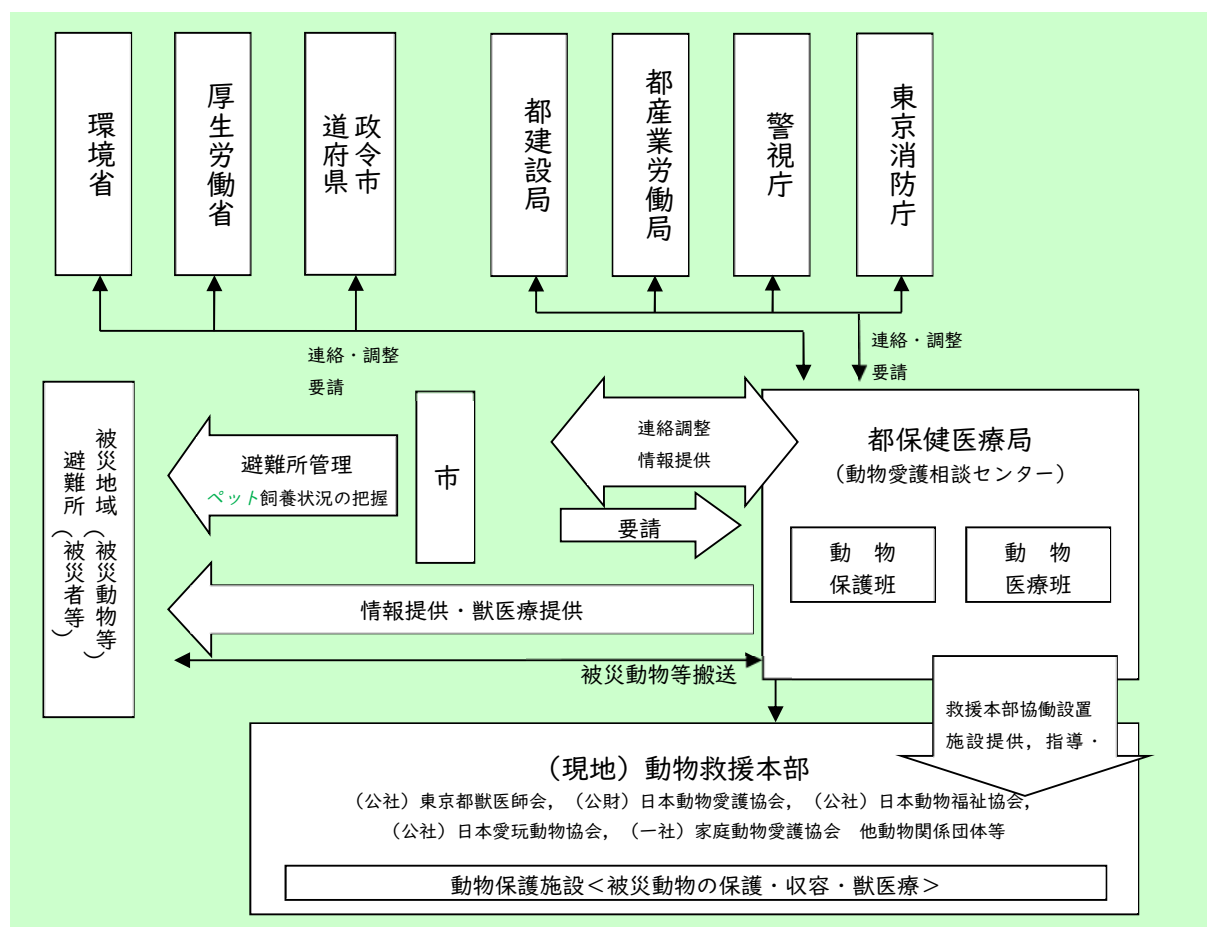
ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行います。

避難所運営委員会は、動物に対するアレルギーや衛生面の問題等を踏まえ、でき

る限りペットと避難者の「住み分け」を行うこととし、ペットと人との動線を分離することで接点をできる限り最小限とするとともに、避難所の近隣住民の生活環境にも配慮しペットの飼養場所を確保します。

ペットの飼養場所の確保方法の例	
○	倉庫の利用
○	遊具を利用した係留
○	テントやプレハブの設置
○	ブルーシートを張ったサッカーゴールの利用
○	屋根や壁のある渡り廊下

(10) 動物救護



ア 被災地域における動物の保護

都保健医療局

被災したペットの保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、都や都獣医師会等関係団体等と連携し必要な措置を講じます。

- 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行います。
- 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物

救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わります。

- 都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供します。

イ 動物保護班・動物医療班の編成

都保健医療局

- 発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図ります。
- 「動物保護班」は、市区町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送します。
- 「動物医療班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、市区町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行います。

ウ 避難所におけるペットの適正な飼養

市（災害対策市民部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会）

- 開設した避難所に、ペットの飼養場所を避難所施設に応じて確保します。避難所内に同行避難ペットの飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保します。

都保健医療局

- 市区町村と協力して、飼い主とともに同行避難したペットについて、以下の取組を行い、適正飼養を指導します。
 - ・各地域の被害状況、避難所でのペット飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 - ・避難所から保護施設へのペットの受入れ及び譲渡等の調整
 - ・他縣市への連絡調整及び要請

3 避難所運営に対する災害対策本部の措置

市は、災害対策本部の事務局に避難所対策班を設置し、災害状況に応じた避難所対策を講じます。

（1）避難所の状況把握

市は、避難所の開設状況や避難者数、最優先必要物資数等の積極的な状況把握に努め、必要な措置を講じます。

（2）周辺の状況把握

市は、配備職員からの状況報告を基に、避難所周辺の被災状況や在宅避難者、避難所外避難者等を把握します。

(3) 避難所の閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（おおむね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、本部長は、各避難所の避難状況等を考慮し、避難所運営委員会との協議を行った上で、避難所の閉鎖・統合を決定します。

なお、統合の際には、普通教室に避難する避難者の体育館への移動など、学校の教育再開に配慮します。また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、災害状況を踏まえ、地区防災拠点の情報受伝達拠点としての役割も考慮して、避難所の閉鎖について総合的に判断、決定します。

(4) その他避難所の運営に関する措置

市は、避難所の応急対策に関する事項及び当面の対策等について措置案を検討します。

4 学校教育の再開に向けた避難所運営

学校は、児童、生徒が教育を受ける場であるとともに、被災した子供たちの安心感の回復やこころのケアの支援等を行う場でもあります。よって、市は、避難所として学校施設を使用する場合、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行い、避難所との共存を含めた措置を講じます。

大規模災害等により多数の避難者を受け入れるため、多くの教室等を避難スペースとして使用する場合においても、段階を踏んで1日でも早く学校教育を再開できるように、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営委員会を中心に学校教育の早期再開に向けた避難所運営を実施します。

第5節 避難所以外の公共施設の措置

避難所（公立小・中学校）以外の公共施設（青少年会館・図書館等）では、施設や来館者等の安全確保、負傷者への適切な処置、安全な場所又は避難所への誘導を行います。

また、災害対策本部の指示に基づき、市内の被害情報や警報等の情報の伝達及び避難所の案内（開設場所、経路等）を行うとともに、施設及び施設周辺の被害状況を取りまとめ、災害対策本部へ報告します。

なお、災害等の状況により、一時的な避難の受入れを図る時は、近隣の避難所と連携し、地域や施設の特性に応じた避難対策を講じる等、必要な措置を行います。

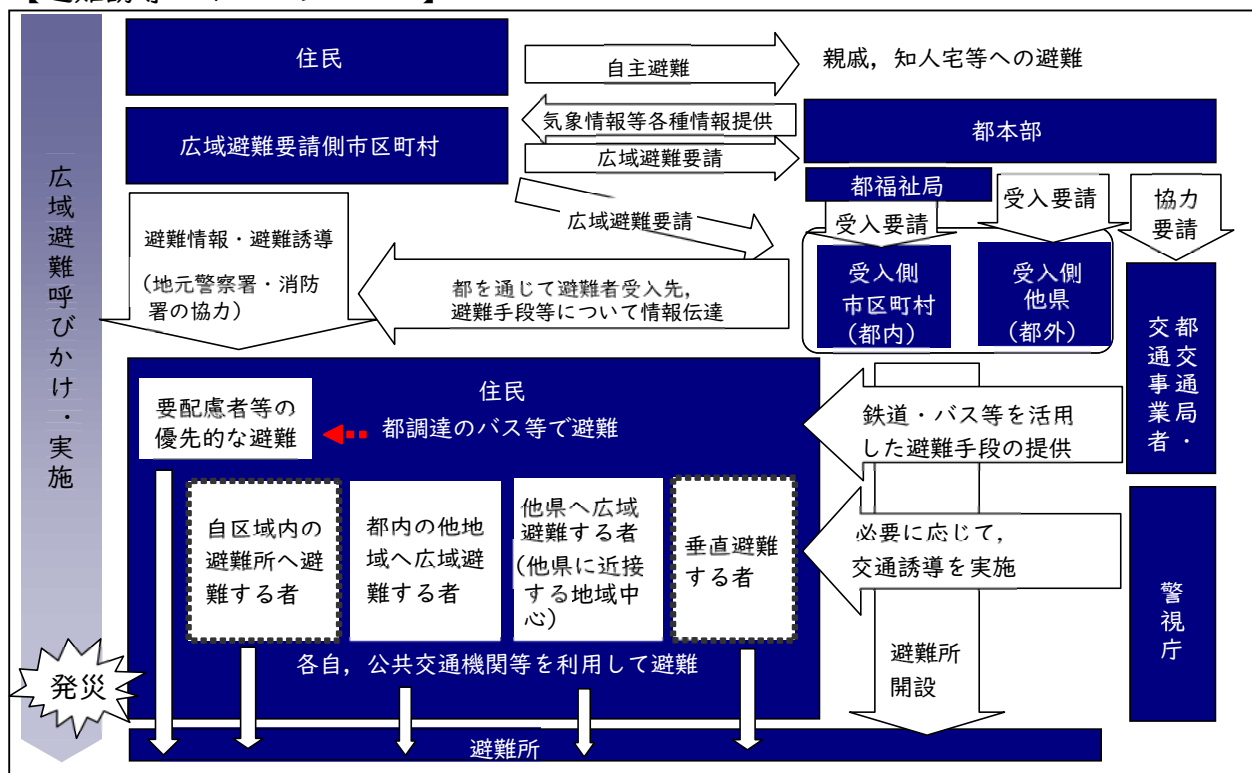
第6節 広域（他県市町村）避難

市長は、市域に係る災害が発生するおそれがある場合、また市域内で避難場所が不足し災害から住民の生命又は身体を保護するため、住民を他県市町村へ一定期間滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第61条の4第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長と協議します。

また、市長は、市域で発生した災害から住民の生命もしくは身体を保護し、又は住居の場所を確保することが困難な場合において、住民を都内他市町村へ一時的に滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受入れについて他市町村の市町村長と協議します。

市長は、住民の受入れについて他市町村に協議しようとするときは、災害対策基本法第61条の4第2項又は第86条の8第2項に基づき、その旨を都知事に報告します。ただし、事前の報告が困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく、報告することとします。

【避難誘導・イメージフロー】



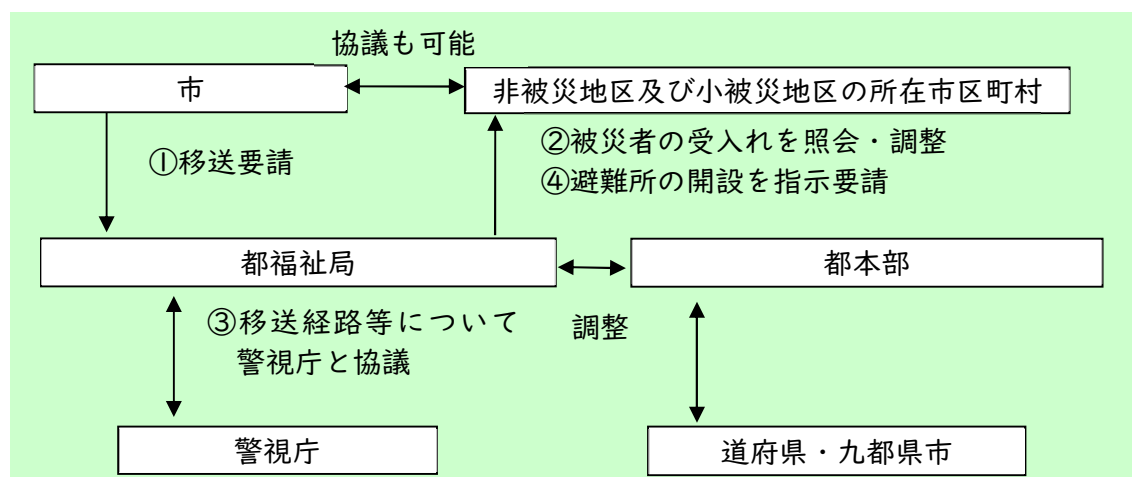
I 避難誘導

機関名	内 容
市	○ 市長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、市内で住民を避難させることが困難なときは都本部に対して、他の市区町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行います。 なお、市長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先市区町村や他の市区町村に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告します。 ○ 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、市長は必要に応じて、調布警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行います。 ○ 市長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、高齢者等避難の発表若しくは避難指示の発令を行います。 ○ 避難の実施方法としては以下のとおりです。 なお、国の首都圏大規模水害対策協議会の検討状況等も踏まえ、具体的な実施手順等については今後検討していきます。 ・要配慮者や低地等に居住する住民については優先的に避難させること。 ・水害時に使用可能な自区域内の避難所へ避難させること。 ・水害時に使用可能な都内の他市区町村の避難所へ避難させること。 ・他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させること。 ・必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行うこと。 ○ 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求めます。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民については、地域ごとに設けた拠点へ一時的に集合し、そこから都が調達したバス等で避難先へ向かいます。
調布警察署	○ 市が主体となっていく避難誘導について、市からの協力要請に基づき、住民の避難誘導の支援を行います。交通渋滞が発生するおそれがあるなどの場合は、必要に応じて交通誘導・整理等を実施します。
調布消防署	○ 高齢者等避難、避難指示が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市区町村、関係機関に通報します。 ○ 高齢者等避難、避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができる

機関名	内 容
	よう、必要な措置をとります。
調布市消防団	○ 避難指示が発令された場合は、避難指示等の広報活動を行います。
都本部	○ 大規模な水害の発生が予想される市区町村から広域避難の要請があり、都県境を越える広域避難の必要があると考えられる場合は、都本部から近隣県に対して、避難者の受入を照会・調整します。 ○ 市区町村へ気象情報等の情報提供を行うとともに、避難指示等に関し、市区町村の求めに応じて、技術的に可能な範囲で助言を実施します。 ○ 都交通局及び交通事業者に対して、避難手段の提供に関する協力要請を行います。
都福祉局	○ 市区町村から都本部を通じて広域避難の要請があった場合は、都内のその他市区町村に対して、避難者の受入に係る照会・調整を行い、警視庁等関係機関と調整の上、避難者の受入先を決定します。 ○ 受入先の決定後、受入先の市区町村長に対して避難者の受入体制の整備を依頼します。 ○ 避難者の避難方法については、当該市区町村と協議の上、被災の予想される時間又は地域を考慮して決定します。 なお、都交通局及び交通事業者への避難先及び期日の連絡については、都本部を通じて行います。 ○ 避難者の受入先及び避難方法について、要請元の市区町村へ伝達するとともに、都本部へ報告を行います。
都交通局・交通事業者	○ 都本部から協力要請を受けた都交通局及び交通事業者は、避難手段の提供について協力します。

2 被災者の他地区への移送

【移送先の決定】



機関名	内 容
市（総務部）	○ 市長は、避難所に被災者を受け入れることが困難なとき又は避難所の収容能力を超えることが確実と予想されるときは、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、都福祉局及び移送先自治体等に要請します。 ○ 被災者の他地区への移送を要請した市長は、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先の市区町村に派遣します。 ○ 都から被災者の受入れを指示された市区町村長は、受入体制を整備します。 ○ 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の市区町村が行い、移送元である市は、移送先市区町村に対し運営への協力を要請します。
都総務局	○ 都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行います。 ○ 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、旅客運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の移送を要請することができます。 ○ 市区町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を当該市区町村長に代わり実施します。
都福祉局	○ 被災地の市区町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と調整の上、被災者の移送先を決定します。 ○ 移送先決定後、移送先の市区町村長に対し被災者の受入体制を整備させます。 ○ 被災者の移送方法については、当該市区町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、市区町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施します。 ○ 要配慮者の移送手段については、当該市区町村による調達が困難な場合に、都福祉局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達します。

第7節 要配慮者対策

災害時における要配慮者支援対策については、自治会、防災市民組織、民生委員児童委員、地域支援者と連携して実施します。また、市は、災害対策本部の**事務局**に要配慮者対策班を設置し、災害状況に応じた要配慮者対策を講じます。

Ⅰ 要配慮者及び避難行動要支援者への対応

- (1) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等の必要な支援を行います。その際、市は、災害対策基本法第49条の11及び第49条の15に基づき、災害から避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供します。

なお、市は、避難支援等関係者の安全確保及び提供情報の漏えい防止のため、避難支援等関係者に対して次の事項を求めます。

- ア 災害の状況や地域の実情に応じ、身の安全を確保した可能な範囲での避難支援
- イ 必要以上の情報の複製の禁止、適正な保管、使用後の返却等の情報の適正な管理
- ウ 受領した情報の避難支援等以外の目的での使用の禁止

- (2) 市は、要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報を確実に伝達するため、防災行政用無線、地域情報配信システム、X（旧ツイッター）、安全安心メール配信サービス、緊急速報メール、データ文字放送（地上デジタル放送による文字放送）、LINE、市ホームページ、調布FMラジオ、広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、FAX等要配慮者に配慮した手段を活用します。

(3) 車両避難

対象者は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者のうち、車両でしか避難できない者としします。

避難の時間帯は、早めの時間帯での避難に限定（警戒レベル4避難指示が発令されるまでの間）します。

なお、車両での避難は避難する歩行者動線との交錯により危険であり、渋滞や道路冠水により車両が動けなくなる場合や緊急車両の通行の妨げになることから、避難の原則は徒歩としています。

(4) 要配慮者等避難バス

対象者は、高齢者、障害者、乳幼児連れ、妊産婦など、自力で避難所に行くことが困難な要配慮者とし、同伴者は1名まで同乗可能としします。

バスの運行時期は、「警戒レベル3高齢者等避難」発令時から、「警戒レベル4避難指示」発令前までとしします。

なお、多摩川が氾濫した場合の浸水想定区域内の拠点施設（バス乗り場）に集まり、バスで所定の避難所まで運行します。

拠点施設（バス乗り場）	運行先（避難所）
○ 西部児童館（上石原3-21-6）	調布中学校
○ 多摩川自治会館（多摩川5-28-8）	（富士見町4-17-1）
○ 染地地域福祉センター（染地3-3-1）	第六中学校
○ 多摩川住宅ト号棟集会室（染地3-1-71）	（国領町3-8-23）

（5）介護タクシー、福祉タクシー

災害時における要配慮者（傷病者）等の搬送に係る協定に基づき、浸水想定区域内の要配慮者のうち、他に避難の手段がなく介護を必要とする要配慮者を介護タクシー等により避難所まで搬送します。

2 避難所における要配慮者に対する支援

（1）市は、避難所運営委員会を中心に要配慮者に対する支援措置を講じます。

また、必要に応じて、手話通訳者や、災害ボランティア等を派遣します。

（2）市は、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障害者や高齢者等については、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、障害者や高齢者等の受入れを依頼します。また、福祉避難所が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、都に対し、必要な措置を要請します。

（3）市は、災害発生時に、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における要配慮者の生活機能の低下の防止や安定的な日常生活への移行等の必要な支援を行うことができるよう、適宜、都に対してDWA T（Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム）や災害支援ナースの派遣を要請するなどの措置を実施します。なお、DWA Tの活動については次のとおりです。

- ア 要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への移送検討
- イ 要配慮者の心身の状態の把握や日常生活上での支援
- ウ 一般避難所等内の環境整備
- エ 東京都DWA T本部等への連絡調整

（4）市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、都に対して災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請します。

3 在宅の障害者や高齢者等に対する支援

（1）市は、自治会、防災市民組織、民生委員児童委員、地域支援者と連携し、各種の福祉相談に応じ情報提供を行います。

（2）市は、被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所と連携し、福祉サービスを遅滞なく再開するよう働きかけます。

(3) 市は、在宅福祉サービスの実施が困難な場合には、都に対し、必要な措置を要請します。

(4) 市は、在宅の要配慮者に対する救援物資の配布については、自治会、防災市民組織、民生委員児童委員、地域支援者の協力により実施します。

4 妊産婦及び乳幼児への配慮

市は、避難生活を送る妊産婦に対し、安心した避難生活を送れるよう、授乳室の確保や乳幼児が安心して生活できる空間の確保を行うとともに、保健師による健康相談の実施等、妊産婦や乳幼児の健康に配慮した対応を実施します。

5 外国人への配慮

市は、避難生活を送る外国人に対し、多言語表示シート等を活用した避難所運営を実施し、外国人に対する情報提供に努めるとともに、必要に応じ通訳ボランティアの協力を得る等、外国人へ配慮した対応を実施します。

第8節 男女共同参画／LGBTQに配慮した生活環境の確保

避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年6月、内閣府男女共同参画局）や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（令和2年5月、内閣府男女共同参画局）を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮するほか、LGBTQの方々への配慮についても着意し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。

避難所における女性、LGBTQの方々の生活環境を良好に保つための具体的な取組例については次のとおりです。

取組事例
○ 運営上の工夫（男女両方の運営組織への参画，委員は女性に配慮し女性の意見を代弁する等による女性の意見の避難所運営への反映，性別や年齢等による役割の固定化の防止，多様な主体の意見を踏まえたルールづくり。） ○ 救援物資の工夫（女性用の物資のニーズの把握，女性による配布） ○ トイレの確保・設置場所の工夫（男女別及び性別にかかわらず誰でも使えるトイレの設置，ユニバーサルデザイン（多目的トイレ）のトイレの設置，女性トイレの多めの設置，場所や経路の防犯上の安全性） ○ プライバシーの確保（間仕切りの設置，男女別や一人用の更衣室の設置，洗濯物の干し場所の確保，避難者の個人情報管理の徹底） ○ 妊産婦・母子・乳幼児への配慮（授乳・休息スペースの確保，衛生的な環境の確保，保健指導，緊急時の対応） ○ 防犯対策（トイレ・更衣室等への照明の設置，就寝場所や女性専用スペースのパトロールの実施）

第9節 避難所外避難者への対応

在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者（以下「避難所外避難者等」という。）は、近隣の避難所で避難者登録を受付けます。

市は、避難所で避難者登録を行い、避難所外避難者等の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めます。

1 在宅避難者

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めます。

発災後、在宅避難者は、避難者登録を行った近隣の避難所で必要な支援（物資の提供等）を受けることとなります。市は、避難所で前述の支援を実施します。

他方、マンションや集合住宅にお住まいの方で一定規模の避難者の方が留まられている地域や地区の場合は、近隣の避難所ではなく、マンションや集合住宅を拠点として物資の配布等の必要な支援を実施します。

2 車中泊

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めます。

発災後には、都の基本的な考え方に基づき、以下のとおり対応します。

- （1）車中泊は非推奨となっていることについて、発災後も呼びかけ等を行い、混乱を防止します。
- （2）在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかけます。

ただし、地域性や避難所運営組織等の状況を踏まえ、市は、避難者登録を行った車中泊者に対して情報提供等の必要な支援を実施します。

3 健康対策

避難所外避難者等は、自動車やテント等での寝泊まりによって長時間同じ姿勢をとることが多く、また、トイレ事情の悪さから水分摂取を控える避難者が多いことも影響して、エコノミー症候群を引き起こしやすくなります。市は、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけます。

4 市外避難者への対応

市は、支援内容等を周知するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。また、地域住民や防災市民組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外避難者の把握を行います。

第7章 物流・備蓄・輸送対策

- 被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給します。
- 輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行います。

第1節 飲料水の供給

1 給水態勢

(1) 態勢

各避難所では耐震化された給水管と直接つなげる応急給水栓を設置しています。また、これらの水道管からの供給が不通になった際の給水設備については、各避難所で確保されている水の容量は異なりますが、受水槽、高置タンクからの給水で避難者2000人を対象として3日分の飲料水を確保しています。

(2) 飲料水・生活水の確保

ア 飲料水

飲料水については、都水道局と連携し、市内の2箇所の給水所及び2箇所の配水所における応急給水を行うとともに、各避難所にて、飲料水用給水槽の備蓄を進めています。

イ 備蓄飲料水

災害発生直後の避難所においても、飲料水の供給ができるよう備蓄コンテナ及び防災備蓄倉庫にてペットボトル水の備蓄も進めていきます。

ウ たづくりの整備

災害時の防災拠点を担う文化会館たづくりに地下水ろ過システムを設置し飲料用の水を確保するとともに、市民への給水拠点とします。

エ 生活用水

避難所29箇所に整備済の浅井戸から適切に供給できるよう、維持管理に努めるとともに、住民への周知を図ります。

2 給水拠点の整備

これらの避難所内の給水手段が途絶した場合は、市内の2箇所の給水所及び2箇所の配水所や文化会館たづくり西館の地下水利用システムの活用のほか、東京慈恵会医科大学附属第三病院で水の供給を予定しております。

複数の供給手段を備えることで避難所及び在宅避難者の飲料水の供給体制を整えています。

【東京都水道局の給水所・配水所及び協定先における応急給水施設一覧】

地区名	名称	配水池容量	配水池	停電時対策	確保水量
東	仙川配水所 (仙川町3-6-17)	970 m ³	R C造 2池	自家発電設備 (応急給水用)	320 m ³
西	上石原配水所 (上石原1-34-7)	3,380 m ³	// 3池	自家発電設備	1,120 m ³
	調布西町給水所 (西町717)	20,000 m ³	// 4池	自家発電設備	6,660 m ³
北	深大寺給水所 (深大寺南町5-56-1)	29,700 m ³	// 5池	自家発電設備	9,900 m ³
調布市	文化会館 たづくり西館 (小島町2-33-1)	地下水利用システム		自家発電設備	200m ³ /日
狛江市	東京慈恵会医科大学 附属第三病院 (狛江市和泉本町4- 11-1)	協定による飲料水の 給水		自家発電設備	300m ³ /日

第2節 食糧・生活必需品の供給

1 備蓄・調達体制の整備

災害対策総務部・災害対策環境部

市は、市民等に対し、在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）を周知啓発します。

市は、多様な被災者のニーズを考慮しながら、備蓄品の整備を行うとともに、事業者等との協定により多様な物資等の確保体制の充実を図ります。特に食料、飲料水、生活必需品は、最大避難想定人数の3日分を目処に製品の確認を行いながら確保します。

なお、現在保管スペースが不足していることから、機能性を有しつつ効率的にストックできるものや、災害発生以降の市民生活に即対応でき、避難所環境を向上させる資材等について、今後とも研究・検討を進めていきます。

(1) 食料の確保

食料については、原則としてアレルギー物質28品目を使用していないものを選定し、各小・中学校の備蓄コンテナや市内12箇所にある防災備蓄倉庫にアルファ米、ライスクッキー、高齢者・乳幼児用のお粥や粉ミルク等の備蓄を進めています。さらに、生鮮食品の供給体制を確保するため、米穀商組合、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社と協定を締結しているほか、市内のスーパー・小売店等と連携を進め、食料品の提供等について協定を締結していく必要があります。

ア 米穀・生鮮食品等の確保

調布市米穀商組合、マインズ農業協同組合、東京多摩青果株式会社等との協

定によって確保します。

イ 高齢者等に配慮した備蓄

高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、お粥等の備蓄を進めていきます。

ウ 食事制限者に配慮した備蓄

食物アレルギーのある避難者がいる可能性に考慮し、アレルギー対応食（28品目不使用品）の備蓄を進めていきます。

エ 乳幼児のミルク

乳幼児向け粉ミルクについては、最低量の保存を市が行います。なお、必要とする水についてもあわせて保存します。

（2）生活必需品の確保

生活必需品は、毛布、肌着、紙おむつ、衛生用品等の日常生活に最低限必要な物資の確保を行っているほか、季節の特性に考慮し、扇風機や暖房器具等の備蓄も行っています。

また、高齢者・障害者・乳幼児・女性など、様々な避難者のニーズに対応した物資や、感染症拡大防止に必要な物資やペットの飼養に関する資材の確保に留意していきます。これらのニーズに関しては、多種多様となることが予想されるため、ホームセンター等の多品目取扱事業者との災害時協定締結を視野に入れ、推進していきます。

第3節 備蓄・調達物資の輸送

1 備蓄スペースの確保

備蓄場所の不足に対応するため、今後は公共施設の建替や改修に伴う倉庫設置や防災拠点の整備などを行い、避難所となる学校の余裕教室の活用なども含め、備蓄スペースの確保を進めていきます。

2 輸送拠点の整備

避難所等へ備蓄物資等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、都福祉局に報告します。

地域内輸送拠点として、大型拠点倉庫を市内東部、西部、南部、北部、中央部に各1箇所ずつ整備を図るとともに、民間の物流事業者等の施設活用について取り組みます。また、避難所として指定した学校等での備蓄スペースの確保に努める等、分散備蓄を進めていきます。

資料編 54：防災備蓄倉庫

資料編 55：大型拠点倉庫（地域内輸送拠点）

資料編 56：災害応急対策資材倉庫

資料編 57：備蓄品一覧（避難所・避難所以外）

【輸送拠点】

広域輸送基地	国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫，トラックターミナル，ふ頭，空港など。 調布市内では，東京都調布飛行場が該当
地域内輸送拠点 (大型拠点倉庫)	市区町村の地域における緊急物資等の受入，配分，避難所への輸送等への拠点。 市内東部，西部，南部，北部，中央部の5地域に整備を予定 【東部】大町防災倉庫，【中央部】小島町防災倉庫

第4節 輸送車両等の確保

Ⅰ 輸送車両等の確保

(1) 車両の調達

市が輸送手段として必要とする車両については，原則として各部保有の車両を一時的に災対総務部管財班が管理し，その運用を調整し配車するものとします（各部の保有車両及び調達可能数は，資料編58のとおり）。

市保有の車両で不足が生ずる場合は，協定先の東京都トラック協会多摩支部をはじめ，関係機関に対し車両の供給を要請するとともに，必要に応じ市内業者から車両を調達します。

(2) 車両の供給の要請

市災害対策本部において所要車両の調達が不能になった場合は，都財務局へ調達あっせんの要請をします。

(3) 車両の手配

ア 配車基準

市災害対策本部は市保有車両及び調達車両の配分等について，災害の状況に応じた対応をあらかじめ定めておきます。

イ 配車請求

各部において車両を必要とするときは，次の事項を車両調達請求書に明示し，市災害対策本部事務局へ請求します。

- ・車種
- ・台数
- ・日時及び引渡場所

ウ 車両運行等の記録

市災害対策本部は，配車車両の輸送記録，燃料の受払及び修理費等について記録し，その事務完了後，速やかに本部長へ報告します。

(4) 緊急通行車両等の確認

災害対策総務部・調布警察署

災害時には、防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第32条の2に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させることとなります。

このため、防災応急対策及び災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を、調布警察署長が行います。

確認を受けた車両使用者には、標章及び証明書を交付します。

ア 事前申出

総合防災安全課

災害発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両は、災害発生前において調布警察署に事前に確認申出を行うことで、緊急通行車両等の標章及び確認証明書が交付されます。

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることの周知及び普及を図ります。

資料編	58：各部車両所要数量一覧表
-----	----------------

資料編	59：輸送記録簿
-----	----------

資料編	60：燃料及び消耗品受払簿
-----	---------------

資料編	61：修繕費支払簿
-----	-----------

資料編	62：車両、舟艇調達請求書
-----	---------------

資料編	63：緊急通行車両等の種類
-----	---------------

2 燃料の確保

災害対策総務部

市は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給が図れるよう、市内事業者との「災害時における石油燃料の供給協力に関する協定」及び都が石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と締結している「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、燃料供給の受入れ体制等について市内事業者・都と調整していきます。

さらに、災害時に一般車両が給油所に殺到することを抑制するため、日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を展開し、自家用車等の燃料の日常備蓄を促進していきます。特に庁用車については、日頃から残量チェックを行い、残量が半分程度で給油を行うよう呼び掛けています。

第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

東京都では、「東京都災害廃棄物処理計画」を、調布市では「調布市災害廃棄物処理計画」を策定していますが、災害廃棄物処理は、都、近隣自治体、事業者、市民等との連携なくしては成り立ちません。

調布市は、非常災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、東京都と緊密に連携して参ります。

第1節 全般

災害により発生した瓦れき及び建物等の解体撤去にともない発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、調布市災害廃棄物処理計画に基づき行います。

なお、災害廃棄物の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。

1 処理体制の確立

被害状況を確認し、瓦れきの発生量を推計するとともに、がれき処理応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努めます。

2 処理方針の策定

発災直後の様々な情報を収集・整理し、がれき処理の基本方針を明らかにした処理計画を定め、計画的な処理に努めます。

3 東京都との連携

東京都は、災害廃棄物の再利用・再資源化、中間処理、処分に関連する民間の産業廃棄物処理業者の被災状況の概要を把握し、地区別、施設の種類別に整理した上で、市町村の求めに応じて情報提供します。

4 広域連携

市単独で処理できない場合には、東京都外のお市町村と連携又は調整を行う等、必要な対策を講じます。

5 広 報

市は、災害廃棄物の分別・排出方法に関する情報について、市民に周知を行います。

6 ボランティア等との連携

市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には災害ボランティアセンター、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行います。

7 対策内容と役割分担

災害廃棄物処理は、市区町村の被災状況を踏まえ、処理体制を確立し、再利用又は適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

機関名	内 容
市	【予防対策】 ○ 災害廃棄物処理に関する都との連絡窓口の設置 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設、運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワー及び資機材に対する備えを検証，確保 【応急対策】 ○ 各市区町村の災害廃棄物処理マニュアルに準じて災害廃棄物処理を実施 ○ 被災状況を都に報告し，必要に応じて応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し，被災の規模に応じて災害廃棄物の発生推定量を算出，集積場所及び最終処分場を決定し，「災害廃棄物処理実行計画」を策定
都本部 (都総務局)	【予防対策】 ○ 都の対策全般を総括 【応急対策】 ○ 都災害対策本部の下，応急対策全般に関する調整とともに，環境局，障害物除去を行う建設局等と連携し，災害廃棄物処理対策に関して協議
都環境局	【予防対策】 ○ 市区町村を通して，都内全域の災害廃棄物処理体制を把握 ○ 市区町村の応援要請に迅速に対応するため，都内の収集，運搬機材等及び中間処理施設の現況を把握し，機材の確保及び処理体制の協力体制を構築 【応急対策】 ○ 関係各局及び市区町村から被災状況等に関する情報を収集，把握 ○ 被災の規模に応じて「東京都災害廃棄物対策本部」を設置 ○ 市区町村の要請に応じて，支援体制を構築

第2節 ごみ処理

I 対策内容

機関名	内 容
市	○ ごみ処理に関する窓口設置 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証，確保 ○ 所管区域内の被災状況を把握し，ごみの発生推定量を算出，一次集積場所の決定など，ごみ処理計画を速やかに策定
都環境局	○ 市区町村を通して，都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 市区町村の応援要請に迅速に対応するため，都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握，機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 広域的な支援要請を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して，国と国庫補助等の調整
都総務局	○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進 ○ 都本部の下，災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し，ごみ処理対策に関して広域的に協議

2 詳細な取組

機関名	内 容
市	○ 市は、都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して市のマニュアルに示すなどの見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築促進 ○ 可能な限り主体的に対応しますが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にし対応 ○ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に明示
都環境局	○ 市区町村から被災状況の報告を受け、市区町村が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる収集・運搬機材や人員不足等について、市区町村からの要請に基づき、国と連携し、被災地以外の自治体や関係業界団体への応援要請及び調整を行い、迅速に対処 ○ 可燃ごみの処理については、都内の処理施設のみならず、広域的な処理体勢の構築により、迅速な処理体制を確立 ○ 都は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市区町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を実施 ○ 災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や、災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に明示

第3節 トイレの確保及びし尿

1 トイレの確保及びし尿処理の基本的考え方

- (1) 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めます。
- (2) 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ(マンホール用)など、衛生面や感染症対策も踏まえ、多様な災害用トイレを確保します。
- (3) 生活用水(トイレ用水をはじめ被災後の生活維持のために必要な水)の確保や、携帯トイレの備蓄により、既設水洗トイレを継続して利用します。
- (4) 汲み取りの必要な災害用トイレを継続して活用するため、し尿を収集運搬できる車両を確保します。
- (5) 汲み取ったし尿は、収集後、下水道施設(水再生センター及び主要管きよの指定マンホール)などへの投入により処理します。

機関名	内 容
市	○ 災害用トイレの備蓄・確保、し尿の収集・搬入を実施します。
都本部 (都総務局)	○ 災害用トイレに関する広域的な調整を実施します
都環境局	○ し尿の収集・運搬に関する広域的な応援の調整を実施します。
都下水道局	○ 収集されたし尿について、水再生センターや指定マンホールでの受入・処理を行います。

2 災害用トイレの備蓄、し尿収集・搬入体制の整備、普及啓発等

(1) 災害用トイレの備蓄

ア 市の取組み

- (ア) 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めます。
- (イ) 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ(マンホール用)等、衛生面や感染症対策も踏まえ、多様な災害用トイレを確保します。
- (ウ) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保します。
- (エ) 要配慮者用トイレ(介護用トイレ等)の備蓄について、特に配慮します。

イ 事業所及び家庭の取組み

当面の目標として3日分の災害用トイレを備蓄することを目標とします。

ウ 家庭やマンション管理者の取組み

ライフライン等の支障により避難した住民が、家屋の被害がなく帰宅した場

合に、トイレが使用できないことがあるため、家庭やマンション管理者は災害用トイレの備蓄に努めることを目標とします。

(2) 生活用水の確保

ア 市は、各避難所において避難者数に応じた生活用水の確保に努めます。

イ 電力が復旧してもなお水道の復旧には時間を要するため、事業所及び家庭においては、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努めます。

(3) し尿収集・搬入体制の整備

ア 多摩地域の市町村は、都下水道局流域下水道本部と締結した覚書により水再生センターへの搬入体制を整備します。

イ し尿収集車の確保に関して市区町村の対応のみで困難となった場合に備え、都は、関連事業者との協定等の締結を推進します。

ウ 災害時のし尿の搬入・受入体制の円滑な運用に向け、区及び多摩地域の市町村は、都下水道局と連携して訓練を行います。

(4) 普及啓発等

ア 市は、仮設トイレ等の設置に当たって、し尿の収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知します。

イ 各機関は、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めるとともに、事業所・家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活用水の確保を推進します。

ウ 普及啓発に当たっては、災害用トイレの設置や利用等の経験が極めて重要であり、各機関は、災害用トイレを利用した各種訓練(設置訓練・利用訓練等)を実施します。

3 避難所等における対応

(1) 避難所における対応

ア 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図ります。

イ 段階に応じて以下の方針でトイレ機能を確保します。

発災後の段階	対策
発災直後	既設トイレは使用せず、携帯トイレを主として使用
避難所運営本部設置後	マンホールトイレ設置
3日目以降	仮設トイレ・トイレカーの受援、備蓄の組み立てトイレの設置

ウ 備蓄分が不足した場合には、市は都本部に対して要請し、都本部は広域応援等により必要数を確保します。

(2) 事業所・家庭等における対応

ア 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等

によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用します。

イ 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄(災害用トイレ)を活用します。

4 し尿の収集・搬入

(1) 市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握し、収集体制を整備します。

(2) 市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車(バキュームカー)により収集し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールなどに搬入します。

(3) 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行います。

(4) 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、市は、都に応援を要請します。

(5) 都は、市からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行います。

第4節 障害物の除去

Ⅰ 住居関係障害物の除去

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施します。

機 関 名	内 容
市	【災害救助法適用前】 市区町村が除去の必要を認めたものを対象として実施 【災害救助法適用後】 除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して実施
都本部	【災害救助法適用後】 ○ 市区町村の報告に基づき、土石、竹木等の除去を実施 ○ 第一次的には、市区町村保有の器具、機械を使用する等、市区町村と協力 ○ 資機材、労力等が不足する場合は、隣接市区町村に協力を求めるほか、東京建設業協会等に対し、資機材、労力等の提供を依頼

2 道路関係障害物の除去

機 関 名	内 容
市	○ 道路上の障害物の状況を調査し，所管する道路上の障害物を除去 ○ 各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力
都建設局 都港湾局 各支庁	○ 都道における障害物の状況を把握し，交通の確保を図るため，速やかに障害物を除去 ○ 除去作業は，各道路管理者と密接な連絡をとり，相互に協力
調布警察署	○ 交通確保の観点から，交通の妨害となっている倒壊樹木，垂れ下がっている電線等の障害物の除去について，各道路管理者及び関係機関に連絡し，復旧の促進を図るとともにこれに協力
関東地方整備局	○ 所管道路について，道路上の障害物の状況を調査し，関係機関と協力し除去

第5節 災害廃棄物処理

水害による廃棄物の主な特徴と留意点は以下のとおりです。災害の種類により災害廃棄物の性状等が異なることを考慮し，災害廃棄物対策の体制等を整える必要があります。

片付けごみと避難所ごみの処理フローは震災編に準じます。

災害の種類	災害廃棄物の特徴
水害	○ 夏から秋を中心に発生します。（梅雨時期の集中豪雨や台風時期） ○ 発災後，水が引き片付けが始まると一斉に排出され，土砂が付着していることがあります。 ○ 水に濡れ腐敗しやすく，悪臭や火災が発生するリスクが高いです。 ○ 片付けごみ（水に浸かった家財類〔布団，畳，ソファ等〕）を中心に，土砂に流木や草等が混じった混合廃棄物なども多くなります。 ○ 家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったものが多く排出されます。
土砂災害	○ 土砂，流木等が発生し，災害廃棄物が土砂等と混合します。 ○ 家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったものが多く排出されます。

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

第1節 上下水道施設

上下水道施設の応急対策は、震災編第2部第4章第5節 具体的な取組【応急対策】「4 水道」，「5 下水道」に準じて対処します。

第2節 電気・ガス施設

東京電力・東京ガスグループ

電気・ガス施設の応急対策は、震災編第2部第4章第5節 具体的な取組【応急対策】「6 電気・ガス・通信など」に準じて対処します。

第3節 通信施設

NTT東日本・調布郵便局

1 計画方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、電気通信設備等の災害の防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図ります。

2 応急対策

NTT東日本・調布郵便局

(1) NTT東日本

通信施設の応急対策は、震災編第2部第4章第5節 応急対策「6 (4) 電気通信設備」に準じます。

(2) 調布郵便局

ア 被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、臨時運送、集配便の開設等機宜の応急措置を講じます。

イ 被災地における郵便局の公衆に対する窓口業務の維持を図るため、被災により、業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎急設による迅速な業務の再開等の措置を講じます。

3 災害復旧対策

NTT東日本

(1) NTT東日本

ア 災害により被災した通信回線の復旧順位は、震災編第2部第4章第5節 具体的な取組【復旧対策】「6 (4) 電気通信設備」の表によります。

イ 被害の再発を防止するため、電気通信設備等の被害を受けた原因を分析し、各々の原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を行います。

ウ 災害復旧工事については、次の工事を実施監理します。

(ア) 応急復旧工事

- α 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- β 原状復旧までの間、維持に必要な補強及び整備工事

(イ) 原状復旧工事

- α 電気通信設備等をその機能及び形態において被災前の状態に復旧する工事

(ウ) 本復旧工事

- α 被害の再発を防止するため設備拡張及び改良工事をおり込んだ復旧工事
- β 電気通信設備が消滅した場合復旧する工事

第4節 建造物等対策

災害対策総務部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策都市整備部・災害対策教育部・教育委員会・調布警察署・調布消防署

1 方針

各種災害から建造物等を保護し、その軽減を図るとともに、建造物の機能を維持するため、関係機関及び市民は、相互に連絡協調を緊密にして、その有する機能を発揮し、被害の防止及び応急復旧作業を迅速に実施するものとします。

2 公共施設応急対策

災害対策総務部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部・災害対策都市整備部・災害対策教育部・教育委員会

各施設の所属課長は、被害状況を調査のうえ被害による危険防除の措置について市本部長に報告するとともに、必要に応じ関係部課と協議し、迅速に応急処理等を実施します。

- ① 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立して万全を期す
- ② 責任者は、自衛防災組織を編成し、それぞれの分担に基づいて行動
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置

3 高層建築物応急対策

調布消防署・調布警察署

(1) 調布消防署

ア 方針

高層建築物における火災等の災害に際し、火災現場活動と救急救助の困難性に対処し、人命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関と緊密な連携を保ち、被害の軽減に当たります。

イ 計画の対象及び災害

高層建築物からの出火による消防活動、救急救助を必要とするもの

ウ 事前措置

発災時における効果的な部隊運用を図るため、次により事前対策を樹立します。

(ア) 警防計画の樹立

次の各号についての実態を調査検討し、対象ごとに警防計画を樹立しておき、効果的現場活動を図ります。

- ・対象物の階層、面積、構造及び収容人員
- ・防災区画、排煙設備、消防用設備等の状況
- ・空地、緑地等周辺の状況
- ・消防水利の状況
- ・危険物、可燃物等の状況
- ・通信連絡機構
- ・その他計画に必要な事項

エ 活動要領

対象物からの災害発生時には、次の要領により積極的に災害活動を行います。

(ア) 高層建築物に対する活動要領

- ・発災対象物の警防計画に基づき、人命の安全を活動の主眼とします。
- ・火災の場合は、現場活動が極めて困難となるので、初動時における鎮圧を主眼とし、特殊車（はしご車、救助車、排煙車、高発泡車、照明車等）を必要により要請するとともに、空気呼吸器等を最高度に活用し現場活動に当たります。
- ・救急救助活動は、イに準じて他機関との連携を密にして活動に当たります。
- ・高層部からの発災に際しては、特に消防用設備を最高度に活用するとともに航空隊による人命救助及び消防機械の搬送並びに救急救助を実施します。

(イ) 消防装備の増強

構造、消防設備、防火管理等対象自体の防災態勢の整備を予防面で図るとともに、この種災害に対応可能な消防装備の増強を推進します。

(2) 調布警察署

ア 関係機関と協力し、人命の救助及び避難誘導に当たります。

イ 救出救護に当たっては、市、東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期します。

ウ 状況により、広範囲に交通規制を行って緊急自動車の通行を確保するとともに、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努めます。

第5節 危険物等対策

調布消防署・調布警察署・多摩府中保健所・都

1 計画方針

危険物等の保管施設は、火災、水災及び大量流出等に際し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係各機関は緊密な協調のもとに活動を開始するものとし、

なお、本章に定めるもののほか、震災編第2部第3章第5節 具体的な取組【応急対策】「5 危険物等の応急措置による危険防止」を準用するものとします。

2 危険物保管施設応急対策計画

調布消防署・調布警察署

(1) 調布消防署

緊急措置命令により、危険物集荷の禁止、移動搬出の準備、その他自主的応急態勢の確立等応急措置をとらせるとともに、事故発生に際しては消防部隊の効果的運用を図り、危険排除作業を実施します。

(2) 調布警察署

ア 災害の発生が予想される場合においては、実態調査によって得た資料に基づき、特に危険と認められる施設に対して警察職員を派遣し、施設責任者に対して必要な防災措置の実施について指導します。

イ 災害が発生した場合においては、ただちに、現場に警察官を派遣して施設監理責任者等と緊密な連絡をとって立ち入り禁止区域の設定、被災者の救出救護、付近住民の避難誘導その他必要な防災措置をとります。

3 火薬類保管施設応急対策計画

調布消防署・調布警察署

(1) 調布消防署

火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行い施設内の救出を実施します。

(2) 調布警察署

ア 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、施設の責任者及び現場の消防責任者等と連絡を密にして、速やかに火薬を安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくのを禁止します。

イ 搬出の余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとるとともに、危険区域内にいる市民等を避難させるための措置を講じます。

4 放射線施設応急対策計画

調布消防署・調布警察署

(1) 調布消防署

ア 火災に対しては、施設の延焼を阻止する消防活動を行い、汚染区域の拡大を防止

イ 汚染等の事故に際しては、関係者と連絡をとり危険区域内の救出作業を実施。

(2) 調布警察署

災害の規模、態様を把握し、関係機関等に対して必要な事項を速やかに報告、連絡するとともに、立入禁止区域の設定、人命救助、交通規制等必要な措置を講じます。

5 高圧ガス保管施設応急対策計画

調布消防署・調布警察署・都

(1) 都環境局

関係機関と連絡のうえ、応急措置命令又は緊急措置命令を発します。

(2) 調布消防署

ア 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、未燃焼ガスの冷却及び除去を行い、延焼拡大を阻止

イ 関係機関との連携を保持し、被災者の救出救護及び避難誘導を実施

(3) 調布警察署

ア 災害の規模、態様、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類、気象条件等を考慮し、施設の管理者、消防隊の責任者等と連絡を密にして、敏速機宜の措置をとります。

イ 爆発、火災又は可燃性ガスの漏えいに際しては、状況に応じて次の措置をとります。

(ア) 負傷者の救出救護

(イ) 警戒区域の設定

(ウ) 火気厳禁の広報

(エ) 漏えい防止措置の下命

(オ) 避難の指示

(カ) 引火性及び爆発性物品の移動

ウ 毒性ガスの漏えいに際しては、前記の措置のほか次の措置を講じます。

(ア) 施設の管理者等に対して除毒措置の下命

(イ) 付近の住民等に対する中毒防止方法の広報

(ウ) 除毒及び防毒資器材等の輸送の援助

6 毒物劇物保管施設応急対策計画

調布消防署・多摩府中保健所

(1) 多摩府中保健所・健康安全研究センター

ア 毒物劇物業務上取扱者等が、災害により被害を受け、毒物劇物等が飛散漏えいし又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、保管施設等の責任者に迅速かつ正確な情報を調布警察署及び調布消防署に連絡させ、危害防止のための応急措置を講じるよう指示します。

あわせて、その毒性、劇物の及ぶ危険区域を指定して、調布警察署、調布消防署等関係機関と協調し、交通しや断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとるよう指示します。

また、下水道への流入のおそれがあるときは、都下水道局へ連絡するよう指示します。

イ 危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入を禁止して、被害の拡大を防止し、除毒方法を講じて、早急に復旧するように努めます。

ウ 危険区域への立入りの解除に当たっては、調布消防署、調布警察署等と十分な連絡をとり、混乱のないように措置するよう指示します。

(2) 調布消防署

ア 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止します。

イ 大量放出に際しては、関係機関との連携を保持して、被害者の救出救護及び避難誘導を実施します。

第10章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設応急対策計画

災害対策総務部・災害対策環境部・災害対策都市整備部

1 河川施設応急対策計画

災害対策総務部・災害対策環境部・災害対策都市整備部

水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については関係機関に連絡し、必要な措置を講じ、河川管理者に報告します。

2 道路応急対策計画

災害対策都市整備部

道路の応急対策は、震災編第2部第4章第5節 具体的な取組【応急対策】「1 道路・橋梁」、【復旧対策】「1 道路・橋梁」を準用します。

第2節 交通施設応急対策計画

調布警察署・京王電鉄(株)

1 方針

電車、バス等の交通施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図ります。

2 私鉄施設応急対策計画

京王電鉄(株)

(1) 方針

台風等異常気象による災害に対しては、被害を最小限に防止し、輸送の安全を確保することを第一とし、非常災害対策本部を設置し、速やかに被害の復旧に当たります。

各職場においては、現業長があらかじめ所管区域の危険箇所に予防対策を樹立し、関係職員に周知徹底させています。

(2) 災害予防

異常気象時における災害予防として次の場合は列車の運転を中止します。

ア 風：風速25m以上を確認（観測データ）した場合、運輸指令所長は列車運行の中止を指示します。

イ 大雨及び豪雪：大雨及び豪雪の場合、運輸指令所長は状況により列車運行の中止を指示します。

(3) 応急対策

ア 整備態勢

被害の予想される地点には、必要に応じて排水ポンプ、消火栓、安全装置等を装備するとともに状況に則して係員を派遣し、現状の把握に努め、人的災害

を防止します。

イ 通信連絡態勢

災害発生の場合は、現地との間で鉄道電話による優先連絡を取るほか、携帯電話等を使用して災害状況を把握し、連絡指示を行います。

ウ 警戒体制

災害の種別に応じた警戒態勢及び動員体制を規則に定め、関係職員に周知徹底します。

3 交通信号機応急対策計画

調布警察署

- 風水害の事前情報に基づき、その程度により、速やかに応急的に現場措置を講じて被害の減少に努めます。
- 背面板を取り外して人畜に対する危害予防に努めます。
- 台風により架線が断線若しくはたれ下り危害のおそれがある場合には電源を切るなどの措置を講じます。

第3節 社会公共施設

1 各医療機関

- 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応します。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期します。

2 社会福祉施設等

- (1) 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認します。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保します。
- (2) 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定します。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、市が組織した「要配慮者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請します。
- (4) 風水害の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保します。

3 文化財施設

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告します。
- (2) 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じます。
- (3) 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に

応じて、都教育委員会、市教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行います。

4 河川及び内水排除施設

(1) 内容と役割

機関名	内 容
市	○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに管理者に報告するとともに必要な措置を実施します。
東京都	○ 破損等の被害を受けた場合の復旧工事等を実施します。 ○ 河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、市区町村の実施する応急措置へも関与します。 ○ 水再生センター、ポンプ所等の下水道施設の復旧工事等を実施します。
関東地方整備局	○ 都及び市区町村等の行う応急対策を支援します。

(2) 詳細な取組内容

機関名	内 容
市	○ 排水機場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止します。
東京都	○ 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施します。 ○ 市区町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施します。 ○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定します。 ○ 復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処します。
関東地方整備局	○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めます。 ○ 都及び市区町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を行います。

第11章 応急生活再建

- 被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を図ります。
- 児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、市民生活の安定を図るための応急金融対策を図ります。

応急生活再建については、本章に定めるもののほか、震災編第2部第12章 住民の生活の早期再建 を準用するものとします。

1 市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

(1) 建築物の被災状況に関する調査の実施

市は、応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、被災地全体の全壊、半壊といった建築物の被災状況の概要調査を行います。

(2) 都市基盤施設被害状況調査の実施

施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査を行います。

(3) 応急住宅対策に関する調査の実施

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

市は、全壊・焼失・半壊建物数及びデータ、被災者数及びその分布等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、市営住宅の戸数の概要、全壊・焼失・半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握し、東京都に報告します。

2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査

(1) 市街地復興に係わる調査の実施

市は、市街地復興を行っていくために、その事業対象地の被災状況を十分に把握することが必要となるので、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、特定された地区について、従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

(2) 生活再建支援等に係わる調査

ア 罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況調査の実施

市は、災害見舞金等を支給するために、罹災証明書が必要となるため、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については、補足調査を行います。

イ 死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施

市は、応急対策として行う御遺体捜索結果等から死亡者数、災害による負傷者数や負傷の内容についても調査し把握します。なお、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支

給等に関する法律に基づき災害原因で死亡したものと認められたものについては、災害関連死とし、その数を把握するとともに、死者数の報告の際は、内数として災害関連死の数を報告します。

災害関連死の認定については、内閣府が公表している災害関連死事例集等を参考にして、判断を行います。また、災害状況や市民からの安否情報等をもとに、行方不明者数を把握します。

ウ 災害による離職者数についての調査の実施

市は、地域経済の被災状況を把握するとともに、災害による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について、調査を行います。

(3) 地域経済の復興施策に係わる調査の実施

被災地全体の概要の把握や、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

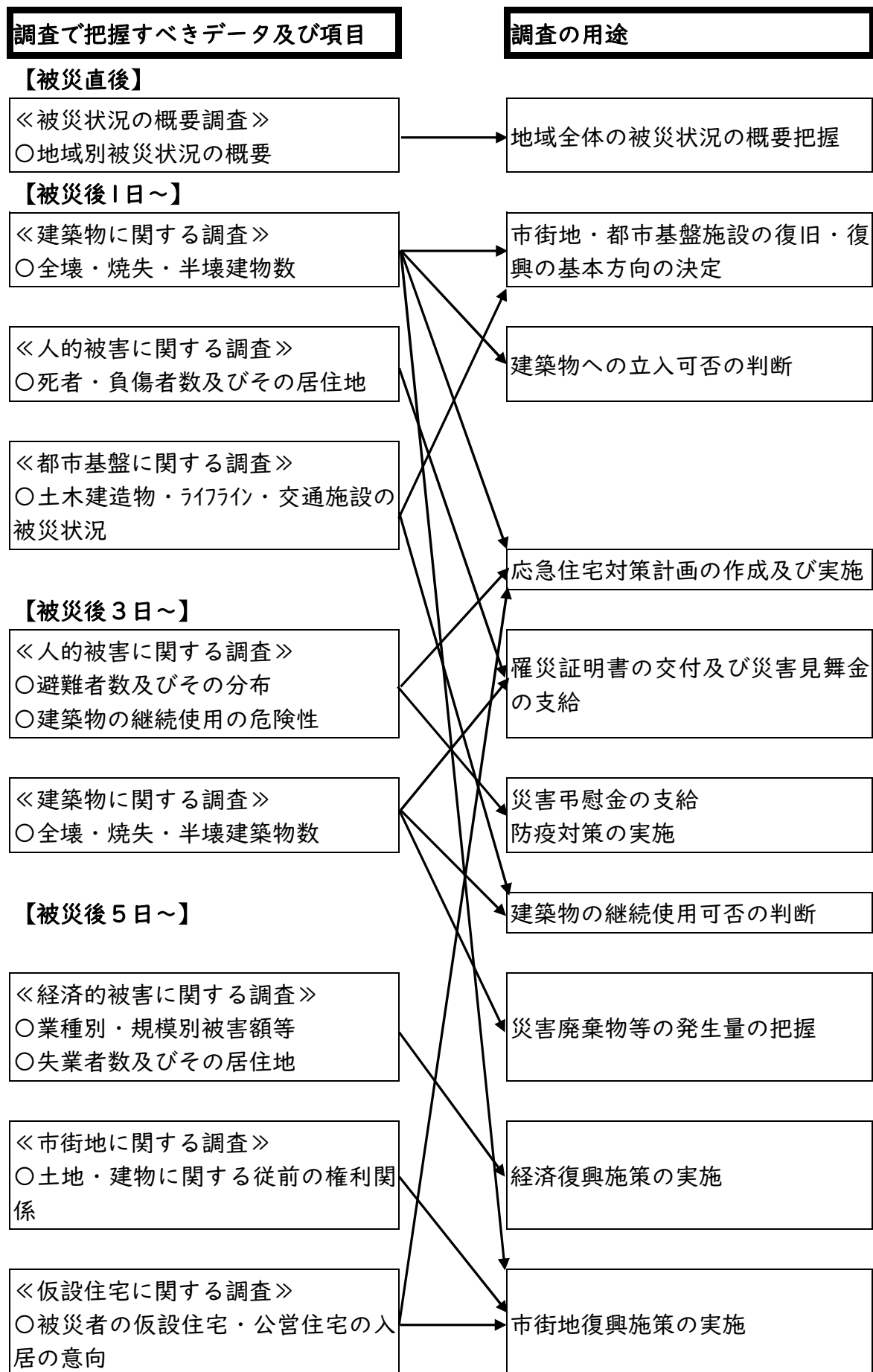
ア 物的被害状況調査

市は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数等について、調査を行います。

イ 地域への影響の把握

市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、操業停止期間等を把握します

3 被害状況調査の概要フロー



第1節 被災宅地の危険度判定

機関名	内 容
市	○ 危険度判定の実施，判定結果の表示等を行います。
都都市整備局	○ 市区町村からの要請に応じ，被災宅地危険度判定士への協力依頼等，支援措置を講じます。

1 判定制度の目的

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し，危険度を判定することによって，二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図ります。

2 判定対象宅地

盛土規制法第2条第1号に規定する宅地(農地，採草放牧地及び森林並びに道路，公園，河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち，住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となります。

3 判定の実施

- (1) 市区町村長は，災害の発生後に，宅地の被害に関する情報に基づき，被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ，判定を実施します。
- (2) 都知事は，市区町村から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは，都に危険度判定支援本部を設置し，速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等，支援措置を講じます。
- (3) 都知事は，災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは，必要に応じて他道府県に対して被災宅危険度判定士の派遣等を要請し，又は国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請します。

4 判定結果の表示

- (1) 被災宅地危険度判定の結果については，「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示します。
- (2) 当該宅地の使用者・居住者だけでなく，宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにします。

第2節 住宅被害認定調査及び罹災証明書交付

I 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	内 容
市町村	○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書の交付体制等を構築 ○ 住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施 ○ 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立
都総務局	○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し ○ 共同利用版のシステム利用に関する市区町村間の調整 ○ 市区町村に対する研修や訓練の実施 ○ 市区町村の応援要員の確保の検討
都主税局	○ 固定資産関連情報等に関し、市と調整
東京消防庁	○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査体制の充実 ○ 市との協定締結や事前協議による風水害が原因で発生した火災の罹災証明書交付に係る連携体制の確立

(2) 詳細な取組内容

機関名	内 容
市町村	○ 市区町村は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施します。 ○ 市区町村は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知します。 ○ 市区町村は住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。
都総務局	○ 市区町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制の構築を取り組みます。さらに、被災者台帳については、被災者生活再建支援システムを発展させ広域的な情報共有に向けて検討します。 ○ 平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行います。 ○ 全市区町村が、被災者生活再建支援システムを導入しやすい環境整備として構築した共同利用型システムの利用に関する調整及び合意形成を図ります。 ○ 市区町村に対し、罹災証明書の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施します。 また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図ります。さらに、都外自治体等へも上記研修への参加の働きかけ等を行い、応援応援がしやすいように被災者生活再建支援システムやガイドランに基づく業務フローの全国的な標準化に向け検討します。
調布消防署	○ 東京消防庁と市区町村は協定締結や事前協議等を行い、風水害が原因で発生した火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立します。

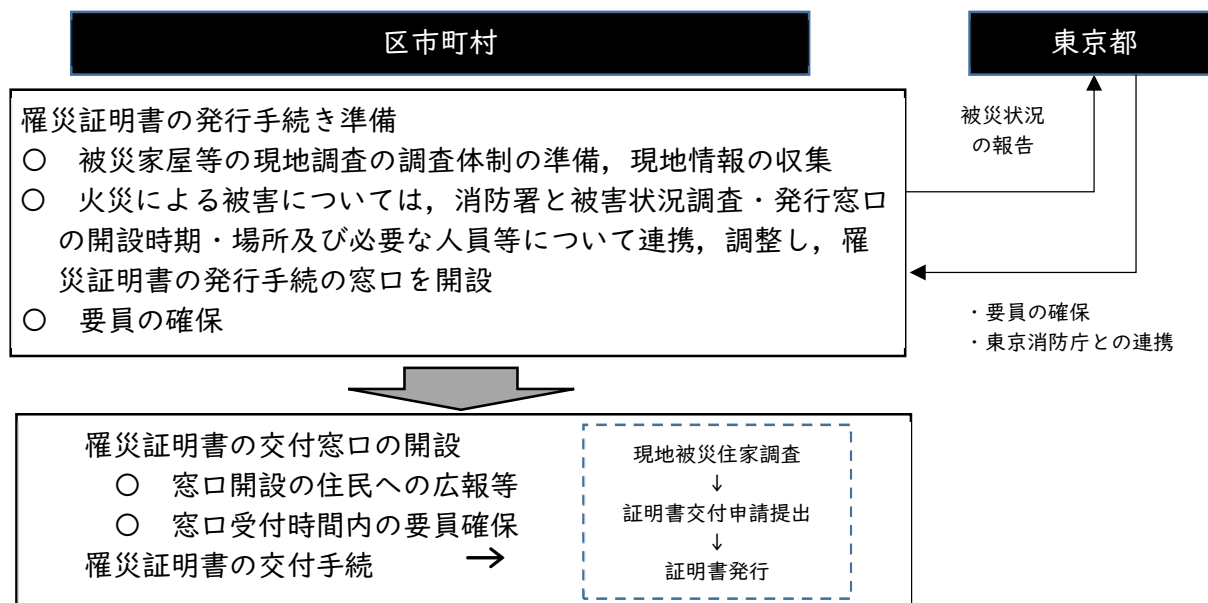
2 罹災証明書の交付準備

(1) 対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進めます。

機関名	内 容
市	○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ システム稼働に向けた準備や資機材を確保 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定
都総務局	○ 市区町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災市区町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する市区町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて市区町村間の調整を実施
調布消防署	○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、市と調整

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

機関名	内 容
市	○ 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築します。 ○ 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行います。 ○ 住家被害認定調査の調査方針，調査体制，業務日程などを含む調査計画を策定し，調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで，被害認定調査を実施します。 ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて，調布消防署と連携を図ります。
都総務局	○ 市区町村が実施する住家被害認定調査のほか，罹災証明書の交付手続事務に関する応援要請に対して，関係機関や他の地方公共団体等人員調整を広域的に実施します。 ○ 共同利用版のシステム利用自治体間における，調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を行います。 ○ 住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）等について市区町村間の調整を行います。
調布消防署	○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて，市と連携を図ります。

3 罹災証明書の交付

(1) 対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成します。

機関名	内 容
市	○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続を実施 ○ 必要に応じて住家被害の再調査（第2次調査）を実施 ○ 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理
都総務局	○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について市区町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
調布消防署	○ 消防署と市が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、風水害が原因で発生した火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施

(2) 詳細な取組内容

機関名	内 容
市	○ 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備えます。 ○ 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保します。また、都や市区町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報します。 ○ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には再調査（第2次調査）を実施します。 ○ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理します。 ○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図ります。
都総務局	○ 罹災証明書発行窓口の開設時期等に関する市区町村間の調整を行います。また、住家被害認定調査や罹災証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合についても調整を行います。 ○ 都は、住家被害状況の全体像を市区町村から把握します。また被災者に対する支援状況についても全体把握し、都における支援策の検討に活用します。
調布消防署	○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、市と連携を図ります。

第3節 被災住宅の応急修理

機関名	内 容
市都市整備部 都住宅政策本部	○ 居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持します。

1 住宅の応急修理

(1) 応急修理の目的

ア 災害救助法が適用された地域内において、災害により被災した住宅の居住性を維持します。

イ 取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図ります。

(2) 対象者

種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	① 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。

(3) 応急修理事務の実施

都が定める実施要領に基づき、都から委任され実施を決めた市区町村は、被災者からの応急修理の申込を受け付け、当該市区町村長が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応します。

2 応急修理の方法

(1) 修理

都が、一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会又は一般社団法人災害復旧職人派遣協会のあっせんする応急修理を行うことができる建設業者のリストを提示し、それを参考に市区町村が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、以下の修理を行います。

種類	内容
住家の被害の拡大を防止するための緊急	災害により受けた被害を補償するものではなく、住家（屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等））について

種類	内容
の修理	日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにします。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分を修理します。

(2) 修理費用の範囲

1世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内。

(3) 期間

種類	期間
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害発生の日から10日以内に完了。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	原則として、災害発生の日から3ヶ月以内に完了。 国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了。

3 応急修理の事務

応急修理を実施した場合、都及び市区町村は、必要な帳票を整備します。

第4節 応急仮設住宅の建設及び賃貸型応急住宅等の活用

市及び都は、災害により住居を失った被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害を受け、被災者が自力で修繕できない住宅の日常生活に必要な欠くことのできない部分について、住宅の応急修理を実施します。

また、市は、災害対策本部の統括調整部に被災者生活再建対策班を設置し、被災者生活再建対策を講じます。

1 実施機関

(1) 災害救助法が適用された場合

同法に基づき都が行います。ただし、被害の程度等により東京都から委任されたときは、市が行います。

(2) 災害救助法が適用されない場合

同法が適用されない場合は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市が実施します。また、市のみで処理不可能な場合は、近隣の市町村及び東京都、国、その他の機関の応援を求めて実施します。

2 応急仮設住宅必要戸数の把握

(1) 被害状況の調査

市は、全壊、全焼、流失等の被災建築物数及び避難者数を調査し、東京都へ報告します。

(2) 公営住宅等の活用

市及び東京都は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅等の戸数を調査します。

(3) 応急仮設住宅建設地の確保

市は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設候補地の被災状況を調査するとともに、その利用状況を確認します。また、市は、候補地の被災状況等を勘案し、建設が困難な場合等においては、新たな建設地を確保します。

3 応急仮設住宅の提供

東京都は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅を供給する必要があるときは、市と密接な連携を取り、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

4 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

市及び都は、応急仮設住宅への入居者募集を行います。その際、避難行動要支援者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、男女共同参画／LGBTQの視点に配慮し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮します。

(1) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者

エ 使用申込みは1世帯1か所限り

(2) 入居者の募集・選定

ア 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、市区町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼します。

イ 割り当てに際しては、原則として各市区町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が市区町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てます。

ウ 住宅の割当てを受けた市区町村は、当該市区町村の被災者に対し募集を行います。

エ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅が存する市区町村が入居者の選定を行います。

オ なお、賃貸型応急住宅については、被災者が物件を自ら探す方式により住宅の提供を行う場合には、市区町村への住宅の割り当ては実施しないが、募集・申込受付等は市区町村に依頼し、市区町村において所要の事務を行います。

(3) 応急仮設住宅の管理及び入居期間

ア 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行います。

イ 市区町村は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備します。

ウ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、知事が定めます。

5 公営住宅への一時入居

市、東京都及び東京都住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空き家住戸を積極的に活用します。

6 賃貸型応急住宅等の活用

市及び東京都は、民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等民間所有施設において、避難者の一時入居のため、その所有者に建物の提供について協力を要請します。

第5節 市・都営住宅の応急修理

機関名	内 容
市都市整備部	○ 市営住宅の応急修理について取り組みます。
都住宅政策本部	○ 都営住宅等について、東京都住宅供給公社と協力して応急修理に当たります。

○ 都及び東京都住宅供給公社は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な都営住宅等について、協力して応急修理に当たります。

第6節 建設資材等の調達

1 応急仮設住宅資材等の調達

機関名	内 容
市都市整備部	○ 応急仮設住宅資材等の調達及び要請を行います。
都住宅政策本部	○ 応急仮設住宅資材等の調達及び要請を行います。

(1) 資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者を通じて調達します。

(2) 必要に応じて国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請します。

(3) 仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保等について検討を行います。

2 災害復旧用材(国有林材)の供給

(1) 農林水産省(関東森林管理局)は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、災害復旧用木材(国有林材)の供給を行います。

(2) 災害復旧用材の供給は、知事、市区町村長等からの要請により行います。

第7節 被災者の生活確保

I 生活相談

災害対策総務部・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部・災害対策都市整備部・調布警察署・調布消防署

(1) 相談対応の実施

市は、災害により被害を受けた市民の生活上の不安等の解消を図るため、相談業務を実施します。

(2) 臨時災害相談所の開設

市は、必要に応じて臨時災害相談所を設置し、市民の相談を受け、苦情、要望等を聞き取り、速やかに関係部局及び関係機関と連携して早期解決に努めます。

(3) 臨時災害相談所の規模等

相談所の箇所数及び人員は、災害の規模や現地の状況により決定します。

相談所では、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐するとともに、弁護士会等の関係団体に協力を要請し、各種相談に応じます。

(4) 相談業務の内容

- ア 行方不明者に関すること
- イ 被災者の住居に関すること
- ウ 被災者の生活資金に関すること
- エ 被災事業者の資金に関すること
- オ 市民生活に関すること
- カ その他

(5) 情報提供

被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて被災者支援に関する各種制度の概要など、必要な情報を提供します。

(6) 役割分担

機関名	内 容
災害対策市民部 災害対策福祉健康部	○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請 ○ 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進
都生活文化スポーツ局	○ 市区町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施 ○ 常設の都民相談窓口、または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等に対応
調布警察署	○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談対応
調布消防署	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内対応 ○ 市民からの電子メールによる問合せに対応

2 被災者台帳の作成及び活用

(1) 被災者台帳の作成

市長は、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする「被災者台帳」を作成するものとします。被災者台帳には、災害対策基本法第90条の3第2項に基づき、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとします。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 前各号に掲げるもののほか、災害対策基本法施行規則第8条の5で定める事項

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとします。

市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができるものとします。

(2) 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策基本法第90条の4及び災害対策基本法施行規則第8条の6に基づき被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとします。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

3 被災者の安否情報の提供

事務局・災害対策総務部・災害対策市民部

市は、被災者の安否情報について家族又は親族等から照会があった時には、災害対策基本法第86条の15に基づき回答するよう努めます。

なお、回答の際は被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとします。また、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求めます。

4 生活再建支援策

生活再建支援策は、大きく復興に係わる応急対策と一般の生活再建支援策に分けられ、それぞれの施策ごとに、具体的な実施内容を定めます。

生活再建支援策	
1 復興に係わる応急対策	○ 災害廃棄物の処理
	○ 応急仮設住宅等の供給及び住宅の応急修理
2 一般の生活再建支援策	○ 住宅・宅地の供給、住宅再建支援
	○ 被災者に対する経済的再建支援
	○ 精神的支援
	○ 要配慮者及び要配慮者を対象とした支援

(1) 復興に係わる応急対策

災害対策環境部

ア 災害廃棄物等の処理

市は、災害廃棄物の処理を行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・処分を図ります。

イ 応急仮設住宅等の供給及び住宅の応急修理

災害対策都市整備部

市は、応急仮設住宅等の供給、賃貸型応急住宅の活用、住宅の応急修理により、当分の間の生活の支援、居住の安全を確保するとともに、市営住宅等への一時入居を行います。

(2) 一般の生活再建支援策

ア 住宅・宅地の供給及び住宅再建支援

災害対策都市整備部

市は、建築物の被災状況調査による継続使用の可否、住宅復興に関する情報の提供、あるいは、被災者の住宅対策として、自己再建の支援等を行います。

イ 被災者の経済的再建支援

災害対策市民部・災害対策福祉健康部・会計課・市社会福祉協議会

(ア) 被災者生活再建支援金の支給

- a 都福祉局・市区町村は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給します。

(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第205「被災者生活再建支援金の支給」)

- b 市は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給し、支給申請等に係る窓口業務を行います。また、東京都は、実施主体として、これに取組み、市は被害認定や支給申請書の受付等の事務を行います。

(イ) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

市は、災害による死亡者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律82号。以下「弔慰金法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令374号）の規定に基づく調布市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第23号。以下「弔慰金条例」という。）の定めるところにより、災害弔慰金を支給します。また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、弔慰金条例に基づく災害障害見舞金を支給します。

(ウ) 災害援護資金、生活福祉資金の貸付

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、弔慰金条例に従って、災害援護資金の貸し付けを行います。

市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付けます。

(エ) 災害見舞金等の支給

市は、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金等支給規則に基づき、災害見舞金又は弔慰金を支給します。

(オ) 義捐物資の受入れ及び配分

α 民間企業や自治体等からの義捐物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義捐物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。都及び市は、その内容のリスト及び送り先を国民に対して公表し、周知等を図るものとし、また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

β 個人等からの小口義捐物資

市は、個人等からの小口の義捐物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとし、また、周知にあたっては、記者発表や都及び市のホームページへの掲載のほか、報道機関による情報提供を行います。

(カ) 生活保護

被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが生じないように、市は、相談窓口の設置等により、生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して、要保護者の把握に努めます。

(キ) 税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等の市税について、申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置について検討します。

(ク) 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険等、社会保険関連の特例措置を実施します。

ウ 精神的支援

災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部

(ア) 被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

市は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じ訪問相談を行います。

(イ) 被災者の精神保健活動支援のための拠点の設置

市は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応すること、被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行います。

(ウ) 男女共同参画の視点に配慮した相談体制の整備

市は、男女共同参画推進センターを拠点として実施する男性及び女性のための相談等を通じて、避難所や仮設住宅で生活する方をはじめ、多様な悩みを抱える被災者に対し、必要な助言等を行います。

エ 要支援者及び要配慮者を対象とした支援

災害対策生活文化スポーツ部・災害対策福祉健康部

(ア) 高齢者・障害者等への支援の実施

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスや、ショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施します。

(イ) 外国人被災者への支援の実施

α 日本語を話せない外国人への生活情報の発信

市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるように、応急仮設住宅、義捐金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信します。

β 外国人相談窓口の設置

市は、外国人の相談窓口を設置し、帰国手続き、罹災証明書、義捐金等金銭給付、就労・労働、住宅等に関する相談を受けます。

東京都が設置する外国人災害時情報センターと連携し、外国人被災者等に対する情報提供や相談受付を行います。

5 職業のあっせん

機関名	内 容
市	○ 被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定します。
東京労働局	○ 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、市区町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所(17箇所)と緊密な連絡を取り、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっせんを図ります。 ○ 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図ります。 ○ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講じます。 ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 イ 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

6 租税の徴収猶予及び減免等

機関名	内 容
市	○ 市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定します。
都主税局	○ 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は東京都都税条例により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講じます。
東京労働局	○ 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講じます。

7 社会福祉施設等の再建

災害対策福祉健康部・災害対策子ども生活部

市は、社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。

8 生活環境の確保

災害対策福祉健康部

(1) 食料・飲料水の安全確保

市は、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。また、水道施設の復旧が完了するまでの間、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水と指定利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行います。

(2) 公衆浴場等の情報提供

市は、公衆浴場や理容所・美容所の営業状況を把握し、情報提供を行います。

9 教育の再開

災害対策教育部・教育委員会

(1) 学校施設の再建、授業の再開

市は、授業の早期再開を図るため校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建て替え等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。

(2) 児童・生徒等への支援

市は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

10 歴史的公文書の修復等

東京都は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、市町村等に対して修復方法等の情報提供を行うとともに、職員派遣等の支援を行います。

11 ボランティアの活動支援

(1) 要配慮者に対するボランティア活動支援

東京都は、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

(2) 被災地のボランティア団体に対する支援

東京都は、市町村等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に係わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組みます。

第8節 中小企業への融資

都（産業労働局）及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図ります。
(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第206「中小企業への融資」)

第9節 農林漁業関係者への融資

関係機関	内 容
都産業労働局 関係機関	○ 株式会社日本政策金融公庫による融資 ○ 経営資金等の融通 ○ 農林漁業団体に対する指導

1 株式会社日本政策金融公庫による融資

都は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行います。

(東京都地域防災計画 別冊資料第207「農林漁業関係者への融資」)

2 経営資金等の融通

都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じます。

3 農林漁業団体に対する指導

都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行います。

第10節 義捐金の取扱い

1 義捐金募集の検討

都，市区町村，日本赤十字社各機関は，被害の状況等を把握し，義捐金の募集を行うか否かを検討し，決定します。

2 東京都義捐金配分委員会の設置

(1) 義捐金を，適切に募集・配分するため，都本部に東京都義捐金配分委員会（以下「都委員会」という。）が設置されます。

(2) 都委員会は，次の事項について審議し，決定されます。

ア 被災市区町村への義捐金の配分計画の策定

イ 義捐金の受付・配分に係る広報活動

ウ その他義捐金の受付・配分等に関して必要な事項

(3) 都委員会は，都，市区町村，日本赤十字社東京都支部，その他関係機関等の代表者により構成されます。

3 義捐金の募集・受付

機関名	内 容
市	<市独自の義捐金> ○ 義捐金の募集を行う場合は事前に定めた内容により，適切に取り扱います。 ○ 義捐金の募集・受付に関して，都，日本赤十字社，関係機関等と情報を共有します。 <都の義捐金募集への協力> ○ 都の義捐金募集に協力して受領した義捐金については，寄託者に受領書を発行します。ただし，口座への振込による場合は，振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。 ○ 都の義捐金募集に協力して受け付けた義捐金については，都委員会に報告するものとし，都委員会の指定する口座に送金します。なお，送金するまでの間は，「預り金」として銀行口座で一時保管します。
都福祉局	○ 義捐金の募集が決定した場合は，募集口座を開設するとともに，ホームページに掲載する等により，広く周知を図ります。 ○ 受領した義捐金については，寄託者に受領書を発行します。ただし，前記の口座への振込による場合は，振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。

機関名	内 容
	○ 都福祉局は、義捐金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義捐金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理します。 ○ 市区町村等の義捐金の募集・受付状況等を把握します。 ○ 義捐金の募集・受付に関して、市区町村、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有します。
日赤東京都支部	○ 日赤東京都支部事務局(振興部振興課)及び都内日赤施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義捐金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義捐金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義捐金を受け付けます。 ○ 災害の状況により、都内他の場又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付けます。 ○ 受領した義捐金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができます。 ○ 受領した義捐金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として、一時保管します。 ○ 義捐金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義捐金は、都委員会に送金します。 (注)義捐物資は、原則として受け付けません。

第12章 災害救助法の適用

我が国の災害対策法制は、災害の予防、大規模な災害が発生するおそれがある場合又は発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、応急期における応急救助に対応する主要な法律です。

令和3年5月20日、「災害対策基本法」の改正により、大規模な災害の発生のおそれのある段階において、国が災害対策本部を設置して広域避難等の実施に向けた自治体間の調整・支援を行うこととされ、併せて「災害救助法」の改正により、国が当該本部を設置した場合に、都道府県等が「災害救助法」を適用し、広域避難等の実施に必要な避難所の供与等の救助を行うことが可能となりました。

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助の実施機関

- (1) 東京都の地域に災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下、「救助法」という。）の適用基準に該当する被害が生じた場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施します。
- (2) 市区町村長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施します。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を市区町村長に委任します。
- (3) 災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市区町村長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けます。

【災害救助法適用時の自治体の業務】

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を『適用しない』場合		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援総合調整 (基本法4条)
救助法『適用』した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体(法2条) (救助実施の区域を除く(法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	係った費用の最大100分の50 (残りは国が負担)(法21条)

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用します。

調布市の災害救助法適用基準

（人口は令和6年7月1日現在の住民基本台帳に基づく）

人口：239,549人

基準1号：（調布市の被害が次の世帯数以上であること）100世帯

基準2号：（東京都の被害世帯数が、①に示す数以上であって、調布市の被害世帯数が、②に示す世帯数以上であること）①2500世帯②50世帯

- （1）市区町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること
- （2）都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、市区町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること
- （3）都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと
- （4）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと

3 被災世帯の算定基準

（1）被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなします。

（2）住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占め

る損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位のことをいいます。

イ 住家とは、現実に居住のため使用している建物のことをいいます。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱います。

4 救助法の適用手続

(1) 報 告

ア 市による報告

災害に際し、市区町村における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市区町村長(島しょの町村長は支庁長を経由して)は、直ちにその旨を知事に報告することとなっています。

イ 都による報告

知事は、市区町村からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、当該市区町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告します。

(2) 公 布

救助法を適用したときは、速やかに、次により公布します。

(3) 事前連絡と適用

知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣(内閣府防災 担当)にその旨を連絡します。また、都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法を適用します。

5 救助の種類

救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助があります。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの

- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができます。
- 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、市区町村ほか関係機関に通知します。
- 基準額については、都規則により適宜改訂を行います。
(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第209「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」)

第2節 救助実施体制の整備

1 救助実施体制の整備

- (1) 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要です。
- (2) 都総務局は、救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、組織の整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努めます。

2 被害状況調査体制の整備

東京都、及び市は、救助法の適用に当たって、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努めます。

3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

(1) 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられています。

(2) 救助業務に当たる者は、災害時に遅滞なく業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておかねばなりません。

(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第210「救助法上(災害の発生から終了まで)の流れ」)

(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第211「各担当別災害救助関連必要帳票一覧」)

第3節 災害報告及び救助実施状況の報告

1 災害報告

(1) 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があります。

(2) これらの報告は、救助用物資、義捐金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となります。このため、市区町村は迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告します。

(別冊資料第212「災害報告の様式」)

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、都各局・市区町村は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告します。

(東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第213「日毎の記録を整理するために必要な書類」)

第4節 従事命令

1 従事命令の種類

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されています。

(1) 従事命令

一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限

(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等

(2) 協力命令

被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限

(例) 被災者を炊き出しに協力させる 等

(3) 管理，使用，保管命令及び収用

特定の施設を管理し，土地，家屋，物資を使用し，特定の業者に対して物資の保管を命じ，又は物資を収用する権限

ア 管理

救助を行うため特に必要があると認めるとき，知事が病院，診療所，旅館，飲食店等を管理する権限

イ 使用

家屋を収容施設として用いるような場合で，管理と異なり土地，家屋，物資を物的に利用する権限

ウ 保管

災害の混乱時に，放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を，一時的に業者に保管させておく権限

エ 収用

災害の際，必要物資を多量に買いためし，売り惜しみしているような場合は，その物資を収用する権限

なお，収用は，特定業者に限らず一般人等何人に対してもなし得ます。

2 従事命令を受けた者の実費弁償

範 囲	令和4年度費用の限度額	機 関	備 考
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり医師・・・21,600円以内 歯科医師・・・・・・・・20,700円以内 薬剤師・・・・・・・・17,900円以内 保健師，助産師，看護師 ・・・・・・・・16,800円以内 土木・建築技術者・・・16,200円以内 大工・・・・・・・・25,600円以内 など	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

第5節 災害救助基金の運用

1 災害救助基金の積立

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、都総務局はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てます。

①法定積立最小額は、当該年度の前年度前3か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額です。

②平成30年度法定必要額は、140億7,701万8,400円です。

2 災害救助基金の運用

災害救助基金は、預金又は公社債として運用しているほか、発災時に緊急に必要とする食料、生活必需品などの給与品の事前購入に充てています。

第13章 激甚災害の指定

大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。) による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要があります。

第1節 激甚災害制度

- 1 政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を合わせて指定することとしています。
- 2 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への補償の特例等、特別の財政助成措置が講じられます。
- 3 激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）によります。
- 4 激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行います。
- 5 ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用されます。

第2節 激甚災害に関する調査報告

機関名	内 容
市	○ 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し知事に報告します。
東京都	○ 都内に大規模な災害が発生した場合、知事（都総務局）は、市区町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査を行わせます。 ○ 局地激甚災害の指定については、関係各局に必要な調査を翌年当初において行わせます。 （東京都地域防災計画 風水害編 別冊資料第215「激甚法に定める事業及び関係局」） ○ 上記の各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、都総務局に提出します。 ○ 都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関しては都本部に付議します。 ○ 知事は、市区町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告します。

第3節 特別財政援助等の申請手続等

機関名	内 容
市	○ 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出します。
東京都	○ 都関係局は、激甚法に定められた事業を実施します。 ○ 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施します。

調布市地域防災計画

火 山 編
(案)

調 布 市 防 災 会 議

第 I 部

総 則

第Ⅰ部 総則

第Ⅰ章 計画の方針

第Ⅰ節 計画の目的及び前提

Ⅰ 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、調布市防災会議が策定する計画であって、市、都及び関係防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における富士山噴火降灰等に係る予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

Ⅱ 計画の前提

火山噴火はその時期や規模を定量的に求めることは、現在の火山学の知見では困難です。

対策の推進にあたっては、本市に最も影響を及ぼすと考えられる富士山噴火について検討を進めます。富士山は、平成12年（2000年）10月から12月まで及び平成13年（2001年）4月から5月までの間に低周波地震が急増しましたが、国の火山噴火予知連絡会は、地殻変動は見られないことから、直ちに噴火等の活発な火山活動に結びつくものではないとの見解を示しています。

しかし、仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害及び影響が生じるおそれがあります。

平成21年（2009年）2月に浅間山が噴火し、東京にも降灰がありましたが、こうした他の火山の噴火に伴う対応についても本計画を準用します。

第Ⅱ節 計画の構成

この計画は、市及び防災機関が行うべき火山対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりです。

【図表Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ 計画の構成】

構成	主な内容
第Ⅰ部 総則	○ 計画の目的及び前提、計画の構成 等
第Ⅱ部 富士山噴火降灰対策	○ 富士山の現況と被害想定、富士山噴火に伴う市、防災関係機関、市民及び事業者等が行う降灰予防対策、応急復旧対策

第3節 計画の習熟等

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、火山防災対策を推進する必要があります。このため、火山災害等に関する施策及び事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、火山に関する調査及び研究に努め、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育及び訓練の実施等を通して、本計画を習熟し、火山災害への対応能力を高めます。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときは修正します。各防災機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第 2 部

富士山噴火降灰対策

第2部 富士山噴火降灰対策

第1章 総則

第1節 富士山の現況等

1 富士山の概要

富士山は、我が国に111存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山です。

標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km³で我が国の陸域で最大の火山です。

山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いですが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっています。

都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っています。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47km、新宿区の都庁まで約95km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約115kmとなっています。



出典：都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第1章 第1節 1

2 富士山の活動史

富士山は今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のような美しい円すい形の火山となったと考えられています。

それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見かっています。古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述があります。

(1) 富士山の成り立ち

富士山は、約10万年から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動が続ける“新富士火山”に区分されています。

“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生しました。

“新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流及び火砕物（火山灰、火山礫等の砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴付けられ、噴火口の位置及び噴出物の種類等から五つの活動期に分類できます。

【新富士火山の主な噴火活動期 ※宮地（1998）】

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
I	約11000年前 ～約8000年前	山頂，山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は，新富士火山全体の8～9割に及ぶ。
II	約8000年前 ～約4500年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく，間欠的に比較的小規模な火砕物噴火
III	約4500年前 ～約3200年前	山頂，山腹等	小・中規模の火砕物噴火及び溶岩流噴火
IV	約3200年前 ～約2200年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
V	約2200年以降	山腹等	火砕物噴火及び溶岩流噴火

出典：都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第1章 第1節 2（1）

(2) 歴史資料上の噴火

歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりです。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いています。

年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781年（天応元年）	山麓に降灰，木の葉が枯れた。	
800～802年 （延暦19～21年）	大量の降灰，噴石	延暦（エンリョク）噴火
864～866年 （貞観6～7年）	溶岩流出（青木ヶ原溶岩）。 溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観（ジョウガン）噴火
937年（承平7年）	噴火	
999年（長保元年）	噴火	
1033年（長元6年）	溶岩流が山麓に達した。	
1083年（永保3年）	爆発的な噴火	
1511年（永正8年）	噴火	
1560年（永禄3年）	噴火	
1707年（宝永4年）	噴火前日から地震群発，12月16日から2週間にわたって爆発的な噴火。 江戸にも降灰	宝永（ホエイ）噴火

出典：都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第1章 第1節 2（2）

(3) 最近の活動

平成12年（2000年）10月から12月まで及び翌年4月から5月までの間にかけ、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認されました。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではありませんでした。

3 富士山における噴火の特徴

これまでに分かっている“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおりです。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されています。
- (2) 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火していますが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていません。
- (3) 噴火の規模は小規模なものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火です。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されています。

4 国による検討

平成12年（2000年）10月から12月まで及び翌年4月から5月までには富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識されました。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあります。そのため、平成13年（2001年）7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に東京都も参加）され、火山防災対策の確立のため、平成16年（2004年）6月に富士山ハザードマップが作成されました。

ハザードマップの作成においては、過去3200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められました。

富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがあります。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震（地殻変動）、津波、空振及び火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石

出典：都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第1章 第1節 4

平成16年（2004年）6月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、関係する県及び市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成17年（2005年）9月に「富士山火山広域防災対策」として取りまとめられ、中央防災会議に報告されました。

その後、平成24年6月8日には、富士山火山における3県（山梨県・静岡県・神奈川県）で連携した防災対策（広域避難計画及び訓練計画の策定並びに合同訓練の実施など）を検討するため、「富士山火山防災対策協議会」が設立されました。

5 噴火による被害想定

（1）被害想定

本計画では、前述の富士山火山防災対策協議会による「富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書」（令和3年3月）や、「富士山火山避難基本計画」（令和5年3月）に示された被害想定を計画の基礎とします。

東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されます。

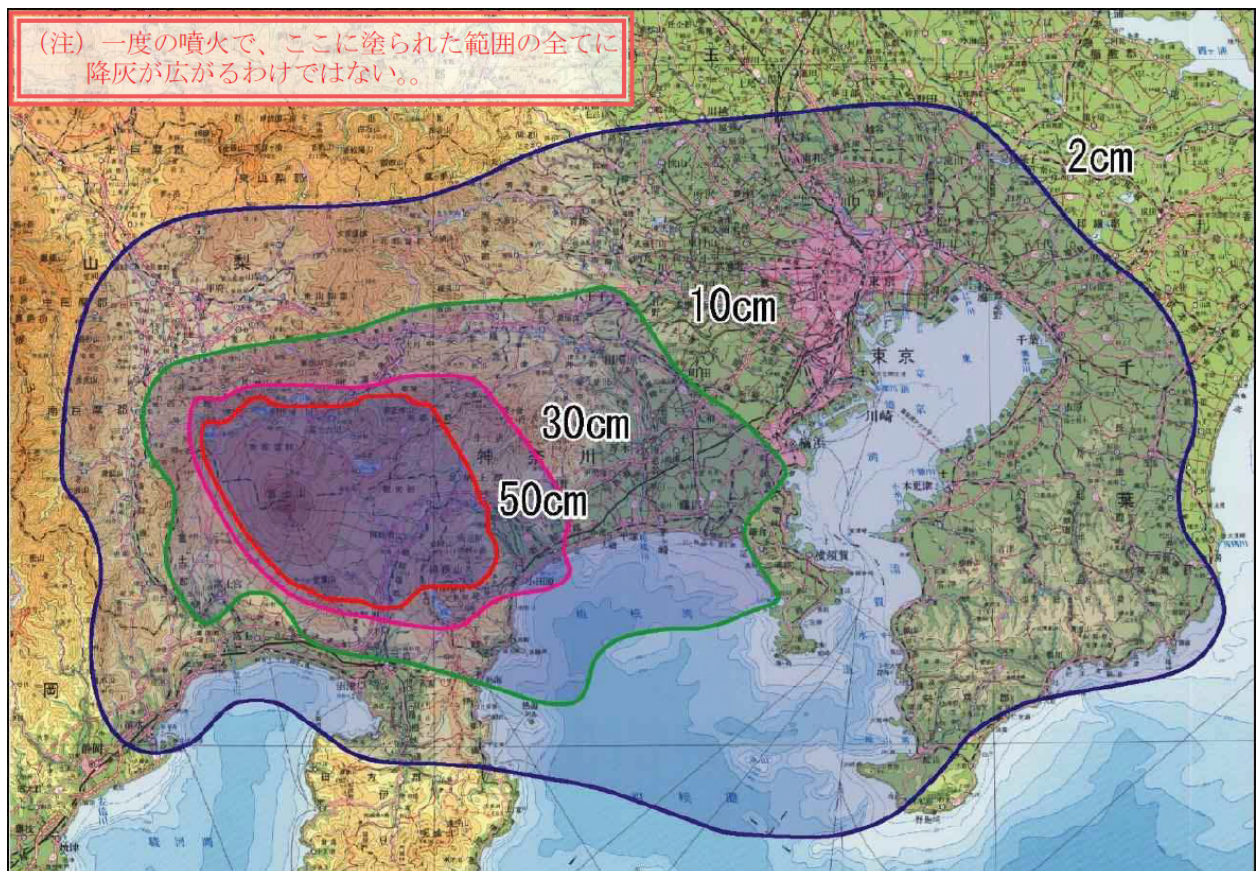
なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化します。

噴火の規模及び被害の概要は次のとおりです。

	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部	10cm程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり)	2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害，建物被害，交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水，泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

出典：都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第1章 第1節 5

（2）降灰予想図降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲



出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月，富士山火山防災対策協議会）
「5.火山現象ごとのハザードマップとハザード統合マップ」

6 降灰のインフラに与える影響

降灰による影響を、物資・人の移動への影響、社会的な影響が大きい交通分野への影響、住民の避難に直接影響する建物への影響、生活と関係が深いライフライン分野等への影響を主な影響として整理しました。

【降灰の影響（降雨の影響なし）①】

項目	堆積の厚さ 火山灰等の粒子	火山灰の堆積厚			
		微量(0.05cm以下)	0.05～0.3cm	0.3～2cm	2～10cm
災害	土砂災害	細かい ・溪流付近では警戒		粗い ・今後の降雨に対する 避難準備(1cm)	粗い ・時間10mm以上 ・事前避難 (降雨時車向利用不可)
	交通		・速度、低下、渋滞の発生 ・交通事故増加	【堆積厚によらない影響】 ・境界低下による安全通行困難 ・スリップ等安全な通行が確保できない道路では道路の通行が禁止又は制限される。	
人的	健康への被害	・喘息患者の症状悪化 (0.01cm)			・喉、鼻、目の異常訴え ・塵根除灰時に落下等による事 故増加(1cm)
	農作物 (稲・畑作物・果樹)	・生産量、品質低下 (葉物野菜・果実:微量)		・一部の作物が壊滅的被害 (1cm)	・収穫不能(野菜全般10cm以上、 稲15cm以上、果実類20cm以上) ・複数年にわたり収穫に影響 (15cm)
水産物	畜産				・牧草地等の生育不良 (2cm)
	森林			・葉の変色落葉、枯死などの被害(1cm)	・森林に被害(20cm)
		※ データが少なく閾値の設定は難しい ・漁獲量等への影響 ・養殖への影響			

各数値は、過去の噴火記録等から推計

日常生活等に深刻な影響
日常生活等に一部支障あり
影響は限定的
太文字: 直接的な影響
通常文字: 人為的判断等

出典：富士山火山避難基本計画 資料編（令和5年3月，富士山火山防災対策協議会）

【降灰の影響（降雨の影響なし）②】

項目	火山灰の堆積厚					
	堆積の厚さ 火山灰等の粒子	微量 (0.05cm以下)	0.05～0.3cm	0.3～2cm	2～10cm	10cm以上
		細かい				粗い
電力		・水力発電所取水停止 ・太陽光発電電量低下 (0.03cm)		・一部施設送電停止		
上水道		【堆積厚によらない影響】 ・火山灰が原水に混ざり水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、または断水する可能性がある。 ・水需要が増加することにより水不足が生じる可能性がある。				
下水道		【堆積厚によらない影響】 ・沈殿池の埋積、ろ過材の目詰まり等により、下水処理場の処理能力が低下・機能不全となって、下水道の使用が制限される可能性がある。				
通信		・噴火直後大量のアクセスにより電話がつながりにくくなる				・基地局の空調設備に不具合が生じると、機器が正常に動作しなくなり、通信阻害が生じる
建物						・体育館等、長スパン建物の損壊 ・木造家屋倒壊 (45cm)

日常生活等に深刻な影響
日常生活等に一部支障あり
影響は限定的

太文字：直接的な影響
通常文字：人為的判断等

各数値は、過去の噴火記録等から推計

出典：富士山火山避難基本計画 資料編（令和5年3月、富士山火山防災対策協議会）

【降灰の影響（降雨の影響あり）①】

項目		火山灰の堆積厚			
		微量(0.05cm以下)	0.05～0.3cm	0.3～2cm	2～10cm
災害	火山灰等の粒子	細かい	細かい	細かい	粗い
	土砂災害	・渓流付近では警戒	・土石流発生の可能性(1cm)	・被害大(10cm)	
交通	道路 ※道路傾斜や路面乾湿等によって閾値は変わる場合あり		・速度、低下、渋滞の発生 ・交通事故増加	・二輪駆動車の通行不能(10cm)	・四輪駆動車の通行不能(10cm)
	交通	【堆積厚によらない影響】 ・スリップ等による安全通行困難 ・土石流発生による道路の閉塞			
人的	鉄道	・運行停止(0.05cm)			
	航空	・空港一時閉鎖(0.04cm)			
農作物	健康への被害	・喘息患者の症状悪化(0.01cm)		・土石流による死傷 ・喉、鼻、目の異常訴え ・屋根除灰時に落下等による事故増加(1cm)	
	農作物 (稲・畑作物・果樹)	・生産量、品質低下 (葉物野菜・果実:微量)		・土石流発生による農地の損失(1cm) ・一部の作物が壊滅的被害(1cm)	・収穫不能(野菜全般10cm以上、稲15cm以上、果実類20cm以上) ・播種年にわたり収穫に影響(15cm)
水産物	畜産			・土石流発生による牧草地の損失(1cm)	・牧草地等の生育不良(2cm)
	森林			・葉の変色落葉、枯死などの被害(1cm)	・森林に被害(10cm)
水産物		※ データが少なく閾値の設定は難しい ・漁獲量等への影響 ・養殖への影響			

各数値は、過去の噴火記録等から推計

日常生活等に深刻な影響
日常生活等に一部支障あり
日常生活等に深刻な影響
日常生活等に一部支障あり
日常生活等に深刻な影響
日常生活等に一部支障あり

出典：富士山火山避難基本計画 資料編（令和5年3月，富士山火山防災対策協議会）

【降灰の影響（降雨の影響あり）②】

項目	火山灰の堆積厚					
	堆積の厚さ 火山灰等の粒子	微量 (0.05cm以下) 細かい	0.05～0.3cm	0.3～2cm	2～10cm	10cm以上 粗い
電力		・ 降雨による碍子の絶縁低下により停電 ・ 水力発電所取水停止 ・ 太陽光発電発電量低下 (0.03cm)		・ 一部施設送電停止		・ 倒木や家屋倒壊に伴う断線 ・ 倒木や家屋倒壊に伴う断線
上水道		【堆積厚によらない影響】 ・ 火山灰が原水に混ざり水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、または断水する可能性がある。 ・ 水需要が増加することにより水不足が生じる可能性がある。 ・ 堆積していた火山灰が雨水と共に原水に流入し、沈殿池や沈砂池等に堆積することによる浄水施設の処理能力の低下。				
下水道		【堆積厚によらない影響】 ・ 沈殿池の埋積、ろ過材の目詰まり等により、下水処理場の処理能力が低下・機能不全となって、下水道の使用が制限される可能性がある。 ・ 下水管路(雨水)の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。				
通信		・ 噴火直後大量のアクセスにより電話がつながりにくくなる	・ 携帯電話のアンテナへの火山灰付着により通信障害			・ 基地局の空調設備に不具合が生じると、機器が正常に動作しなくなり、通信障害が生じる
建物						・ 体育館等、長スパン建物の損壊 ・ 木造家屋倒壊 (30cm)

各数値は、過去の噴火記録等から推計

日常生活等に深刻な影響
日常生活等に一部支障あり
影響は限定的

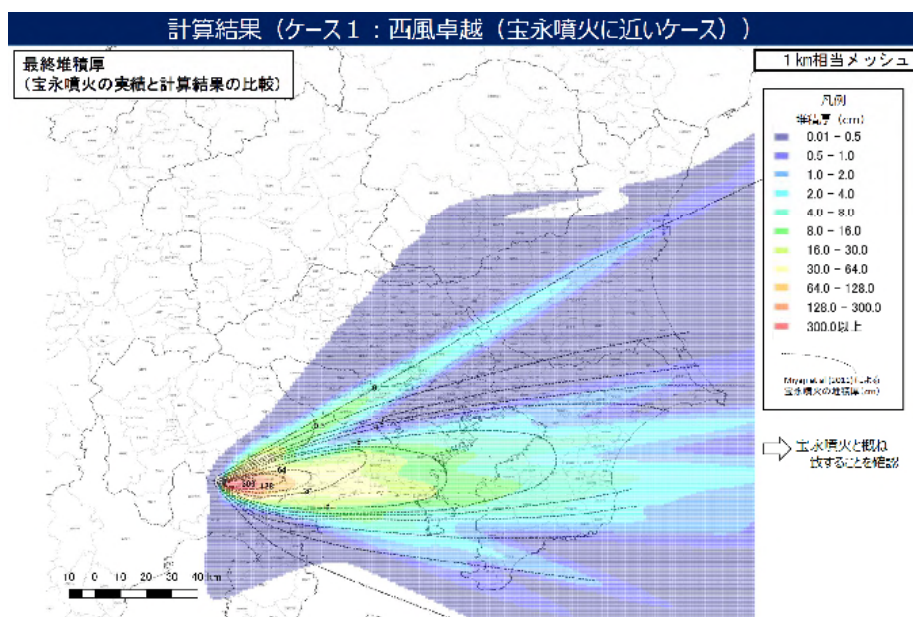
太文字: 直接的な影響
通常文字: 人為的判断等
赤文字: 降雨の影響

出典：富士山火山避難基本計画 資料編（令和5年3月，富士山火山防災対策協議会）

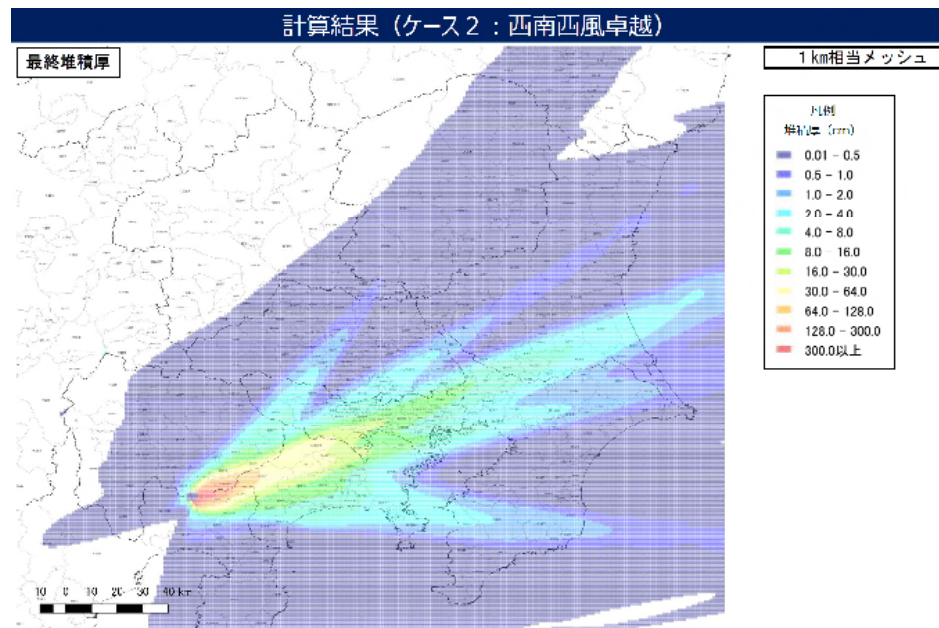
【※参考：降灰シミュレーションの計算結果（令和2年4月，大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ）】

- ・噴火の総噴出量，噴出率，継続時間は，富士山の最近の山頂噴火及び山腹噴火の活動時期（須走-b期）以降で火砕物が主である噴火の中で最大の噴火であり，噴火・降灰の実績が研究により最もよく判明している噴火である，宝永噴火の実績を活用。
- ・降灰分布が大きく依存する風向風速については，過去10年の館野の高層観測データ（気象庁）から，
 - 宝永噴火の実績に類似する西風卓越ケース
 - 影響下の人口・資産が大きくなる西南西風卓越ケース
 - 風向の変化が比較的大きい南よりの風のケース
 を設定。
- ・ここで計算した降灰分布は，対策を検討するためのケースであり，将来の富士山噴火時の降灰分布の予測ではないことに留意。

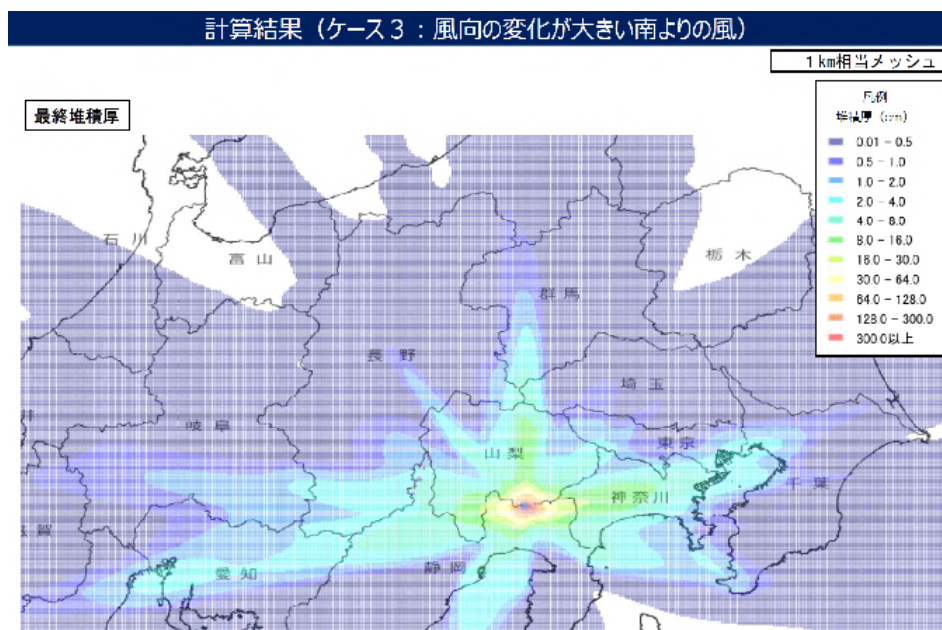
	ケース1	ケース2	ケース3
規模・噴出率	宝永噴火の規模・噴出率		
継続時間	15日間		
風向	西風卓越（2018年12月16～30日）	西南西風卓越（2010年10月14～28日）	変化が大きい南よりの風（2012年9月2～16日）
降灰分布	神奈川県と千葉県に降灰分布の中心	神奈川県と東京都に降灰分布の中心	山梨県，静岡県，神奈川県に降灰分布の中心
ケースの特徴	宝永噴火の実績と類似。	10cm以上の降灰範囲の人口・資産が比較的大きい。	比較的風向の変化が大きい。



※降灰地域は噴火の推移（噴出率／噴煙柱の高さ）・風向風速によって変わる。計算結果はケーススタディのための一例である。



※降灰地域は噴火の推移（噴出率／噴煙柱の高さ）・風向風速によって変わる。計算結果はケーススタディのための一例である。



※降灰地域は噴火の推移（噴出率／噴煙柱の高さ）・風向風速によって変わる。計算結果はケーススタディのための一例である。

第2章 災害予防計画

第1節 各防災機関の予防業務及び役割

1 目的

富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きいです。本章では、降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を策定します。

予防計画の実行に当たっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体、防災市民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等のつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、市区町村とともにこれらの進め方について検討していきます。

2 予防業務

(1) 市の予防業務

名称	予防業務
市	○ 災害対策本部体制の整備に関すること。 ○ 防災情報の収集体制の整備に関すること。 ○ 防災訓練に関すること。 ○ 避難体制に関すること。

(2) 指定公共機関の予防業務

名称	予防業務
JR東日本 JR東海	○ 鉄道施設の防災構造化及び復旧に関すること。
東京電力グループ (東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社)	○ 電力施設の防災構造化及び復旧に関すること。
KDDI	○ 固定電話、携帯電話、IP通信等の通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
NTT東日本 NTTドコモ NTTコミュニケーションズ	○ 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
ソフトバンク	○ 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
楽天モバイル	○ 電力施設の防災構造化及び復旧に関すること。

(3) 地方公共機関の予防業務

名称	予防業務
京王電鉄	○ 鉄道施設の防災構造化及び復旧に関すること。
東海汽船	○ 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること。

第2節 火山観測

1 富士山における国の火山観測体制

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他の機関
地震計：6台 GNSS：3台 空振計：2台 傾斜計：2台 監視カメラ：1台	地震計：8台 傾斜計：1台 歪計：1台 体積温度計：1台 全磁力：1台	地震計：6台 傾斜計：6台 雨量計：4台 気圧計：4台 GNSS：6台	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施しています。

出典：都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第2章 第2節 1

2 気象庁の実施する火山観測

区分	内容
震動観測	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測します。
地殻変動観測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測します。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行います。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測します。
その他の観測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測します。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測します。

出典：都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第2章 第2節 1

第3節 訓練及び防災知識の普及

総務部・市各部・都水道局・調布消防署・調布警察署・東京電力・東京ガスグループ・NTT東日本・京王電鉄(株)・調布FM

都の地域に一度降灰があると、大きな混乱が予想されます。このため、震災編第2部第2章第5節【予防対策】Ⅰ(3)「防災教育・防災訓練の充実」によるほか、火山活動に常時対応できるよう、市及び防災機関は、防災知識の周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施し、災害時に応急活動が円滑に行えるよう努めます。

第4節 市民等の防災行動力の向上

Ⅰ 災害に強い社会づくり

市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、市民、ボランティア団体等との相互連携及び相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力します。

(1) 市民等の役割

総務部

- ア 日頃から報道機関、市、都等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておきます。
- イ 市が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておきます。
- ウ 降灰時の屋内退避に備え、以下の物品を備蓄に努めます。
 - ・防塵マスク、防塵ゴーグル
 - ・火山灰の清掃用具（ほうき、塵取り、スコップ）、回収用ゴミ袋
 - ・収集した火山灰の運搬用リヤカー
 - ・食料、飲料水、衣料品、携帯ラジオ等（震災対策と共通）
- エ 降灰を屋内に侵入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておきます。
- オ 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認します。
- カ 地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加します。
- キ 自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力します。
- ク 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行います。
- ケ 要配慮者がいる家庭では、事前に防災市民組織、交番等に情報を提供しておきます。

(2) 防災市民組織の充実

総務部・生活文化スポーツ部・福祉健康部

震災編第2部第2章第5節【予防対策】2(1)「防災市民組織等の役割」を準用するほか、噴火降灰対策として、以下の役割も行います。

- ア 降灰被害に関する知識の普及、避難時の注意事項の周知等の徹底
- イ 地域内の要配慮者及び避難行動要支援者の把握並びに降灰被害発生時の支援体制の整備

(3) 事業所防災体制の強化

震災編第2部第2章第5節【予防対策】5「事業所による自助・共助の強化」を準用します。

また、噴火から市への降灰までには一定の時間的猶予があることから、事業所は、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させます。

(4) 市民・行政・事業所等の連携

総務部・生活文化スポーツ部・福祉健康部・調布消防署

震災編第2部第2章第5節【予防対策】7「市民・行政・事業所等の連携」を準用します。

2 ボランティア等との連携

行政経営部・総務部・生活文化スポーツ部・福祉健康部・都市整備部・調布消防署・社会福祉協議会

震災編第2部第2章第5節【予防対策】6「ボランティアとの連携」を準用します。

3 要配慮者の安全確保

総務部・子ども生活部・福祉健康部・関係機関・団体

震災編第2部第2章第5節【予防対策】2(2)「避難行動要支援者支援対策」を準用します。

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 応急活動体制

総務部・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

応急活動体制は、震災編第2部第5章第5節【応急対策】Ⅰ「初動態勢」を準用します。

第2節 情報の収集及び伝達

市本部・市各部・都・調布警察署・気象庁・その他関係機関

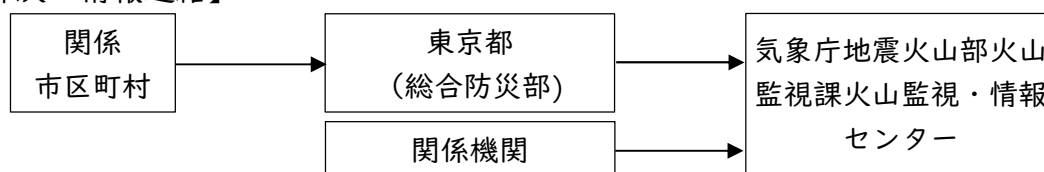
降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要です。

本章では、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定めます。

Ⅰ 火山（降灰）情報

東京都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約されます。

【降灰の情報連絡】



出典：都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第3章 第2節 Ⅰ

降灰調査項目は、以下のとおりとします。

調査項目

- (1) 降灰の有無及び堆積の状況
- (2) 時刻及び降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類、特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量及び降灰の厚さ（可能な場合）

【降灰の強さ ※火山観測指針（気象庁,1999）を一部改変】

階級	解説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確に分かり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

出典：都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第3章 第2節 1

東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表されます。解説資料は、都、市区町村及び関係防災機関に伝達されます。

火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行います。

名称	内容
市	○ 降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、市民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て市民に周知します。

2 降灰予報

気象庁は平成20年より降灰予報の発表を開始しました。

平成27年3月に量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとしました。

また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報します。

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供します。

降灰予報 (定時)	○ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により市民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表します。 ○ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表します。 ○ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲及び小さな噴石の落下範囲を提供します。
降灰予報 (速報)	○ 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表します。 ○ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供します。
降灰予報 (詳細)	○ 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表します。 ○ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表します。 ○ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供します。

出典：都地域防災計画 火山編（平成30年修正）第4部 第3章 第2節 1

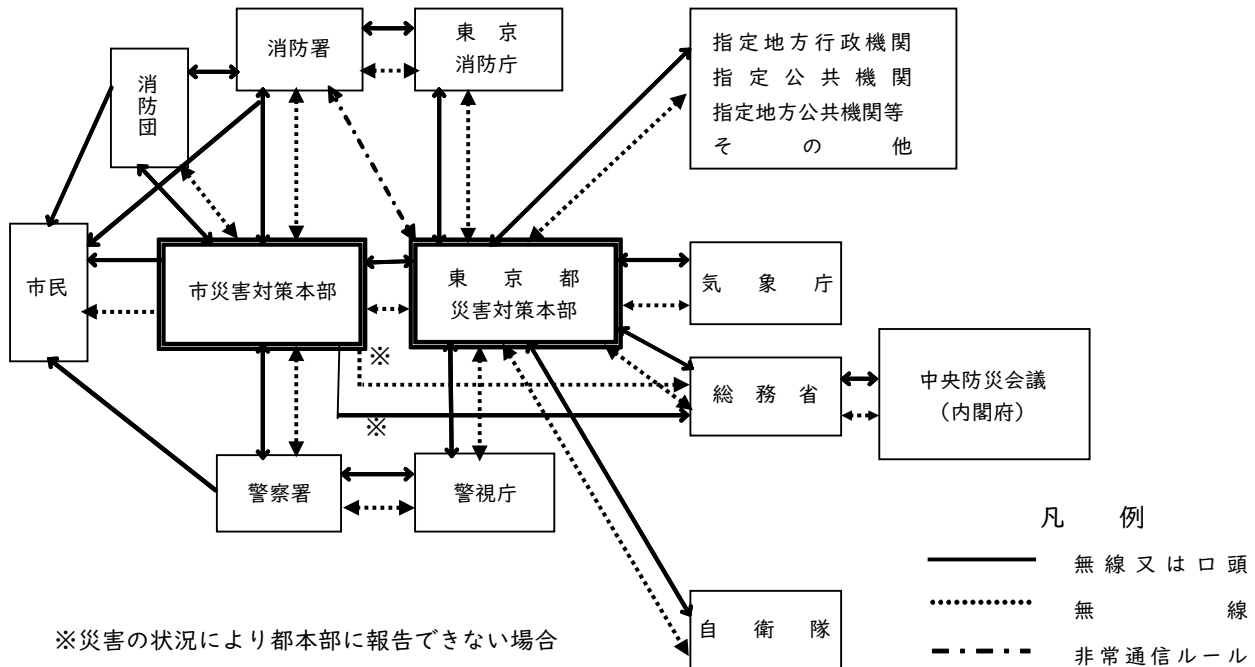
【降灰量階級表（参考）】

名称	表現例		影響と取るべき行動		その他の影響
	降灰の厚さ	路面や視界のイメージ	人	道路	
多量	1mm以上	路面が完全に火山灰で覆われ、視界不良となります。	外出を控えましょう 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が始めます。	運転を控えましょう 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じます。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがあります。
やや多量	0.1mm～1mm	火山灰が降っているのが明らかに分かり、道路の白線は見えにくくなります。	マスク等で防護しましょう 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがあります。	徐行運転しましょう 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがあります。 道路の白線が見えなくなるおそれがあります。	稲などの農作物が収穫できなくなるほか、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがあります。
少量	0.1mm未満	火山灰が降っているのがようやく分かり、うっすら積もる程度です。	窓を閉めましょう 火山灰が衣服や身体に付着する目に入るときは痛みを伴います。	フロントガラスの除灰が必要です。 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良となりえます。	航空機が運航不可となります。

3 情報連絡体制

市各部・都・調布警察署・調布消防署・気象庁・東京管区気象台・NTT東日本・各放送機関・その他関係機関

情報連絡体制は、震災編第2部第6章第5節【応急対策】1「防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）」を準用し、特に、富士山が噴火した場合は次の系統による情報連絡を行います。



4 市民への広報・問い合わせ対応

市各部

市は、降灰予報等により、市域に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を、防災行政無線、一斉配信メール、ホームページ等で市民等に提供します。

また、状況に応じて問い合わせ窓口を設置し、市民等からの問い合わせに対応します。

5 降灰調査・報告

市各部

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査して東京都に報告します。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握します。

6 被害状況等の調査報告

市各部・都・調布警察署・調布消防署・その他関係機関

被害状況等の調査報告は、震災編第2部第6章第5節【応急対策】2「防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）」を準用します。

第3節 応援協力・派遣要請

災害対策行政経営部・災害対策総務部・関係各部・都総務局・自衛隊

降灰により被害を受け又は受けるおそれがある場合、各防災機関及び市民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援及び救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要があります。

応援協力・派遣要請は、震災編第2部第5章第5節【応急対策】3「応援協力・派遣要請」を準用します。

第4節 警備・交通規制

災害対策総務部・災害対策都市整備部・都建設局・調布警察署・相武国道事務所・関東地方整備局・中日本高速道路㈱

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されます。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要です。

1 警備

警備は、震災編第2部第4章第5節【応急対策】1「道路・橋梁」を準用します。

2 交通規制

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施することが必要です。

交通規制は、震災編第2部第4章第5節【応急対策】1「道路・橋梁」を準用します。

第5節 避難等

総合防災安全課・災害対策行政経営部・災害対策市民部・災害対策生活文化スポーツ部・災害対策子ども生活部・災害対策福祉健康部・災害対策教育部・教育委員会・都・調布警察署・調布消防署

避難等は、震災編第2部第9章第5節【応急対策】1「避難誘導・安否確認」を準用します。

第6節 救援・救護

市各部・事務局保健医療対策班・市災害医療コーディネーター・災害医療対策本部・調布消防署・調布警察署・国・都環境局・都総務部・都福祉保健局・監察医務院・警視庁・市医師会・市歯科医師会・調布市薬剤師会・災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局・日赤東京都支部・市教育委員会・関東東北産業保安監督部・関東運輸局・自衛隊・その他事業者等

救援・救護は、震災編第2部第5章第5節【応急対策】2「消火・救助・救急活動」及び震災編第2部第7章「医療救護・保健等対策」【応急対策】1～7を準用します。

第7節 交通機関の応急・復旧対策

災害対策総務部・災害対策環境部・災害対策都市整備部・都建設局・都港湾局・調布警察署・相武国道事務所・関東地方整備局・中日本高速道路(株)・京王電鉄(株)

交通機関の応急・復旧対策は、震災編第2部第4章第5節【応急対策】1「道路・橋梁」、2「鉄道施設」、3「河川・空港施設」及び【復旧対策】1「道路・橋梁」、2「鉄道施設」、3「河川・空港施設等」を準用します。

第8節 ライフライン等の応急・復旧対策

災害対策総務部・災害対策環境部・災害対策都市整備部・都水道局・都下水道局・調布郵便局・東京電力・東京ガスグループ・調布狛江プロパンガス商工組合調布支部・日本郵便株式会社・NTT東日本

電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、極めて大きな影響があります。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければなりません。

なお、都市ガス施設の大半を占めるガス管は、道路下に埋設されているため、降灰の影響を受けません。

ライフライン等の応急・復旧対策は、震災編第2部第4章第5節【応急対策】4「水道」、5「下水道」、6「電気・ガス・通信など」、7「エネルギーの確保」及び【復旧対策】4「水道」、5「下水道」、6「電気・ガス・通信など」を準用します。

第9節 宅地等の降灰対策

災害対策環境部・災害対策都市整備部

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなります。

このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要があります。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則です。しかし、一般の市民では対応が困難な場合については、市が対応します。

各機関の対応は次のとおりです。

名称	内容
市	○ 宅地の降灰について、以下の対策を行います。 1 降灰予報及びその他火山情報の把握 2 宅地の降灰運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定 5 被害額の算定及び報告
都都市整備局	○ 降灰予報及びその他火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行います。
国土交通省 都市・地域整備局	○ 都及び市区町村からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講じます。

第10節 火山灰の収集及び処分

災害対策環境部・施設管理者

1 火山灰の収集・運搬

- 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとします。
- 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとします。
- 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行うものとします。
- 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとします。

2 火山灰の除去・処分

火山灰の処分は、市が都や関係機関と調整して行います。

登録番号
(刊行物番号)

●●●●-●

調布市地域防災計画 令和6年（2024年）修正

発行日 令和6年●月

編集・発行 調布市防災会議

[調布市防災会議事務局]調布市総務部総合防災安全課

〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1

電話 042-481-7111（代表），481-7346（総合防災安全課）

ホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp>

印刷 市内印刷

